

---

2022年7月以降にご契約されたお客様向け



# 株式会社 トコちゃんねる静岡

## サービスご加入に関する重要事項説明 契約約款・利用規約

### はじめに

株式会社トコちゃんねる静岡(以下「当社」といいます)のサービスへお申しいただき、ありがとうございます。  
本書は、ご契約にあたり、お客様にご確認いただきたい事項を説明しております。必ずお読みくださいますよう、  
お願いいたします。  
本書巻末に2025年1月現在の契約約款および利用規約を掲載しております。最新の内容についてはホームページを  
ご確認ください。

<https://www.tocochannel.jp>

通信環境が無い場合やご不明な点がございましたら、カスタマーセンターまでご連絡ください。  
本書に記載の金額は2025年1月現在の税込金額です。

---

2025年1月版

---

# 目次

## はじめに

ご契約にあたり .....	1 ページ
料金のお支払いと請求について.....	1 ページ
初期契約解除について .....	1 ページ
電話サービス利用料の請求について.....	2 ページ
設置工事について.....	2 ページ
解 約.....	3 ページ
転居手続き .....	7 ページ

## ケーブルテレビ放送サービス

ケーブルテレビ放送サービス設置工事について.....	8 ページ
NHK 受信料について .....	8 ページ
番組ガイドについて.....	9 ページ
オプションチャンネル(パイチャンネル)について .....	9 ページ
B-CAS/C-CAS カードについて .....	9 ページ
ファミ録 Air(HDD 内蔵セットトップボックス)について .....	10 ページ
ファミ録ブルーレイ (ブルーレイディスクドライブ / HDD内蔵セットトップボックス)について .....	11 ページ
4K 放送対応STB(HDD 内蔵セットトップボックス) について.....	11 ページ
画面比率について.....	12 ページ
成人認証について.....	12 ページ
録画制限について.....	12 ページ
一時停止について.....	12 ページ
その他.....	13 ページ
トリプル割引(自動更新プラン)に関する重要事項説明 .....	13 ページ

## インターネット接続サービス(ひかり de ネット)

ひかり de ネット設置工事について.....	16 ページ
現在ご利用の他社プロバイダについて.....	16 ページ
基本サービスについて.....	16 ページ
オプションサービスについて.....	16 ページ
「Security Z(セキュリティゼット)」とは .....	17 ページ
遠隔サポートサービスについて.....	18 ページ
ホームネットワーク用機器レンタルについて .....	20 ページ
出張接続設定サポートについて .....	20 ページ
対象 OS について .....	21 ページ
アカウント、パスワードについて .....	21 ページ
インターネットが繋がらなくなったら.....	21 ページ
一時停止 .....	21 ページ
お問い合わせ .....	22 ページ
その他.....	22 ページ

## 電話サービス(ケーブルプラス電話・ひかり de トーク (S))

電話サービス .....	23 ページ
「ケーブルプラス電話」に関する説明事項(重要) .....	23 ページ
「ひかり de トーク (S)」の重要事項説明.....	33 ページ
契約について .....	33 ページ
ご利用にあたって .....	36 ページ
複数番号サービスについて .....	36 ページ
登録住所について(お引越しの時には...) .....	36 ページ
電話帳掲載について .....	36 ページ

個人情報.....	37 ページ
ユニバーサルサービス料について.....	37 ページ
電話リレーサービス料について.....	37 ページ
サービスの解約について.....	37 ページ

## トコちゃんスマート TV(ケーブルプラス STB-2)

サービスについて.....	39 ページ
最低利用期間について.....	39 ページ
解約について.....	39 ページ
アプリケーションについて.....	39 ページ
視聴年齢制限について.....	40 ページ
インターネットの利用について.....	40 ページ
録画機能について.....	40 ページ
無線接続の環境について.....	40 ページ
損害賠償について.....	40 ページ
機器について.....	41 ページ
個人情報の取り扱い.....	41 ページ
その他事項について.....	41 ページ

## プライバシーポリシー([https://www.tocochannel.jp/about/privacy\\_policy.html](https://www.tocochannel.jp/about/privacy_policy.html))

個人情報のお取り扱いについて.....	42 ページ
---------------------	--------

## 契約約款・利用規約

- ケーブルテレビ放送サービス契約約款
- インターネット接続サービス契約約款
- インターネット接続サービス契約約款(ホールセール)
- メールウイルスガード利用規約
- かんたん迷惑メール対策利用規約
- メールウイルスチェック 利用規約
- Security Z 利用規約
- トコとんサポートサービス会員規約
- 遠隔サポート利用規約
- ケーブルプラス電話ご利用規約
- ひかり de トーク (S) 契約約款
- トコちゃんスマート TV サービス加入契約約款 / (ケーブルプラス STB-2)
- トレンドマイクロ利用規約
- 「ウイルスバスター for au」のご使用前に必ずお読みください
- TOKAI グループ TLC 会員サービス約款
- TOKAI グループ TLC ポイントサービス規約



# はじめに

## ご契約にあたり

1. ご契約後、当社より契約内容確認の連絡をさせていただきます。
2. 未成年者のご契約は、親権者の方の同意が必要です。
3. ご高齢者のご契約につきましては、必要に応じ、ご家族または代理の方にご説明をさせていただきます。十分なご理解の上、ご契約ください。
4. 加入申込書の記載事項に不備(名義、捺印、識別のための番号及び符号情報の相違・記入漏れ)がある場合は、工事が遅れる場合がございます。

## 料金のお支払いと請求について

1. 工事費や毎月のご利用料金のお支払いは、当社指定銀行・ゆうちょ銀行からの口座振替または当社指定のクレジットカード(アプラス・NICOS・VISA・マスター・JCB・AMEX)といたします。
2. お支払いの開始はサービス利用開始日の翌月からとなります。
  - ・口座振替の振替日は、毎月 27 日です。(非営業日の場合は、翌営業日になります)
  - ・クレジットカードの請求日は、クレジットカード会社の引落日に準じます。
3. お支払いいただく料金については、原則として月々の明細書・領収書の発行は行いません。ご希望のお客様には発行手数料 110 円/1 部にて発行させていただきます。
4. 初回請求は、以下の料金となります。
  - ・工事費、契約事務手数料等の初期費用
  - ・工事日翌月の月額ご利用料金
5. 既にいずれかのサービスを利用中のお客様が新たにサービスを追加された場合、または複数商品(放送・インターネット・電話等)のお申し込みでサービスにより工事日が異なる場合の月額料金の適用は、各サービスの工事完了月の翌月からになります。セット料金の適用は、係るサービス全ての工事完了月の翌月からとなります。ご不明な点がある方はカスタマーセンターまでお問い合わせ下さい。
6. 月額料金の内訳
 

毎月のご請求額は、ご請求月 1 日現在で契約されているサービスの月額ご利用料金(請求月分)となります。

ケーブルプラス電話をご利用の場合には、利用開始月および解約月については、月額基本料の日割り分をご請求させていただきます。

## 初期契約解除について

本件サービスの提供開始日もしくは加入契約内容の確認書受領日のいずれか遅い日から8日間は、加入本契約の解除(以下「初期契約解除」といいます。)ができます。

初期契約解除は、放送サービス、インターネット接続サービスに適用されます。詳細な内容につきましては各サービス契約約款をご確認ください。

お客様が初期契約解除を適用された場合は、以下の費用を請求する場合があります。

### ■放送サービス

・工事費	お客様個々に発送する「加入契約内容の確認書」に記載の実費
・契約事務手数料	なし
・月額利用料及び付加機能料金	日割り計算となります。

### ■インターネット接続サービス(FTTH インターネット)

・工事費	最大 27,500 円(撤去費用を含みます)
・契約事務手数料	880 円
・月額利用料及び付加機能料金	日割り計算となります。

## 電話サービス利用料の請求について

電話サービス[ケーブルプラス電話、ひかりdeトーク(S)]のご利用料金については、以下のとおり、1ヶ月遅れてのご請求となります。

ご解約時には、解約月のご利用料をその翌月に請求させていただきます。

テレビサービスやインターネットサービス月額利用料ご請求のタイミングと異なりますので予めご了承ください。

ユニバーサルサービス料は、月額基本料の請求がある月に合わせてご請求いたします。

### ■ケーブルプラス 電話ご請求イメージ

	4月	5月	6月	.....	2月	3月	4月
ご利用月	●	●	●	.....	●	●	●
ご請求月	●	●	●	.....	●	●	●
ご請求内容		4月分月額基本料(日割り) + 4月分通話料	5月分月額基本料 + 5月分通話料		1月分月額基本料 + 1月分通話料	2月分月額基本料 + 2月分通話料	3月分月額基本料(日割り) + 3月分通話料

### ■ひかりdeトーク(S) ご請求イメージ

	4月	5月	6月	.....	2月	3月	4月
ご利用月	●	●	●	.....	●	●	●
ご請求月	●	●	●	.....	●	●	●
ご請求内容		4月分月額基本料請求なし 4月分通話料のみ請求	5月分月額基本料 + 5月分通話料		1月分月額基本料 + 1月分通話料	2月分月額基本料 + 2月分通話料	3月分月額基本料(満額) + 3月分通話料

#### 【ご注意!】

ひかりdeトークS ご利用のお客様が、ケーブルプラス電話への切替をした場合、切替月の翌月には、ひかりdeトークS の月額基本料(満額)通話料・ユニバーサルサービス料に加え、ケーブルプラス電話の月額基本料(日割り)通話料・ユニバーサルサービス料・電話リレーサービス料をご請求いたします。

## 設置工事について

### 1. 事前のお願い(工事全般)

作業を開始する前に、下記に関して予めご確認・ご協力をお願いいたします。

当社サービスの施工にはエアコン取り付け口等、機器を設置する部屋にケーブルを通す箇所がない場合、または利用できない場合は、外壁に施工上必要な開口作業、及び防水加工を行います。ケーブルはビスで固定いたします。

※開口部の位置は工事当日、作業員とご相談ください。

※解約時は機器の撤去が必要となりますが、開口部分は、コーキング材による防水処理までとなります。

※賃貸物件の場合は、オーナー/管理会社の事前の承認が必要です。

1) 作業時間中は必ずご在宅、ご在室いただき、お立会いをお願いいたします。

(作業中、お客様にご確認やお問い合わせさせていただくこともございますので、ご協力をお願いいたします。)

2) 作業中には若干の騒音、振動を伴う場合がございます。

3) 作業の都合により、家具、調度品の移動などを行う場合がございます。移動に際しましてはお客様にその旨お伝えいたしますので、特に壊れやすいもの等に関しましてはお客様より取扱い等のご指示をいただきますようお願いいたします。



# はじめに

## 2. 工事が中止・延期になる場合

以下のような事情で工事を中止、又は延期させていただく場合がございます。

その場合、ご契約の取消しをさせていただく事もありますので、予めご了承ください。

- 1) トコちゃんねる静岡ケーブルテレビサービスの提供不可地域および不可物件であった場合
- 2) 商用ビル・大型戸建て住宅等の特殊な建物
- 3) 風雨等の天候不良
- 4) 当日の工事内容の変更、又は特殊な工事が必要になる場合
  - ケーブルテレビ放送サービス(ひかりde テレビ・デジパック 他)の設置工事について→ 8 ページをご参照ください。
  - インターネット接続サービス(ひかりde ネット・CATV インターネット)の設置工事について→ 16 ページをご参照ください。

## 解 約

### 1. 当社サービスを解約される場合は、カスタマーセンターまでご連絡ください。

解約の手続きをさせていただきます。解約の際は、当社指定の書面でのお手続きが必要な場合がございます。

※撤去工事につきましては、混み合っている場合がございますので、お早めにご予約ください。

ケーブルテレビの解約を希望される場合は、解約に伴う機器の撤去を希望される日の少なくとも 10 日以上前にご連絡ください。インターネットサービス、電話サービスの解約の場合も撤去工事が必要なためお早めにご連絡ください。

### 2. 最低利用期間は、下記のとおりとなります。

※最低利用期間が別途設定されたキャンペーンを適用の場合は、この限りではありません。

再送信サービス・ひかりde テレビ・放送基本サービス	1年
デジパック・ドリーム TV・各セレクトパック	1年
トコちゃんスマートTV	1年

最低利用期間以内に解約された場合は、残余の期間に対応する利用料金と同一額(消費税含む)を一括してお支払いいただきます。

### 3. 解約月の月額利用料金

停止した日に関わらず 1か月の利用料をいただきます。

ケーブルプラス電話は、解約日までの日割り料金をいただきます。

ひかりde トーク(S)の基本料、付加サービス利用料は解約日に関わらず 1か月の利用料、通話料は解約日までの通話分をいただきます。

4. 解約時には、撤去費がかかります。

ケーブルテレビ	再送信サービス・ひかりde テレビ・放送基本サービス	3,850 円
	デジパック・ドリームTV・各セレクトパック	2,200 円
	トコちゃんスマートTV	8,360 円
ひかりde ネット		8,800 円
ひかりプライマリー電話 (ひかりde トーク(S)・ケーブルプラス電話)		2,200 円
ひかりde ネットベーシック (ひかりde ネット + ひかりde トーク(S))		11,000 円
ひかりde ネット + ケーブルプラス電話		11,000 円

ただし、ひかりde ネット・ひかりプライマリー電話・ひかりde ネットベーシック・ひかりde ネット + ケーブルプラス電話は、解約時の撤去工事が当社都合による場合、契約期間に応じて低減し、契約満了時に 0 円となります。

5. ひかりde ネット・ひかりプライマリー電話・ひかりde ネットベーシック・ひかりde ネット + ケーブルプラス電話の最低利用期間は、ホームタイプで利用開始月の翌月より24 か月間、マンションタイプは 18 か月間となります。

なお、ひかりde ネットベーシック1G・ひかりde ネット1G+ ケーブルプラス電話を解約した場合、以下の料金が発生します。※継続割引(自動更新)適用時

解約時費用計算シート

ホームタイプ

単位:円

項目	開通月	1 か月目	2 か月目	3 か月目	4 か月目	5 か月目	6 か月目	7 か月目	8 か月目	9 か月目	10 か月目	11 か月目	12 か月目	13 か月目
撤去費(税込)	11,000	10,516	10,032	9,548	9,064	8,580	8,096	7,612	7,128	6,644	6,160	5,676	5,192	4,708
低減額(税込)	0	-484	-484	-484	-484	-484	-484	-484	-484	-484	-484	-484	-484	-484
初期費用割賦残金※ 1(税込)	26,400	25,300	24,200	23,100	22,000	20,900	19,800	18,700	17,600	16,500	15,400	14,300	13,200	12,100
分割支払額(税込)		-1,100	-1,100	-1,100	-1,100	-1,100	-1,100	-1,100	-1,100	-1,100	-1,100	-1,100	-1,100	-1,100
解約違約金(不課税) ※ 2	5,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050
合計	42,450	39,866	38,282	36,698	35,114	33,530	31,946	30,362	28,778	27,194	25,610	24,026	22,442	20,858

  

項目	14 か月目	15 か月目	16 か月目	17 か月目	18 か月目	19 か月目	20 か月目	21 か月目	22 か月目	23 か月目	24 か月目	25 か月目	26 か月目	27 か月目	28 か月目
撤去費(税込)	4,224	3,740	3,256	2,772	2,288	1,804	1,320	836	352	0	0	0	0	0	0
低減額(税込)	-484	-484	-484	-484	-484	-484	-484	-484	-484	-352	0	0	0	0	0
初期費用割賦残金※ 1(税込)	11,000	9,900	8,800	7,700	6,600	5,500	4,400	3,300	2,200	1,100	0	0	0	0	0
分割支払額(税込)	-1,100	-1,100	-1,100	-1,100	-1,100	-1,100	-1,100	-1,100	-1,100	-1,100	0	0	0	0	0
解約違約金(不課税)※ 2	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	0	0	0	5,050	5,050
合計	19,274	17,690	16,106	14,522	12,938	11,354	9,770	8,186	6,602	5,150	0	0	0	5,050	5,050

※ 1 月額割引制度・初期費用割引制度を適用した場合、初期費用(工事費)割賦残金が発生します。

※ 2 ひかりde ネットベーシック1G・ひかりde ネット1G+ ケーブルプラス電話ホームタイプご利用時の金額です。解約違約金は1か月分のサービス利用料相当額(オプションサービス含む)となります。ただし、継続割引適用時の契約期間(24 か月)の最終月、その翌月及び翌々月の 3 か月間を除きます。更新後の契約期間満了時も同様となります。

※放送サービスをご利用でトリプル割を適用した場合は、別途、撤去費および初期工事費割賦残金・解約違約金がかかります。



# はじめに

## マンションタイプ

単位:円

項目	開通月	1 か月目	2 か月目	3 か月目	4 か月目	5 か月目	6 か月目	7 か月目	8 か月目	9 か月目	10 か月目
撤去費(税込)	11,000	10,351	9,702	9,053	8,404	7,755	7,106	6,457	5,808	5,159	4,510
低減額(税込)		-649	-649	-649	-649	-649	-649	-649	-649	-649	-649
初期費用割賦残余金※1(税込)	19,800	18,700	17,600	16,500	15,400	14,300	13,200	12,100	11,000	9,900	8,800
分割支払額(税込)		-1,100	-1,100	-1,100	-1,100	-1,100	-1,100	-1,100	-1,100	-1,100	-1,100
解約違約金(不課税) ※2	4,050	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050
合計	34,850	32,101	30,352	28,603	26,854	25,105	23,356	21,607	19,858	18,109	16,360

  

項目	11 か月目	12 か月目	13 か月目	14 か月目	15 か月目	16 か月目	17 か月目	18 か月目	19 か月目	20 か月目	21 か月目	22 か月目
撤去費(税込)	3,861	3,212	2,563	1,914	1,265	616	0	0	0	0	0	0
低減額(税込)	-649	-649	-649	-649	-649	-649	-616	0	0	0	0	0
初期費用割賦残余金※1(税込)	7,700	6,600	5,500	4,400	3,300	2,200	1,100	0	0	0	0	0
分割支払額(税込)	-1,100	-1,100	-1,100	-1,100	-1,100	-1,100	-1,100	-1,100	0	0	0	0
解約違約金(不課税)※2	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050	0	0	0	4,050	4,050
合計	14,611	12,862	11,113	9,364	7,615	5,866	4,150	0	0	0	4,050	4,050

※1 月額割引制度・初期費用割引制度を適用した場合、初期費用(工事費)割賦残余金が発生します。

※2 ひかりde ネットベーシック1G・ひかりde ネット1G+ ケーブルプラス電話マンションタイプご利用時の金額です。解約違約金は1か月分のサービス利用料相当額(オプションサービス含む)となります。ただし、継続割引適用時の契約期間(18 か月)の最終月、その翌月及び翌々月の3か月間を除きます。更新後の契約期間満了時も同様となります。

※放送サービスをご利用でトリプル割を適用した場合は、別途、撤去費および初期工事費割賦残余金・解約違約金がかかります。

## 各項目のご説明

### ・撤去費

引込線およびONU・TA等の撤去工事費用

### ・低減額

各サービスの契約期間に応じた撤去費の低減額

### ・初期費用割賦残余金

月額割引制度・初期費用割引制度を適用し、かつ、最低利用期間内に解約した場合に発生する、初期費用(工事費)割賦残余金

### ・分割支払額

月額割引制度・初期費用割引制度を適用した場合の初期費用分割支払額

### ・解約違約金(不課税)

最低利用期間内にひかりde ネットベーシック1G・ひかりde ネット1G+ ケーブルプラス電話を解約した場合に発生する違約金です。1か月分のサービス利用料相当額(オプションサービス含む)※継続割引(自動更新)適用時



---

## 6. ひかりde ネット継続割引(自動更新)について

- ・ひかりde ネット利用開始月の翌月より24か月間(マンションタイプ 18 か月間)の継続利用をお約束いただいた方に適用される割引です。
- ・ホームタイプ 1,797 円、マンションタイプ 1,320 円を月額利用料より割引いたします。お約束期間経過後も上記期間の自動更新となります。
- ・契約期間内に解約した場合、解約違約金として1か月分のサービス利用料相当額(オプションサービス含む)がかかります。ただし、契約期間の最終月、その翌月及び翌々月の 3か月間を除きます。更新後の契約期間満了時も同様となります。

## 7. トリプル割引(自動更新プラン)違約金について

トリプル割引(自動更新プラン)を適用されている方で、契約期間内において放送サービスを解約した場合、下記の違約金がかかります。ただし、契約期間(36 か月)の最終月、その翌月及び翌々月の 3か月間を除きます。更新後の契約期間満了時も同様となります。

利用開始月より12か月以内:30,000 円(不課税) 13か月以上 24か月以内:20,000 円(不課税)

25か月以上 36か月以内:10,000 円(不課税) 1 度目の自動更新以降:10,000 円(不課税)

※引越し理由での解約の場合、転居先で当社放送サービスを継続利用いただく場合は当該違約金を免除いたします。

## 8. トリプル割引マンションタイプについて

トリプル割引を適用されている方で、契約期間内において放送サービスを解約した場合、下記の違約金がかかります。

利用開始月より12か月以内:5,000 円(不課税)

9. 撤去工事は、当社技術員の出張が必要となります。お客様ご自身でのお取り外しはご遠慮ください。

10. 以下の場合、何らかの通知・催告なくサービスの提供を停止、又は加入契約の解除をすることがありますのでご了承ください。

- ・料金等を2か月以上滞納された場合
- ・契約約款に違反する行為が認められた場合

上記によりサービスの供給を停止した場合、サービスの供給再開時に、再開工事費として 6,600 円をお支払いいただく場合がございます。

11. セットトップボックス・ONU 等の機器は、当社からの貸与品です。解約の際はご返却ください。紛失や故意による破損、ご返却のない場合は損害金をお支払いいただきます。

損害金(購入代金相当額)

セットトップボックス…20,000 円/ 台(不課税)

B-CAS カード…3,000 円/ 台(不課税)

ONU…12,000 円/ 台(不課税)

ホームゲートウェイ機器…15,000 円/ 台(不課税)

メッシュWi-Fi 親機…25,000 円/ 台(不課税)

C-CAS カード…3,000 円/ 台(不課税)

ターミナルアダプタ…15,000 円/ 台(不課税)

ホームネットワーク機器…8,500 円/ 台(不課税)

メッシュWi-Fi 子機…10,000 円/ 台(不課税)

---



# はじめに

---

## 12. 解約後の注意事項

### 1) ケーブルテレビ

ご解約後、地上波チャンネル・BS デジタル・CS デジタルはお手持ちのアンテナへ接続し、ご視聴いただきますようお願いいたします。

アンテナ接続等の手配はお客様ご自身にて最寄りの電気店等へご相談ください。

### 2) ひかりde トーク(S)・ケーブルプラス電話

ご解約時、番号ポータビリティした番号を 他社 に戻す場合はお客様ご自身でご連絡をお願いいたします。

### 3) NHK 団体一括支払をご利用のお客様

当社放送サービスご解約後、NHK 団体一括支払も解約となります。以後のお支払いについては NHK へご連絡ください。

## 転居手続き

1. 転居の際には、カスタマーセンターまでご連絡ください。

2. トコちゃんねる静岡ケーブルテレビのサービスエリア内へのご転居であれば、サービスをご継続することができます。

その際、営業員による下見とご契約変更手続及び当社技術員による作業が必要となりますので、お早めにご連絡ください。

なお、地域や建物によりサービスのご提供ができない場合がございますのでご了承ください。

3. 新築時に導入をご検討いただく場合は、早期の段階でのご検討・ご相談をお勧めいたします。設計段階からご相談いただくことで、目的に応じた配管工事ができますので、外観を損ねることなく設置が可能となります。ご希望により建設会社様との直接のお打ち合わせも承りますので、事前にご相談ください。

4. サービスのご提供ができない場合は解約となります。

### 5. ケーブルプラス電話・ひかりde トーク(S) 転居の注意事項

1) ケーブルプラス電話・ひかりde トーク(S) にご加入後、転居される場合は、電話番号を継続してお使いにできない場合がございますのでご了承ください(番号ポータビリティサービスを含む)

2) エリア外へ転居される場合はお客様ご自身にて NTT[0800-2000-116]への手続きが必要となります。



# ケーブルテレビ放送サービス

## ケーブルテレビ放送サービス設置工事について

1. トコちゃんねる静岡の標準工事は建物の既設配線設備を利用しての施工となります。配線状況によっては施工できない、又は工事を延期とさせていただくことがあります。
2. 当社より貸与する専用デジタルセットトップボックスを、お使いの TV へ接続いたします。
3. デジタルセットトップボックスで双方向サービスをご利用になる場合は、電話回線またはブロードバンド回線への接続が必要です。電話回線接続またはブロードバンド回線への接続については、当社施工範囲外となります。
4. 当社のデジタル放送を本来の画質でご視聴いただくにはデジタル放送対応テレビが必要です。また、ハイビジョン放送のご視聴には HDMI 端子のついたテレビをご利用ください。方法によっては、別途工事が必要になる場合がございます。
5. 建物内部の使用 TV 線に支障(損傷・劣化・5CFV 以下の規格など)がある場合、映像の品質が保証できない場合がございます。
6. ブースター・保安器等の機器設置場所は、事前にお客様とご相談の上、設置場所を決定いたします。

## NHK 受信料について

1. 日本放送協会(NHK)の受信料は、月々の基本利用料の中には含まれておりません。NHK の番組をお楽しみいただくには、衛星契約が必要です。
2. 加入者のお客様にはお得な「NHK 団体一括支払」をご用意しています。

	2 か月払	6 か月払	12 か月払
口座・クレジット・継続振込等(税込)	3,900 円	11,186 円	21,765 円
団体一括のご利用(口座振替・クレジット)(税込)	3,540 円	10,106 円	19,605 円
差額(1 年あたり)	2,160 円	2,160 円	2,160 円

### 3. NHK団体一括支払について

- 1) NHK 受信契約名義はトコちゃんねる静岡ケーブルテレビ契約名義と同一になります。
  - 2) トコちゃんねる静岡ケーブルテレビの NHK 団体一括契約にお申しいただいた場合、お支払いはご利用料金のお支払いと同じ方法になります。
  - 3) 現在 NHK 受信料を前払いされている場合は、前払い期間終了後のお取扱いとなります。NHK 放送受信料を地上契約でお支払されている場合、団体一括支払開始までの期間の衛星受信料との差額精算が発生する場合がございます。  
新規で NHK 受信契約をお申しいただいた場合、団体一括支払開始までの期間の精算額が発生する場合がございます。
  - 4) 手続きの都合上お取扱いが遅れる場合もございますので、ご了承ください。
  - 5) ケーブルテレビにご契約いただいたお客様が NHK BS デジタル放送を視聴される際、NHK にご連絡をお願いする旨の案内が表示される場合がありますので、予めご了承ください。
4. お客様ご自身で NHK 受信料をお支払いになる場合は、直接 NHK へご連絡のうえ、お支払いをお願いいたします。



# ケーブルテレビ放送サービス

---

## 番組ガイドについて

番組内容はトコちゃんねる静岡ホームページ(チャンネル一覧)やセットトップボックスまたはお手持ちのテレビの「電子番組表(EPG)」機能からもご確認いただけます。

冊子型番組ガイドは前月 25 日頃より順次発送いたします。

月末までに届かない場合はカスタマーセンターまでご連絡ください。

なお、放送サービスにご加入の方で、購読ご希望の場合、220 円/冊で販売いたします。

## オプションチャンネル(パイチャンネル)について

1. オプションチャンネルのみのご契約はできません。
2. オプションチャンネルは、セットトップボックス 1 台ごとの契約となります。
3. オプションチャンネルは最低 1か月間のご利用をお願いしています。
4. オプションチャンネルのお申込はカスタマーセンターまでご連絡ください。
5. 株式会社 WOWOW ご契約の方へ

### 1) お手続

ご視聴には、株式会社 WOWOW との契約が必要です。

WOWOW のお申し込みを希望される方は、直接 WOWOW カスタマーセンター(0120-800-912) へご連絡ください。

手続き完了後に、株式会社 WOWOW より契約内容の確認が郵送されます。

### 2) 個人情報について

契約時に関する事務手続きにあたっては、株式会社 WOWOW 及び当社で共有する場合がございます。

### 3) 契約期間について

契約期間が 1か月に満たない場合には、1か月分の WOWOW 料金をお支払いいただきます。

### 4) 解約について

株式会社 WOWOW ご解約にあたっては、直接株式会社 WOWOW カスタマーセンター(0120-800-912) へご連絡ください。

## B-CAS カード / C-CAS カードについて

1. デジタル放送受信のためにBS デジタル放送用 IC カード(以下「B-CAS カード」という) / デジタル CATV 放送限定受信 IC カード(以下「C-CAS カード」という)が必要となります。紛失・破損した場合は、カスタマーセンターへご連絡ください。
  2. B-CAS カードを紛失・破損された場合は、再発行費用として 3,000 円(不課税)をいただきます。
  3. C-CAS カードを紛失・破損された場合は、再発行費用として 3,000 円(不課税)をいただきます。
-

- 
4. B-CAS カードについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズから貸与されるものであり、その扱いについては同社の「B-CAS カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。
  5. C-CAS カードの所有権は、当社に帰属し、当社の手配による以外のデータ追加・変更・改竄は禁止し、それらがおこなわれたことによる当社及び第三者に及ぼされた損害・利益損失についてはお客様が賠償するものとします。
  6. お客様は、加入契約の解約若しくは解除時は、B-CAS カード及び C-CAS カードを当社に返還するものとします。また、当社は、必要に応じてお客様にB-CAS カード及び C-CAS カードの交換及び返却を請求することができるものとします。

## ファミ録 Air

### (HDD 内蔵セットトップボックス : Panasonic 製 TZ- HDT621PW)について

1. HDD 内蔵セットトップボックス は、内蔵チューナーにて受信するデジタル放送のみ録画できます。
  2. ブルーレイ・DVD プレーヤー/レコーダーは内蔵されていません。
  3. HDD 内蔵セットトップボックス の不具合、毀損及び紛失等の原因により、録画・編集したデータが滅失した場合、または正常に録画が出来なかった場合等の損害について、当社は責任を負いません。
  4. 予約録画に関しては事前によく確認し、設定を行ってください。チャンネル側の都合により、番組内容が変更となる場合がございますので、予めご了承ください。
  5. 毎週予約、毎日予約、探して毎回予約(番組名から次回以降の放送を自動検索)などの繰り返し予約機能は実装されておりますが、放送日時が変更となった場合や、同じ名前の番組が見つからなかった場合には、正常に録画されない場合がございます。
  6. 録画した番組は個人でお楽しみください。
  7. 無線 LAN をご利用いただく場合、その通信方式の特性上、他の電波発生機器との干渉や、電波が遮断されて届かない等の理由により、操作反応が遅くなる場合や、映像が中断する場合がございます。
  8. リモート録画を利用する場合は、事前の設定が必要となります。
  9. HDD 内蔵セットトップボックス 及び CAS カードは弊社からの貸与品です。解約時は当社にご返却ください。紛失された場合は損害金をお支払いいただきます。
  10. HDD 内蔵セットトップボックス を修理・交換する場合、または返還する場合には、当該セットトップボックス に記録されたデータに関する一切の権利を放棄するものとします。録画した情報の移動はできません。なお、当社のサービス提供エリア内へ転居し、本サービスを継続する場合であっても、HDD 内蔵セットトップボックス の交換が必要となりますので、予めご了承ください。
  11. HDD 内蔵セットトップボックス の設置住所を当初取付時と変更される場合は、事前に当社までご連絡ください。
-



# ケーブルテレビ放送サービス

---

## ファミ録 4K ブルーレイ

### (ブルーレイディスクドライブ / HDD 内蔵セットトップボックス : Panasonic 製 TZ- BT9000BW) について

1. 「ファミ録 4K ブルーレイ」は当社指定のブルーレイディスクドライブ / HDD 内蔵セットトップボックス（以下「ブルーレイ内蔵セットトップボックス」という）を利用したサービスです。
2. ブルーレイ内蔵セットトップボックスは、内蔵チューナーにて受信するデジタル放送のみ録画できます。
3. ブルーレイ内蔵セットトップボックスの不具合、毀損及び紛失等の原因により、録画・編集したデータが滅失した場合、または正常に録画が出来なかった場合等の損害について、当社は責任を負いません。
4. 予約録画に関しては事前によく確認し、設定を行ってください。番組配信元の都合により、番組内容が変更となる場合がございますので、予めご了承ください。
5. 録画した番組は個人でお楽しみください。録画した情報の移動については当社は責任を負いません。
6. ブルーレイ内蔵セットトップボックス及び CAS カードは当社からの貸与品です。解約時は当社にご返却ください。紛失、故意による破損、ご返却のない場合には損害金をお支払いいただきます。
7. ブルーレイ内蔵セットトップボックスを修理・交換する場合、または返還する場合には、当該セットトップボックスに記録されたデータに関する一切の権利を放棄するものとします。なお、当社のサービス提供エリア内へ転居し、本サービスを継続する場合であっても、セットトップボックスの交換が必要となりますので、予めご了承ください。
8. ブルーレイ内蔵セットトップボックスの設置住所を当初取付時と変更される場合は、事前に当社までご連絡ください。

## 4K 放送対応 STB

### (HDD 内蔵セットトップボックス:テクニカラー・ジャパン製 BD-V5700R、Panasonic 製 TZ-HT3500BW)について

- 「4K 放送対応 STB」は当社指定の HDD 内蔵 STB(デジタルセットトップボックス)を利用したサービスです。
  - HDD 内蔵 STB は、内蔵チューナーにて受信する 4K 放送とデジタル放送のみ録画できます。
  - ブルーレイ・DVD プレーヤー / レコーダーは内蔵されていません。
  - HDD 内蔵 STB の不具合、毀損及び紛失等の原因により、録画・編集したデータが滅失した場合、または正常に録画が出来なかった場合等の損害について、当社は責任を負いません。
  - 予約録画に関しては事前によく確認し、設定を行ってください。チャンネル側の都合により、番組内容が変更となる場合がございますので、予めご了承ください。
  - 毎週予約、毎日予約、探して毎回予約(番組名から次回以降の放送を自動検索)などの繰り返し予約機能は実装されておりますが、放送日時が変更となった場合や、同じ名前の番組が見つからなかった場合には、正常に録画されない場合がございます。
  - 録画した番組は個人でお楽しみください。
  - HDD 内蔵 STB 及び CAS カードは貸与品です。解約時は当社までご返却ください。紛失された場合は所定の損害金をご請求いたします。
  - HDD 内蔵 STB を修理・交換、または返却される場合、当該 STB に記録されたデータに関して当社は一切の責任を負いません。記録されたデータの移動は個人の責任において行ってください。
-



- 
- 「4K 放送対応 STB」は転居先で利用を継続される場合であっても HDD 内蔵 STB 本体の交換が必要となりますので、予めご了承ください。
  - 個人情報保護の規定を遵守した上で視聴状態の確認を行う為、本機と電気信号による通信を行いますので予めご了承ください。
  - HDD 内蔵 STB の設置住所を変更される場合は、事前に当社までご連絡ください。
  - 一部の機能はソフトウェアダウンロードにて対応予定です。
  - 2020 年 2 月現在の内容です。仕様・機能等は予告なく変更する場合がございます。

## 画面比率について

ワイドテレビ(16:9)をご利用の場合、標準画質(SD)で製作された番組は 4:3 の画面比率で放送しているため、16:9 のワイド画面テレビで受信されている場合、左右に黒い帯が出ます。

画面比率が 4:3 のテレビでハイビジョンで制作(画面比率 16:9 で放送)された番組を視聴する場合、画面上下に黒い帯が出ます。

## 成人認証について

1. 成人向けオプションチャンネルは、未成年の方のお申込をお断りいたします。
2. セットトップボックスには成人向けチャンネルの視聴をコントロールするペアレンタルロック機能がございます。ご利用下さい。
3. 視聴年齢制限がある番組については暗証番号が必要となります。お客様にて 4 桁の番号を設定して下さい。暗証番号認定後に暗証番号をお忘れの場合やエラー表示が出た場合はカスタマーセンターまで、ご契約者本人様にてお問い合わせください。

## 録画制限について

セットトップボックスで視聴可能な地上デジタル放送、BS デジタル放送、専門チャンネルの番組の多くは、著作権保護のために、コピー制御信号をつけて放送され、デジタル録画機器(DVD レコーダーやハードディスクビデオレコーダー、D-VHS など)への録画制限がかかっています。

## 一時停止について

1. お客様のご希望によるサービス提供の一時的な中断は 1か月単位を基本として受け付けております。カスタマーセンターまでご連絡ください。なお、一時停止の際は当社指定の書面でのお手続きが必要です。
2. 停止最長期間と停止期間中の利用料金

停止最長期間:6か月

停止中利用料金:0 円

※再開をご希望される場合は、カスタマーセンターまでご連絡ください。なお、再開の際も当社指定の書面でのお手続きが必要です。

一時停止をした場合は、再開にあたり、再開手数料 6,600 円をお支払いいただきます。

---



# ケーブルテレビ放送サービス

---

## その他

1. 「降雨減衰」(激しい風雨などで、衛星放送に使われる電波が弱くなること)が原因で一時的に放送が途切れる場合がございます。
2. チャンネルの編成は諸般の事情により変わることがあります。
3. 当社は、お客様がサービスの利用に関して損害を被った場合であっても、何らの責任も負いません。
4. 当社は、サービスに係わる施設その他の施設の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、お客様が所有又は占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合であっても、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

## トリプル割引(自動更新プラン)に関する重要事項説明

■「トリプル割引(自動更新プラン)」(以下「本プラン」と言います。)の適用サービスは以下となります。

- ・ひかりde テレビ+ ひかりde ネットベーシック各コース
- ・ひかりde テレビ+ ひかりde ネット各コース + ケーブルプラス電話
- ・ひかりde テレビ+TNC ひかりde ネットベーシック各コース
- ・ひかりde テレビ+TNC ひかりde ネット各コース + ケーブルプラス電話



## ホームタイプ

- 本プランは上記対象サービスの開通月の翌月より 36か月間(3 年間)以下のとおり月額利用料を割引いたします。但し、一部割引サービスとの併用はできません。なお、割引適用期間満了までに解約の申し出が無い場合、本プランは自動更新となります。

適用サービス	月額利用料	継続割引+セット割引+トリプル割引適用料金※1
ひかりde テレビ+ ひかりde ネットベーシック(10 G)	11,520 円(税別 10,473 円)	7,480 円(税別 6,800 円)
ひかりde テレビ+ ひかりde ネット(10 G)+ ケーブルプラス電話	12,433 円(税別 11,303 円)	7,480 円(税別 6,800 円)
ひかりde テレビ+ ひかりde ネットベーシック(2G)	10,574 円(税別 9,613 円)	6,534 円(税別 5,940 円)
ひかりde テレビ+ ひかりde ネット(2G)+ ケーブルプラス電話	11,487 円(税別 10,443 円)	6,534 円(税別 5,940 円)
ひかりde テレビ+ ひかりde ネットベーシック(ギガ速ホーム)	10,101 円(税別 9,183 円)	6,061 円(税別 5,510 円)
ひかりde テレビ+ ひかりde ネット(ギガ速ホーム)+ ケーブルプラス電話	11,014 円(税別 10,013 円)	6,061 円(税別 5,510 円)
ひかりde テレビ+ TNC ひかりde ネットベーシック(ギガ速ホーム)	8,792 円(税別 7,993 円)	4,752 円(税別 4,320 円)
ひかりde テレビ+TNC ひかりde ネット(ギガ速ホーム)+ ケーブルプラス電話	9,705 円(税別 8,823 円)	4,752 円(税別 4,320 円)
ひかりde テレビ+ ひかりde ネットベーシック(ホーム)	9,680 円(税別 8,800 円)	5,639 円(税別 5,127 円)
ひかりde テレビ+ ひかりde ネット(ホーム)+ ケーブルプラス電話	10,593 円(税別 9,630 円)	5,639 円(税別 5,127 円)
ひかりde テレビ+TNC ひかりde ネットベーシック(ホーム)	8,372 円(税別 7,611 円)	4,331 円(税別 3,938 円)
ひかりde テレビ+TNC ひかりde ネット(ホーム)+ ケーブルプラス電話	9,285 円(税別 8,441 円)	4,331 円(税別 3,938 円)

※1 継続割引はひかりde ネットの割引となります。セット割引はケーブルプラス電話との割引になります。

※ TNC ひかりde ネット各コースは、別途TNC プロバイダ料がかかります。ソク割15 適用の場合、月額利用料1,309円(税別1,190円)をTNC へお支払いいただきます。

※ ベストエフォート型サービスです。

ベストエフォート型サービスとは、最大速度及び接続可能性に関して保証せず、特定の条件下など可能な場合にのみ最大限の速度での通信が可能となる方法です。回線の混雑状況や通信環境などにより、通信速度は低下する場合があります。

- 本プランの最低利用期間は、開通月の翌月より36か月間となります。なお、自動更新後の期間も含め、本プランの適用後または自動更新開始後 36か月以内に放送サービスを解約した場合は、月額割引制度適用時の初期工事費用割賦残余金のほか、解約違約金(不課税)を別途お支払いいただきます。ただし、解約違約金(不課税)については、契約期間(36 か月)の最終月、その翌月及び翌々月の3か月間を除きます。更新後の契約期間満了時も同様となります。(6 ページをご参照ください。)



# ケーブルテレビ放送サービス

## マンションタイプ

- 本プランのマンションタイプは、開通月の翌月より以下のとおり月額利用料を割引いたします。但し、一部割引サービスとの併用はできません。本プランの最低利用期間は、開通月の翌月より12か月となりますが、期間満了後も月額利用料の割引が継続されます。

適用サービス	月額利用料	継続割引+セット割引+トリプル割引適用料金※1
ひかりde テレビ+ ひかりde ネットベーシック(ギガ速マンション)	8,525 円(税別 7,750 円)	4,961 円(税別 4,510 円)
ひかりde テレビ+ ひかりde ネット(ギガ速マンション)+ ケーブルプラス電話	9,438 円(税別 8,580 円)	4,961 円(税別 4,510 円)
ひかりdeテレビ+TNC ひかりdeネットベーシック(ギガ速マンション)	7,590 円(税別 6,900 円)	4,026 円(税別 3,660 円)
ひかりde テレビ+TNC ひかりde ネット(ギガ速マンション)+ ケーブルプラス電話	8,503 円(税別 7,730 円)	4,026 円(税別 3,660 円)
ひかりde テレビ+ ひかりde ネットベーシック(マンション)	8,250 円(税別 7,500 円)	4,686 円(税別 4,260 円)
ひかりde テレビ+ ひかりde ネット(マンション)+ ケーブルプラス電話	9,163 円(税別 8,330 円)	4,686 円(税別 4,260 円)
ひかりde テレビ+TNC ひかりde ネットベーシック(マンション)	7,316 円(税別 6,651 円)	3,752 円(税別 3,411 円)
ひかりde テレビ+TNC ひかりde ネット(マンション)+ ケーブルプラス電話	8,229 円(税別 7,481 円)	3,752 円(税別 3,411 円)

※1 継続割引はひかりde ネットの割引となります。セット割引はケーブルプラス電話との割引になります。

※ TNC ひかりde ネット各コースは、別途TNC プロバイダ料がかかります。ソク割15 適用の場合、月額利用料935円(税別850円)をTNCへお支払いいただきます。

※ ベストエフォート型サービスです。

ベストエフォート型サービスとは、最大速度及び接続可能性に関して保証せず、特定の条件下など可能な場合にのみ最大限の速度での通信が可能となる方法です。回線の混雑状況や通信環境などにより、通信速度は低下する場合があります。

- 本プランの最低利用期間は、開通月の翌月より12か月間となります。契約期間内に放送サービスを解約した場合、解約違約金(不課税)を別途お支払いいただきます。(6 ページをご参照ください。)

なお、最低利用期間経過後に放送サービスを解約した場合におきましても、月額割引制度適用時の初期工事費用割賦残余金は発生いたします。

- 「ひかりdeトーク S」「ケーブルプラス電話」の通話料、およびユニバーサルサービス料、電話ルーターサービス料が別途かかります。
- 放送サービス、インターネットサービス、電話サービスのいずれか1 商品でも解約の場合、本プランの適用は終了します。
- 消費税の税率が変更になった場合には、それに従って税込金額を変更させていただきます。



# インターネット接続サービス

(ひかり de ネット)

## ひかり de ネット設置工事について

1. 宅内配線は原則として露出配線となります。
2. インターネットサービスは、建物の状況により、提供できない場合があります。
3. 施工範囲
  - 1) 当社で行う工事は、ONU の設置工事までとなります。モデムもしくは ONU からパソコンまでの接続はお客様でお願いいたします。
  - 2) 無線 LAN ルータなどの周辺機器の取り付け・設定は、お客様にて行っていただきますようお願いいたします。パソコンのインターネット、メール設定には、セットアップガイドをご参照の上、設定ください。
  - 3) 接続設定サポートを希望されるお客様は「遠隔サポート」サービス(有償)をご利用ください。詳しくは P18 をご覧ください。出張による設定をご希望される場合は、「出張接続設定サポート」サービス(有償)をご利用ください。詳しくは P20 をご覧ください。

## 現在ご利用の他社プロバイダについて

現在のプロバイダを利用継続されない場合は、お客様側にて各社窓口へ手続き方法をご確認の上、解約の手続きをお願いいたします。

## 基本サービスについて

メールアドレス	ひかりde ネット 3 個 ひかりde ネットバルク 1 個	
メール保存容量	ひかりde ネット	60MB
	ひかりde ネットバルク	
最大受信メールサイズ	ひかりde ネット / 1 通	30MB
	ひかりde ネットバルク / 1 通	

ひかりde ネット	
メール保存期間	無制限※サービス利用中に限る
ホームページ保存容量	100MB
メールウイルスチェック	標準
メール転送サービス	標準
WEB メールサービス	標準

## オプションサービスについて

1. 以下のサービスは、ONU 設置完了後、当社ホームページ<https://www.tocochannel.jp>からお申し込みください。

\*各種オプションサービスの追加および登録。

\*メールアドレスの追加・変更

お申し込み後、手続き終了およびご連絡までに、数日かかる場合があります。

2. オプション料金



# インターネット接続サービス

(ひかり de ネット)

## ○有料オプション月額利用料

・追加メールアドレス : 110 円/月

(ひかりde ネットは 4 個目から、ひかりde ネットバルクは2個目から有料となります)お支払い開始は追加月翌月からご請求となります。

※なお、ルーターをご利用の場合、当社では家庭内 LAN(ルーター・無線ルーターを含む)の個別サポートは行っておりません。予めご了承ください。

## 「Security Z(セキュリティゼット)」とは

本サービスは、TOKAI コミュニケーションズ社を通して F-Secure 社が提供する、総合セキュリティソリューションです。

「Security Z」は、マルチデバイス対応セキュリティソフト「Security Z SAFE」で構成されます。

### ■ご利用にあたって

- 1.「Security Z」をご利用いただくには、お申し込みが必要となります。なお、ご利用の前に必ず F-Secure 社の F-SECURE® ライセンス約款をご確認ください。(http://download.sp.f-secure.com/eula/latest/eula\_jpn.html)
- 2.「Security Z」をご利用開始するには、当社が発行する「Security Z 登録確認書」記載の「申込 ID」、「アクセスコード」及び「認証コード」を受信するための任意の「メールアドレス」が必要となります。
- 3.「Security Z」のインストール(SAFE)はインストールする必要があります)設定、ご利用方法については [http://www.thn.ne.jp/service\\_169/id=4688](http://www.thn.ne.jp/service_169/id=4688) をご確認ください。
- 4.1契約で 7 ライセンスまでご利用いただけます。
- 5.1契約(7 ライセンス)で、Windows、Mac、Android、iOS 端末を自由に組み合わせることができます。
- 6.ライセンス(8 ライセンス目以降)を追加する場合には別途申し込みが必要です。なお、手続きをしていただいた追加申し込みに関しては翌月より加算請求をさせていただきます。
- 7.既に他のウイルス対策ソフトが入っている場合は、必ず事前にアンインストール(削除)してください。
- 8.新種のウイルスの場合、F-Secure 社が対応するまで本サービスでは検知しない場合もあります。本サービスで、全てのウイルスの検知、駆除を保証するわけではありません。
- 9.本サービスを利用したことにより発生した、お客様または、第三者の損害につきましては、一切の補償・賠償はいたしません。
- 10.最新情報は、<https://www.f-secure.com/ja.JP/web/home.jp/safe> にてご確認ください。
- 11.ご利用開始後の不具合等のお問い合わせについては以下の「Security Z」テクニカルサポートセンターで承っております。

### 「Security Z」テクニカルサポートセンター

電話番号:0120-828-208(通話料無料)

受付時間:10:00 ~ 18:00(年中無休)

### 「Security Z SAFE」

マルチデバイス対応のセキュリティソフトです。Windows / Mac / Android / iOS に対応し、1契約で PC、スマホなどの 7 端末に対応します。

ご利用デバイス OS 毎の利用可能な機能は以下の通りです。

機能	Windows	Mac	Android	iOS	説明
1 リアルタイムウイルス対策	○	○	○	-	自動で更新されるパターンファイルにより、リアルタイムでファイルがウイルスかどうか検査を行います。
2 マニュアルスキャン	○	○	○	-	任意のファイルやディレクトリに対し、ユーザの指示により検査を行います。
3 スケジュールスキャン	○	○	○	-	ユーザが指定した日時で、全ディスクのフルスキャンを行います。
4 サンドボックス検査	○	-	-	-	ファイル実行前に安全な隔離空間でファイルの挙動を分析します。パターンファイルが対応していない未知のウイルスを見つけます。
5 ファイルレピュテーション検査	○	○	○	-	リアルタイムに更新されるオンラインのデータベースを参照し、最新のウイルスを見つけます。
6 振る舞い検知	○	-	-	-	安全性が確認できていないプログラムの振る舞いを監視し、危険な挙動があれば動作を停止させます。
7 ランサムウェア保護	○	-	-	-	指定したフォルダに対して、ファイル暗号化などの不審な動作を検知して防ぎます。
8 Webトラフィックスキャン	○	-	-	-	Web からのファイルダウンロード時に、ウイルスが含まれていないか検査を行います。
9 危険な URL への接続防止	○	○	○	○	フィッシングサイトやウイルスをばら撒くサイトなど、危険なサイトへの接続が行われようとした際に、警告画面を表示します。
10 検索結果の安全性表示	○	○	-	-	サーチエンジンで検索結果のリンクに、安全なサイトか危険なサイトかのアイコンを表示します。
11 バンキングプロテクション	○	○	○	○	オンラインバンキングを安全に使用できるように、接続時の通信の保護を行います。
12 URLフィルタリング	○	○	○	○	閲覧可能な Web サイトのカテゴリを指定することができます。
13 利用時間の制限	○	-	○	○	一日にインターネットを利用できる時間帯や合計時間の制限を行えます。(ペアレンタルコントロール)
14 アプリの制限	-	-	○	-	アプリごとに一日に利用可能な合計時間を制限できます。
15 リモートコントロール	○	-	○	○	ペアレンタルコントロールの設定を、Security Z SAFE ポータル上で遠隔設定する機能です。
16 ゲームモード	○	-	-	-	ゲームモードを使用すると Security Z SAFE が使用しているシステムリソースを開放して、ゲームを快適に実行できるようにします。

#### ■動作環境について

「Security Z」の主なシステム動作環境については、<https://securityz.jp/help/platform.html> をご確認ください。

### 遠隔サポートサービスについて

#### ■遠隔サポートとは

「遠隔サポート」とは、契約者のパソコンに関するお問合せにオペレータがお電話でお応えすることおよび、遠隔地にある契約者のパソコンにネットワーク経由でアクセスし、直接支援、操作することで、契約者のパソコンに関するトラブルシューティング、ソフトウェアインストール、ウイルスチェック等を支援するサービスです。

#### ■遠隔サポート受付窓口

・受付窓口(フリーダイヤル):0120-116-696

※土日祝日含む(年末年始除く)

・受付時間:10:00 ~ 20:00

#### ■ご利用にあたって

1. 遠隔サポートを利用するには、お申し込みが必要となります。
2. 遠隔サポートの主なシステム動作環境、サポート対象およびサポート範囲は以下の通りです。なお、以下に規定す



# インターネット接続サービス

(ひかり de ネット)

るシステム動作環境、サポート対象と範囲以外は本サービスの対象外となります。

3. 以下に規定するシステム動作環境、サポート対象およびサポート範囲内であっても、問題の解決をお約束するサービスではありません。

システム動作環境 OS (日本語版のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Windows10 Home、Pro、Enterprise、Windows11 Home、Pro、Enterprise</li> <li>・MacOS 10.15 ~ 13</li> <li>・Android 5.0 ~ 13.x</li> <li>・iOS 11.x ~ 15.x(iPad OS 13.x ~ 15.x)</li> </ul>
ブラウザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Microsoft Edge</li> <li>・Firefox 35 以上</li> <li>・Chrome 40 以上</li> <li>・Safari 7.0 以上</li> </ul>
接続回線	ブロードバンド回線
CPU	Windows10:1GHz 以上 Windows11:1GHz 以上で 2 コア以上の 64bit 互換プロセッサメインメモリ
ソケット通信	Winsock1.0 以上
ネットワーク環境	LAN、FTTH、ADSL、ワイヤレス対応

## サポート対象機器、ソフトウェアおよびサービスとサポート範囲

遠隔サポートの主なサポート対象およびサポート範囲は以下の通りです。なお、本別紙により規定するサポート対象と範囲以外は本サービスの対象外となります。また、サポート対象およびサポート範囲内であっても、問題の解決をお約束するサービスではありません。

機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サポート対象 パソコン本体、スマートフォン、タブレット、モニター、キーボード、マウス、ルーター、無線 LAN アクセスポイント、ネットワーク接続可能なゲーム機器。</li> <li>・サポート範囲 インターネット接続設定、家庭内ネットワークとの接続、マニュアルに記載された基本的な操作。</li> </ul>
OS (日本語版に限ります。)	<p>(1) サポート対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Windows10 Home、Pro、Enterprise、Windows11 Home、Pro、Enterprise</li> <li>・MacOS 10.15 ~ 13</li> <li>・Android 5.0 ~ 13.x</li> <li>・iOS 11.x ~ 15.x(iPad OS 13.x ~ 15.x)</li> </ul> <p>(2) サポート範囲 インストール方法、個人利用を想定した基本的な操作方法、簡易診断</p>
ソフトウェア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サポート対象 ブラウザ、メーラー、メディアプレーヤー、ウイルス対策、文書作成、接続ツール。</li> <li>・サポート範囲 インストール方法、初期設定、個人利用を想定した基本的な操作方法、診断。</li> </ul>
接続サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サポート対象 FTTH サービス、DSL サービス、データ通信カード、プロバイダサービス、インターネット上の各種サービス。</li> <li>・サポート範囲 インターネット接続設定、初期設定、個人利用を想定した基本的な操作方法。</li> </ul>

---

## ホームネットワーク用機器レンタルについて

### ■ホームネットワーク機器レンタルについての重要事項説明

本申込は、株式会社コちゃんねる静岡(以下「当社」といいます。)の FTTH インターネットサービスをご利用中のお客様のみに適用されます。

「ホームネットワーク機器」(以下「機器」といいます。)の取り扱いにつきましては、下記となります。

**最大速度**：機器の実効スループット(単位当たりのデータ転送量)が回線速度以下の場合、その値が速度上限の目安となります。ご了承ください。

**事務手数料**：ホームネットワーク機器レンタルお申し込みにあたっては、事務手数料 1,100 円をいただきます。

また訪問設置を希望される場合は、別途有償にて承ります。

**故障時**：お客様の責めに帰すべき事由による故障につきましては、8,500 円(不課税)にて機器交換を行います。

なお、メッシュWi-Fi の故障の場合は、親機 25,000 円(不課税)子機 10,000 円(不課税)となります。

**サービス解約時**：直ちに当社カスタマーセンターへ連絡をお願いいたします。

**その他**：当社は、機器によるデータの破損・通信不具合などによる一切の責任を負いません。

お客様において善良な管理者の注意をもって機器を使用・保管していただきます。

### ■機器サポートについて

初期設置後の設置場所の移動、設定に関して当社カスタマーセンターではサポートすることができません。

機器添付マニュアルをご参照の上、メーカーサポートをご利用ください。

接続設定サポートをご希望されるお客様は「遠隔サポート」サービス(有償)をご利用ください。詳しくは P18 をご覧ください。また、出張による訪問設定を希望されるお客様は「出張設定サポート」サービス(有償)をご利用ください。詳しくは下記をご覧ください。

## 出張接続設定サポートについて

出張接続設定を希望される場合には、有償にて承っております。カスタマーセンターまでご連絡ください。

### ■出張接続設定サポート実施日までにご準備いただくもの

当社インターネット開通工事が完了している必要があります。(ただし、一部接続を除きます。)

登録情報(メールアドレス/メールアドレス/メールアドレス)は事前にお客様でご用意いただきます。作業に必要な機器類・部材・ソフトなどはお客様にてご用意いただきます。

※作業で設定をおこなうホームページ閲覧ソフト(ブラウザ)は Microsoft Edge 又は Safari、電子メールソフトは Outlook Express・windows live mail・windows mail・Mac Mail になります。また、お客様がご希望のソフトに対応できない場合もありますのであらかじめご了承ください。

※作業を行うパソコンは工事完了後初回設定で 1 台までとなります。2 台目以降は有料となり、別途見積もりをさせていただきます。また、ゲーム機等の設定につきましては対象外とさせていただきます。





# インターネット接続サービス

(ひかり de ネット)

## 対象 OS について

対象 OS は以下のとおりです。

Windows	Windows11・Windows10
Mac	MacOS X 10.2 以降(ただし、一部対応できない地域があります。)

※対象 OS への対応表明がされていないパソコン・周辺機器・ソフトウェア・サービスなどの PC 訪問設定サービスをご希望の場合、ご希望にそえない場合や作業完了できない場合、もしくは作業自体が行えない場合があります。

※上記以外の OS や OS バージョンでお客様が作業をご希望の場合は、お客様のパソコンの状態によってご希望にそえない場合や作業が完了できない場合があること、および原状復帰ができなくなる可能性があることをあらかじめご了承の上、作業前までに必要なデータはお客様ご自身でバックアップをして保存していただき、その後、作業を行わせていただきます。データの保証はいたしかねます。

※ OS はすべて日本語 OS とさせていただきます。

※業務用 PC 設定はサポートしていません。

### ■設定業者について

設定業者より、10:00 から 18:00 の間に訪問いたします。

※お客様のご希望の日程にお伺いできない場合もございますのでご了承ください。

## アカウント、パスワードについて

1. お客様のアカウント、パスワードは大切に保管ください。
2. パスワードをお忘れの場合は、発行は郵送のみとなります。
3. 登録完了通知の再発行をご希望の場合、契約者ご本人様またはご家族様からのお申し出が必要です。
4. 電話、E-mail、FAX での通知は行っておりません。

## インターネットが繋がらなくなったら

機器(ONU・PC 等)の電源が入っているか確認してください。コンセントが抜けている等のトラブルが増えています。ONU の再起動(電源の入れなおし)後、接続確認をしてください。また、ルータ・HUB 等を利用している場合には、こちらも再起動することをお勧めいたします。以上をご確認の上、カスタマーセンターへご連絡ください。

## 一時休止

1. お客様のご希望によるサービス提供の一時的な中断は 1か月単位を基本として受け付けております。カスタマーセンターまでご連絡ください。なお、一時休止の際は当社指定の書面でのお手続きが必要です。

2. 休止最長期間と休止期間中の利用料金

休止最長期間:6か月

休止中利用料金:[ONU 880 円/ 月]

※ひかりde ネットを休止中であっても、ひかりde トーク(S) をご利用の場合は、ひかりde ネット休止費用 880 円とひかりde トーク(S) 月額基本利用料及びユニバーサルサービス料・電話リレーサービスが継続的に課金されます。

※再開をご希望される場合は、カスタマーセンターまでご連絡ください。なお、再開の際も当社指定の書面でのお手続きが必要です。



---

## お問い合わせ

当社インターネットサービスについてのお問い合わせはカスタマーセンターまでご連絡ください。

1. パソコンの不具合については、各製品提供元のメーカーにご相談ください。
2. 無線 LAN 等、ルーターの設定が必要な場合については、サポートしかねる場合があります。

## その他

1. 当社提供のインターネット接続サービスはベストエフォート型サービスです。ベストエフォート型サービスとは、最大速度及び接続可能性に関して保証せず、特定の条件下など可能な場合にのみ最大限の速度での通信が可能となる方法です。回線の混雑状況や通信環境などにより、通信速度は低下する場合があります。
  2. 集合住宅(マンション・アパート・公営団地等)につきましては工事ができない場合があります。予めご確認下さい。
  3. 当社設備とお客様設備との責任分界点は、ONU の LAN インターフェイス部分となります。
  4. ONU は当社からの貸し出し機器となります。お取り扱いには十分ご注意ください。また解約時には当社へご返却ください。
  5. 解約時には解約手数料が必要となります。
  6. 電子メール・ホームページのご利用によるお客様および第三者の利害の発生については当社は一切の責任を負いかねます。  
(インターネットによる株式売買、ホームページやオークションでの物品購入、インターネットによる競輪、競馬、競艇など投票券などの購入、等)
  7. 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたってお客様が所有又は占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
  8. 当社は、約款に明記する場合を除き、お客様が本サービスの利用に関して損害を被った場合何らの責任も負いません。
-



# 電話サービス

(ケーブルプラス電話・ひかり de トーク (S))

---

## 電話サービス

当社では 2つの電話サービスを提供しております。

ケーブルプラス電話 「ケーブルプラス電話」に関する説明事項(重要)(23 ページ)

ひかり de トーク (S) ひかり de トーク (S) の重要事項説明(33 ページ)をご参照ください。

### 「ケーブルプラス電話」に関する説明事項(重要)

本説明事項(重要)は「ケーブルプラス電話」に関するものです。

(1) サービス名称・[区分]

ケーブルプラス電話・[IP 電話サービス]

(2) 本サービスを提供する会社

JCOM 株式会社(以下「JCOM」)

ただし、電話番号の設定および緊急通報(110/118/119)については KDDI 株式会社(以下「KDDI」)

(3) お問い合わせ先

株式会社トコちゃんねる静岡

〒424-0888 静岡市清水区中之郷2-1-5 鈴与情報センタービル 1 階

お電話でのお問い合わせ先

カスタマーセンター

0120-275-340 / 年末年始・特別休暇を除く

・接続・設定・故障に関するお問い合わせは 365 日 24 時間受付(音声ガイダンスをご確認ください)

インターネット/メール等でのお問い合わせ先

<https://www.tocochannel.jp/>

(4) ご留意事項

①サービスについて

●料金やサービスは、改善等のため予告なく変更する場合があります。

●記載の内容は 2025 年 1 月現在の情報です。

②請求についてのご注意

●本サービスのご利用料金はお申込みいただいたトコちゃんねる静岡から請求させていただきます。

ただし、国際オペレータ通話等の請求書は、ご利用発生の翌月にKDDIからご契約者に直接送付させていただきます。

③個人情報のお取り扱いについてのご注意

●KDDIおよび JCOM / トコちゃんねる静岡が本サービスのお申込みの際に取得する個人情報につきましては、本サービスの提供、料金請求業務、自己の既存サービス・新サービスのご案内、アンケート調査の実施、利用促進等を目的としたキャンペーンの実施、サービスの開発・評価・改善、その他契約約款等に定める目的に利用することとします。

---

---

#### ④ au ID について

- ケーブルプラス電話のお申込みにより、ケーブルプラス電話の契約が登録された au ID を KDDI が払い出します。au ID は、My au のログインに利用します。なお、au ID の利用は KDDI の「au ID 利用規約」によります。

#### ⑤その他

- 本紙に記載しているサービス名称は一般に各社の商標または登録商標です。

#### (5) サービス内容

- 国内加入電話、国際、携帯電話、IP 電話等向け通話をご利用いただけます。
- 現在お使いの電話番号を継続して本サービスでご利用(以下、「番号ポータビリティ」といいます)いただけます。詳細については「(8)-1 番号ポータビリティをご利用の場合」をご確認ください。
- 「110(警察)」「118(海上保安庁)」「119(消防)」への発信が可能です。
- 本サービスは ISDN をご利用いただけません。
- 停電時はご利用になれません(携帯電話やお近くの公衆電話をご利用ください)。

#### (6) 契約・お申込みについて

- このお申込みによる契約は、KDDI および JCOM のケーブルプラス電話サービス契約約款によるものとします。
- お申込みを受付した場合でも KDDI または JCOM の設備の都合により、本サービスをご利用いただけないことがあります。
- 現在、110番、119番非常通報装置(注1)、または緊急通報等を行なう自動通報装置(電話機)(注2)をご利用のお客様は、サービスで継続してご利用いただくことはできません。このため、本サービスはお申込みいただけません。  
(注1)非常ボタン等を押すことにより110番(警察)、119番(消防)へ自動的に発信し、発信元の情報を自動音声で伝える装置。  
(注2)主に各自治体が高齢者の方や体の不自由な方などに提供している電話機で、ボタンを押すことにより緊急通報を行なうことができるものでペンダントタイプの場合もあります。「緊急通報システム」「あんしん電話」等の名称で呼ばれています。
- 本サービスはネットワークの保守メンテナンス等により、サービスがご利用いただけない場合があります。
- お申込者が未成年の場合は、親権者の同意を得た上でお申込みください。
- お申込者は、この契約に基づく契約者の権利を第三者に譲渡することはできません。

#### (7) 緊急通報(110 / 118 / 119)について

- 「110(警察)」「118(海上保安庁)」「119(消防)」へダイヤルした場合は、ご契約者の住所・氏名・電話番号が接続相手先(警察、海上保安庁、消防)に通知されます(一部の警察・海上保安庁・消防を除く)。  
なお、回線毎の非通知設定が適用されませんので、通知を拒否される場合は、一通話毎に「184」を付けてダイヤルしてください。

#### (8) 電話番号の継続利用について

##### (8)-1. 番号ポータビリティをご利用の場合

- 本サービスで利用する電話番号について、番号ポータビリティ(※)を利用することができます。  
※番号ポータビリティとは、電話サービス提供会社(以下「事業者」)を変更しても同じ電話番号を継続して利用できるようにする取扱いです。
  - KDDI および JCOM グループ会社以外の事業者(以下「他事業者」といいます)から本サービスへの番号ポータビリティを利用した移行に際し、現在ご利用中の電話サービスは終了(NTT 加入電話、INS ネット64 は休止、NTT 加入電話・ライトプラン、INS ネット64・ライトを含む他事業者の電話サービスは解約)となります。他事業者への手続きは KDDI が行ないます。お客様による手続きは必要ありません。また、本サービスへの移行に際し、移行元の他事業者(以下「移行元事業者」といいます)より連絡がある場合があります。  
※NTT 加入電話、INS ネット64 からの番号ポータビリティを利用した移行の場合は休止工事費 3,000 円(税込 3,300 円)が別途 NTT 東日本・NTT 西日本よりお客様に請求されます。その他の番号ポータビリティを利用した移行の場合は移行元事業者が定める提供条件により、解約に係わる違約金、工事費等のお客様不利益事項が発生する場合がありますので、必要に応じ工事日までに移行元事業者へご確認ください。
-



# 電話サービス

(ケーブルプラス電話・ひかり de トーク (S))

※付加サービスも含めて自動的に解約となるかどうかについては、必要に応じお客様から移行元事業者へご確認ください。

- 移行元事業者による電話番号ポータビリティの設定完了をもって本サービスの利用開始となります。
- 番号ポータビリティの工事当日は、工事に伴い電話利用不可時間が発生する場合があります、その際は緊急通報機関からの折り返し含め電話が利用できない場合があります。
- 番号ポータビリティに関する取扱いにおいて、契約者名義、お客様連絡先、設置場所、工事希望日等の情報は、移行先事業者、移行元事業者および番号取得事業者との間で必要に応じて共有することがあります。
- 番号ポータビリティは移行元事業者の契約者(名義人)の同意を得た上でお申込みください。
- 番号ポータビリティは以下の条件に合致した場合にご利用可能となります。
  - ・お申込みの電話番号が、他事業者が提供する固定電話サービスでご利用中の0ABCで始まる番号(A、B、Cは0以外)であること。
  - ・現在お申込者が使用している電話番号であり、ご利用場所の変更がないこと(ご利用場所が変更になる場合、番号ポータビリティをご利用いただけない場合があります)。※番号ポータビリティをご利用いただけない場合はKDDIより新しい電話番号を提供いたします。
- ピンク電話、公衆電話、臨時電話で利用中の電話番号は、番号ポータビリティのお申込みができません。
- 移行元の電話サービスで利用していたADSL、光ファイバ等のアクセス回線は、本サービスへの移行後も自動解約とならずに定額料金が発生する場合がありますので、必要に応じてお客様から解約の手続きを行なってください。
- ご利用場所の変更を伴う番号ポータビリティによって移行した後に移行元事業者の電話サービスに戻ることができるかを確認する必要がある場合、移行元事業者にお問合せください。
- その他、現在の電話サービスにおいてご利用中のサービスの取扱いについては、サービス提供会社へお問い合わせください。
- 本サービスでは、ISDNの各種機能、ISDN専用電話機やISDN専用端末はご利用いただけません。また、DSU、TA(ターミナルアダプタ)はご利用いただけません。
- NTT東日本・NTT西日本の加入電話、INSネット64の休止の場合、NTT東日本・NTT西日本より休止連絡票(「利用休止のお知らせ」)がお客様に送付されます。休止連絡票(「利用休止のお知らせ」)は、再度NTT東日本・NTT西日本をご利用の際等に必要となりますので、大切に保管してください。  
※他事業者からの番号ポータビリティの場合は休止連絡票(「利用休止のお知らせ」)が送付されることはありません。
- NTT東日本・NTT西日本の加入電話、INSネット64の利用休止期間は原則5年です。ただし、お客様のNTT東日本・NTT西日本への申告により5年単位で期間の更新が可能です。延長を行わない場合、更に5年を経過した時点で権利が失効となる場合がありますので、ご注意ください。詳しくはNTT東日本・NTT西日本にお問い合わせください。
- レンタル電話等の機器リースをご利用の場合は、ケーブルプラス電話の開通日までに、NTTファイナンス(株)(連絡先:0120-255-805)へご連絡ください。またNTT東日本・NTT西日本から単体電話機(黒電話・カラー電話機・プッシュホン)をレンタルされている場合は、ケーブルプラス電話をお申込みいただく前に、必ずNTT東日本・西日本(116)へ「買い取り」または「レンタル終了(NTTへの返却)」をご連絡ください

## (8)-2. ホーム電話／ホームプラス電話／auひかり電話サービスからの同番移行の場合

- 本サービスで利用する電話番号について、同番移行(※)を利用することができます。  
※同番移行とは、JCOMの電話サービス(本サービス／ケーブルプラス光電話)、JCOMグループの電話サービス(J:COM PHONE プラス／J:COM PHONE ひかり)またはKDDIの電話サービス(ホーム電話／ホームプラス電話／auひかり電話サービス)を元に提供される電話サービス(JCOMの電話サービスおよびJCOMグループの電話サービスとあわせて以下「JCOMの電話サービス等」)でご利用中の電話番号を、他のJCOMの電話サービス等において利用することができるようにする取扱いです。

- ケーブルプラス光電話/J:COM PHONE プラス/J:COM PHONE ひかり/ホーム電話/ホームプラス電話から本サービスへの同番移行に際し、ケーブルプラス光電話/J:COM PHONE プラス/J:COM PHONE ひかり/ホーム電話/ホームプラス電話は解約となります。解約手続はJCOMが行いますので、お客様による手続は必要ありません。
- auひかり電話サービスから本サービスへの同番移行に際し、auひかり電話サービスは自動解約となります。解約手続はJCOMが行いますので、お客様による手続は必要ありません。  
※auひかりネットサービス・テレビサービスの取扱いについては、KDDIまたはご契約のプロバイダへお問い合わせください。
- ケーブルプラス光電話/J:COM PHONE プラス/J:COM PHONE ひかり/ホーム電話/ホームプラス電話/auひかり電話サービスでご利用中の付加サービスも解約となりますので、本サービス申込時に改めてお申込み下さい。なお、電話帳掲載につきましても改めてお申込みが必要になります。

- ケーブルプラス光電話/J:COM PHONE プラス/J:COM PHONE ひかり/ホーム電話/ホームプラス電話/auひかり電話サービスからの同番移行は、以下の条件に合致した場合に可能となります。  
・ケーブルプラス光電話/J:COM PHONE プラス/J:COM PHONE ひかり/ホーム電話/ホームプラス電話/auひかり電話サービスのご利用場所とケーブルプラス電話のご利用場所が同一住所であること(ご利用場所が異なる場合、番号継続が出来ない場合があります)。

※同番移行が出来ない場合、KDDIより新しい電話番号を提供いたします。

#### (9)本サービスの機能について

- ご利用いただけない通話・通信先がございます(詳しくは「【別表1】接続可否」をご参照ください)。
- 「0088」等の事業者識別番号による電気通信事業者を指定した発信はできません。ACR機能は停止して利用することをお勧めします。  
※「0088」等の事業者識別番号の後に国内・携帯・国際(自動ダイヤル)等の本サービスで提供可能な電話番号をダイヤルした場合、本サービスのご利用となりその通話料金が適用されます。
- 以下の機能・各種サービスはご利用いただけません(詳しくは「【別表2】ご利用いただけない機能・サービス」をご参照ください)。

ISDN G4 FAX通信/スーパーG3 FAX通信 パケット通信 プッシュ回線の短縮ダイヤル機能 i・ナンバー	ユーザー間情報通知(UUI) ボイスワープセレクト等ボイスワープの一部機能 電話機能付インターホン(ドアホン) 代表組み ダイヤルイン BizFAX
--	---

※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。

- 以下の機能・各種サービスはご利用いただけない場合があります。

機能・サービス		備考
モデム通信等	ガス・電気・水道等の遠隔検針	発信先の電話番号、通信方式によりご利用いただけない場合があります。必要に応じてサービス提供者や製造会社へお問合せください。
	セキュリティサービス	
	ダイヤルアップによるインターネット接続	
	その他モデム通信	

※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。

※ FAX は概ねご利用いただけます。



# 電話サービス

(ケーブルプラス電話・ひかり de トーク (S))

## (10)104番号案内

- 104番号案内をご利用いただけます。

## (11)ご利用料金

### (11)-1. 料金に関するご注意

- 本サービスのご利用料金はお申込みいただいたトコちゃんねる静岡から請求させていただきます。  
※国際オペレータ通話等の請求書は、ご利用発生の翌月にKDDI からご契約者に直接送付させていただきます。
- 請求書の発行時期、料金のお支払い方法については、トコちゃんねる静岡の定めるところによります。
- 基本料についてはご利用開始月および解約月については日割料金となります。また、付加サービス利用料については利用開始月は無料(月途中加入の場合)解約月は全額のご請求となります。ただし、基本料・付加サービス利用料について同じ月にご利用開始と解約を行なった場合は全額のご請求となります。
- ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料については毎月月末時点においてご契約中のお客様に全額<sup>(※)</sup>をご請求させていただきます  
※支援機関が原則1年度ごとに算定し、総務大臣認可を経て決定される電話リレーサービス料の「番号単価」については、月によって適用される金額が異なることがあります。
- 実際の請求時の消費税の計算方法は、トコちゃんねる静岡の定める方法となりますので、本紙に記載する料金の表示額の合計とは異なる場合があります。
- 本紙に記載する料金とは別に、開通または解約の際にトコちゃんねる静岡が設定する工事費等がかかる場合があります。詳しくはトコちゃんねる静岡にお問い合わせください。
- 保守費用につきましては実費を請求させていただきます。

### (11)-2. 月額利用料

#### a.基本料

基本料	1,330 円(税込 1,463 円)
-----	---------------------

#### b.その他料金

通話明細発行 <sup>※ 1)</sup>	200 円(税込 220 円)
------------------------	-----------------

※ 1)通話明細は JCOM よりご契約者に送付させていただきます。



### (11)-3. 通話料

種別		通話料(税抜)	通話料(税込)
ケーブルプラス電話、ケーブルプラス光電話、ホーム電話向け通話 [J:COM PHONE プラス][J:COM PHONE ひかり]向け通話注 <sup>1)</sup>		無料	
国内加入電話 向け通話	市内通話	8 円 / 3 分	8.8 円 / 3 分
	県内市外通話注 <sup>2)</sup>		
	県外通話注 <sup>2)</sup>	15 円 / 3 分	16.5 円 / 3 分
国際通話注 <sup>3)</sup>	ダイヤル通話	例: アメリカ本土宛 9 円(免税)/1 分 フィリピン宛 35 円(免税)/1 分 中国宛 30 円(免税)/1 分	
携帯電話向け通話	au/UQ mobile宛	15.5 円 / 1 分	17.05 円 / 1 分
	上記以外宛	16 円 / 1 分	17.6 円 / 1 分
IP 電話向け通話		10 円 / 3 分	11 円 / 3 分
特別番号への通話	時報	8 円 / 3 分	8.8 円 / 3 分
	天気予報	市内・県内市外 8 円 / 3 分 県外 15 円 / 3 分	市内・県内市外 8.8 円 / 3 分 県外 16.5 円 / 3 分
	番号案内注 <sup>4)</sup>	200 円 / 案内	220 円 / 案内
	電報	アルティウスリンク株式会社設定料金注 <sup>6)</sup>	
	災害用伝言ダイヤル	8 円 / 1 分	8.8 円 / 1 分
	行政 1XY サービス(188・189)	NTT コミュニケーションズ設定料金	
	ナビダイヤル(NTT コミュニケーションズ)	NTT コミュニケーションズ設定料金	

注1 「J:COM PHONE プラス」「J:COM PHONE ひかり」はJCOMグループ会社が提供する電話サービスです。

注2 県内・県外の区分は郵政省令第24号(平成11年7月1日施行)によって定められた都道府県の区域に従っており、行政区分とは異なる場合があります。

注3 その他の国・地域、オペレータ通話の通話料についてはお問合せいただくか、JCOMのホームページ(<https://www.jcom.co.jp/catv-service/phone/cableplus/charge/asia/>)でご確認ください。

注4 衛星電話への通話等、一部通話料が異なる場合があります。詳細はJCOMのホームページ(<https://www.jcom.co.jp/catv-service/phone/variouscallcharges/>)でご確認ください。

注5 障がい者向け無料案内サービス「スマイル案内」をご利用希望の方は、初回利用時にご登録して頂きます。

注6 アルティウスリンク株式会社の「でんぼっぼ」につながります。

### (11)-4. ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料

ユニバーサルサービス料	ユニバーサルサービス支援機関(電気通信事業者協会)が公表する認可料金の相当額
電話リレーサービス料	電話リレーサービス支援機関(電気通信事業者協会)が公表する認可料金の相当額

※ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料は、1 電話番号毎に請求させていただく月額料金です。

※認可料金は、それぞれの支援機関がユニバーサルサービス料の場合は原則 6 か月ごとに、電話リレーサービス料の場合は原則 1 年ごとに算定し、総務大臣認可を経て決定される「番号単価」を指します。詳しくはそれぞれの支援機関のホームページをご参照下さい。(ユニバーサルサービス料:

<https://www.tca.or.jp/universalservice/>、電話リレーサービス料:[https://www.tca.or.jp/telephonerelay\\_service\\_support/](https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/))

※ユニバーサルサービス料や電話リレーサービス料に係る制度およびお客様への請求につきましては、次のURL をご参照下さい。

ユニバーサルサービス料に係るもの:<https://www.jcom.co.jp/catv-service/universal/>、電話リレーサービス料に係るもの:

<https://www.jcom.co.jp/catv-service/telephonerelay/>

### (11)-5. 手続きに関する料金

#### a. 初期費用

契約料	無料
番号ポータビリティ	無料

#### b. その他料金

番号変更	1 手続きあたり2,000 円(税込 2,200 円)
------	-----------------------------

※加入月の翌月末日までの番号変更は無料です。



# 電話サービス

(ケーブルプラス電話・ひかり de トーク (S))

## (11)-6. 付加サービス利用料

サービス名	月額利用料
割込通話	300円(税込 330円)
発信番号表示	400円(税込 440円)
番号通知リクエスト <sup>注1</sup>	200円(税込 220円)
割込番号表示 <sup>注2</sup>	100円(税込 110円)
迷惑電話自動ブロック	300円(税込 330円)
着信転送 <sup>注3</sup>	500円(税込 550円)

注1 発信番号表示の契約が必要です。また、利用にあたり利用開始の設定が必要です。詳しくは後日お送りする「ケーブルプラス電話 ご利用ガイド」をご確認ください。

注2 割込通話・発信番号表示の契約が必要です。

注3 My auからのお申込みはできません。ケーブルテレビ会社へご連絡ください。また申込みの際、ケーブルプラス電話のご契約者本人に相違ないことを確認させていただきます。本人確認に必要な書類は、電気通信事業法に定める電気通信番号計画 別表第4 本人特定事項の確認方法 1(1)および6にて指定された、運転免許証、パスポート、国民健康保険、健康保険、印鑑登録証明書等を指します。申込後、転送先電話番号・転送/パターンの設定が必要です。詳しくは後日お送りする「ケーブルプラス電話 ご利用ガイド」をご確認ください。

## (11)-7. 割引料金

① au まとめトーク(ケーブルプラス電話からの発信通話について)\*au ケータイからの発信通話については au → 自宅割の適用条件によります

概要	JCOMに登録されたご契約者の連絡先電話番号にauまたはpovo1.0の携帯電話の電話番号が登録されている場合で、ケーブルプラス電話とauまたはpovo1.0の携帯電話*1のご登録契約者氏名が同じ、もしくはご登録住所が同じ場合、以下の通話につき通話料相当額を割引し、無料といたします。 ① auひかり 電話サービス*2・auひかり ちゅら 電話サービス・ホームプラス電話・au one netの050電話サービス・コムファ光電話*2への国内通話 ② au携帯電話およびJCOMが指定する携帯電話サービス*3(以下あわせて「au携帯電話等」)への国内通話(au世界サービス対応機種への国外通話の場合、発信元は無料ですが、着信先に通話料がかかります) ※ その料金月の末日において、ご登録の電話番号が解約・休止などの場合、UQ mobileやpovo2.0のものの場合、本割引の対象外となります。※ JCOMに登録されたご契約者の連絡先電話番号について、内容の変更*4があった場合、あらためて届出が必要です。届出されていなかった場合、本割引の対象外となることがあります。 *1 au携帯電話等には沖縄セルラー電話株式会社に係るものも含まれます。 *2 付加サービスの050電話サービスを含みます。 *3 UQ mobile、povo1.0およびpovo2.0ならびにこれらの設備を利用した一部の携帯電話サービスを含みます。 *4 携帯電話番号ポータビリティによる事業者の変更を含みます。
注意事項	・料金月の月末において、登録されているauまたはpovo1.0の携帯電話が解約・休止等の場合、auまとめトークの割引はありません。 ・本割引の適用について、KDDI、沖縄セルラー電話株式会社およびケーブルテレビ会社に通知されることについて、承諾していただきます。

### ② オプションお得パックについて

概要	ケーブルプラス電話の回線で、割込通話、発信番号表示、番号通知リクエスト、割込番号表示および迷惑電話自動ブロック(以下あわせて「対象付加サービス」)の付加サービス利用料が同時に発生する場合*、その付加サービス利用料の合計額1,300円(税込1,430円)を、690円(税込759円)に割引します(オプションお得パック)。  ※オプションお得パックは、対象付加サービスの付加サービス利用料が発生する月のその付加サービス利用料に自動で適用されます。
----	---

### ③ 迷惑電話自動ブロック月額利用料割引について

概要	迷惑電話自動ブロックのご利用開始月(注)の翌月において、迷惑電話自動ブロックの付加サービス利用料300円(税込330円)(②欄のオプションお得パックの適用があるときは、オプションお得パック適用後の付加サービス利用料の合計額690円(税込759円))から300円(税込330円)を割引します。注 付加サービス利用料については、ご利用開始月は原則無料です。(「(11)-1.料金に関するご注意」参照)
----	--



---

## (12) 宅内機器について

- 本サービスをご利用の際は、ご利用のトコちゃんねる静岡が設置する宅内機器を JCOM が指定する方法に則って接続してご利用ください。指定外の機器に交換したり、指定外の接続をされる場合、約款の規定に反する行為とみなしサービスの提供をお断りする場合があります。
- 宅内機器の電源は、常にON の状態をご利用願います。電源が OFF の状態では発信／着信ができなくなりますのでご注意ください。
- 本サービスは、宅内機器と接続された電話機からのみご利用いただけます。
- 宅内機器の仕様は、予告無く変更となる場合があります。
- 宅内機器には動作ソフトの自動バージョンアップ機能があります。バージョンアップの際には、機器の起動に時間を要したり、機器が再起動することがあります。また、再起動するとサービスが一旦停止します。
- 宅内機器に故障が生じた際はご利用のトコちゃんねる静岡が交換・修理対応をいたしますが、お客様責任による故障・紛失の場合は実費請求いたします。
- 宅内機器をラジオなどの電波を受信する機器の近くで使うと、受信障害(ノイズ)を引き起こすことがあります。このような場合は、宅内機器とラジオなどを離してご使用ください。

## (13) 本サービスの解約について

- 本サービスを解約される場合にはご利用のトコちゃんねる静岡 カスタマーセンター(0120-275-340 / 9:30 ~ 17:30 年末年始・特別休暇を除く)へお申し出ください。また、転居に伴う解約に際し、転居先において au ひかり 電話サービスへご加入予定で、その際現在の電話番号の継続利用を予定されている場合は、その旨を必ずトコちゃんねる静岡へお申し出下さい。
- 宅内機器等については、トコちゃんねる静岡にて撤去工事を行ないます。
- 番号ポータビリティを利用してご利用の本サービスの電話番号を他事業者が提供する電話サービスで継続して利用される場合は、事前に、当該他事業者へ番号の継続利用を希望する旨、お申し出ください。
- 番号ポータビリティを利用して他事業者が提供する電話サービスに移行する場合、移行先事業者での電話番号の継続利用の設定完了後、本サービスはご利用いただけなくなります(ご申告いただいてから移行先事業者での手続き完了までは本サービスでのご利用となります。)
- 番号ポータビリティを利用して他事業者が提供する電話サービスに移行しようとする場合、電話番号の継続利用に要する期間および料金等(移行可否を含む)については移行先事業者にご確認ください。

## (14) 本サービスの提供条件を説明する会社

トコちゃんねる静岡(代理店届出番号:第 F2011838 号)



# 電話サービス

(ケーブルプラス電話・ひかり de トーク (S))

【別表 1】接続可否

発着区分	種別	ダイヤル	接続可否	説明	備考
電話をかける場合	1XY の3桁番号サービス (一部4桁)	104	○	番号案内	
		110	○	警察 (緊急呼)	
		111	×	線路試験受付	
		113	×	故障受付	NTT 東日本・NTT 西日本の故障受付にはつながりません。
		115	○	電報受付	アルティウスリンク株式会社の「でんぼつぼ」につながります。
		116	×	営業受付	NTT 東日本・NTT 西日本の営業受付にはつながりません。
		117	○	時報	
		118	○	海上保安 (緊急呼)	
		119	○	消防 (緊急呼)	
		122	○	固定優先解除	122 をダイヤルした後に続けて本サービスでご利用可能な事業者識別番号(0091 で始まる番号を除く)をダイヤルした場合、そのダイヤルした事業者識別番号を利用せずに相手先へ電話をかけたこととなります。
		125	×	でんわ会議	
		142	○	着信転送 [JCOM 付加サービス]	JCOM の「着信転送」サービスの設定変更が可能です。
		144	○	迷惑電話撃退, 迷惑電話自動ブロック [JCOM 付加サービス]	JCOM の「迷惑電話撃退」「迷惑電話自動ブロック」サービスの設定変更が可能です。
		147	×	ボイスワープセレクト	
		148	○	番号通知リクエスト [JCOM 付加サービス]	JCOM の「番号通知リクエスト」サービスの設定変更が可能です。
		161 ~ 167	×	ファクシミリ通信網等	
		171	○	災害用伝言ダイヤル	
		177	○	天気予報	
	184 -	○	発信者番号通知拒否		
	186 -	○	発信者番号通知		
	188/189	○	行政 1XY サービス		
	OA0 から始まる電話番号	010 -	○	国際電話	
		050 -	○	IP 電話	ほぼ全ての IP 電話事業者と通話可能です。
070 - / 080 - / 090 -		○	携帯電話		
電話をかける場合	OA0 の4桁番号サービス	0120 -	○	フリーダイヤル / フリーコールDX / フリーアクセス	フリーダイヤル等のご契約者の設定によりご利用いただけない場合があります
		0570 -	○	ナビダイヤル	ナビダイヤルのご契約者の設定によりご利用いただけない場合があります
		0800 -	○	フリーダイヤル / フリーコールDX / フリーアクセス	フリーダイヤル等のご契約者の設定によりご利用いただけない場合があります
		0990 -	×	災害募金サービス	
	00XY の事業者識別番号 (KDDI 提供)	0077 -	○	各種サービス (フリーコール、DOD サービス等)	
		0051 - / 0053 -1 - / 0053 -9 - / 0055 - / 0056 - / 0057 -	○	国際オペレータ通話等各種国際電話サービス	
		0077 -22 - / 0077 -80 - / 0077 -48 -	○	KDDI DOD サービスの一部	
		0053 -63 -	×	KDDI DOD サービスの一部	
		0077 -43 -	×	KDDI VP ネット (仮想専用線サービス) 広域短縮	
		0052 - / 0053 -53 -	×	KDDI 国際電話サービスの一部国際料金通知	
		00XY の事業者識別番号 (他事業者提供)	00XY -	×	「0088」等の事業者識別番号による電気通信事業者を指定した発信 (0088 フリーコールなど以下に記載のものは除く)
	0037 -6 - / 0044 - / 0066 - / 0088 -		○	0037 -6 - 着信課金サービス 0044 国際着信課金サービス 0066 国際国内着信課金サービス 0088 フリーコール	
	# ダイヤル		#4 桁の番号	×	着信短縮ダイヤル、クイックナンバー等
電話を受ける場合	他事業者サービスの着信			×	1XY の3桁番号サービスを使った着信 他社の着信者課金サービスの着信電話としての設定・登録

※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。ご不明な点はお問い合わせください。

【別表 2】ご利用いただけない機能・サービス

機能・サービス		注意事項・備考
通信機能・サービス	ISDN	現在IS64をご利用中の場合は以下の点にご注意願います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・本サービスではISDNの機能はご利用いただけません。</li> <li>・2ch利用できません。1ch(1回線)での提供となります。</li> <li>・ISDN専用電話機やISDN専用端末はご利用いただけません。</li> <li>・DSU TA(ターミナルアダプタ)を取り外してください。</li> <li>・ISDNのサブアドレス着信(相手先電話番号の後「*」を付けてダイヤルする)等をご利用いただけません。</li> </ul>
	G4 FAX 通信/スーパーG3 FAX 通信	G3FAXは概ねご利用いただけます。
	パケット通信	
	ユーザー間情報通知(UUI)	
通話機能・サービス	プッシュ回線の短縮ダイヤル機能	短縮ダイヤル以外のプッシュホン機能はご利用いただけます。
	ボイスワープセレクト等	
	ボイスワープの一部機能	JCOMの転送サービスでは無応答時転送、応答後転送機能はご利用いただけません。
	電話機能付インターフォン(ドアフォン)	電話の発着信は利用できなくなりますので、必要に応じて別の電話機をご用意ください。
電話番号に関する機能・サービス	i-ナンバー	
	代表組み	
	ダイヤルイン	
JCOM又は他事業者が提供する機能・サービス	お申込み電話番号に付随する各種サービス	定額料金が発生する場合がありますので、解約の手続きを行なってください。
	BizFAX	定額料金が発生する場合がありますので、解約の手続きを行なってください。

※番号ポータビリティをお申込みの場合、NTT東日本・NTT西日本の付加サービスは自動的に解約となります。

※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。ご不明な点はお問い合わせください。



# 電話サービス

(ケーブルプラス電話・ひかり de トーク (S))

## 「ひかり de トーク (S)」の重要事項説明

「ひかりdeトーク(S)」は国内最大級のIP 電話事業者であるソフトバンクグループと提携し、株式会社TOKAI ケーブルネットワークが提供するサービスです。

ソフトバンクグループの提供する「BB フォン M」「BB フォン光」「ケーブルライン」との通話が無料となる IP 電話サービスです。

## 契約について

「ひかりdeトーク(S)」のお申込みによる契約は「IP 電話サービス利用規約」および株式会社 TOKAI ケーブルネットワークの「電話サービス等契約約款」にご同意いただきます。

### ○ご注意

1. 「ひかりdeトーク(S)」は「ひかりde ネット」1 契約につき 3 回線までの契約となります。
2. 「ひかりdeトーク(S)」のお申込みによる契約は、「IP 電話サービス利用規約」にご同意いただきます。
3. 「ひかりdeトーク(S)」は集合住宅にお住まいの方は建物の設備の状況等によりサービスのご提供ができない場合がございます。
4. インターホン機器の共用について  
インターホン機器を共用している場合については、別途配線工事が必要となります。このような追加工事はお客様のご負担となります。
5. ホームセキュリティサービスについて  
電話回線を利用したホームセキュリティサービスはご利用いただけない場合がございます。詳しくは、ご契約されている警備会社等へご連絡願います。
6. ガス・水道検針、遠隔遮断システムについて  
ガス漏れなどの自動通報サービスや遠隔遮断、ノーリングサービス、その他電気、ガス、水道等の自動検針サービスをご利用されている場合には、「ひかりde トーク(S)」ではご利用できなくなる場合がございます。ご契約されているガス会社等へご連絡願います。
7. ホームテレホン、ビジネスホン  
一部機種によっては使用できなくなる場合がありますので、予めご承知おきください。
8. インターネット利用について
  1. ISDN や ADSL は、「ひかりde トーク(S)」ではご利用になれません。
  2. ダイヤルアップ(電話接続)のインターネットサービスをご利用の際は、プロバイダのアクセスポイントの電話番号によっては、一部ご利用になれない場合がございますので予めご了承ください。また、パソコンの設定変更はお客様にて実施いただきますようお願いいたします。
9. FAX のご利用について  
FAX については電話機器や回線の状況により、稀に使用できない場合がございます。FAX の送受信等についてのサポートは承りかねますので、各 FAX メーカーにお問い合わせください。

---

10. ACR/LCR/0036/0039 などの自動ダイヤル機能について

ACR/LCR/0036/0039 などの自動ダイヤル機能をオンにしたまま利用しますと、「ひかりde トーク(S)」をご利用できなくなりますので、その機能を解除していただきます。解除方法については各電話機メーカーにお問い合わせください。

11. 災害時優先通信について

ひかりde トーク(S) は「災害時優先通信」には対応しておりません。

「災害時優先通信」とは、災害発生時に総務省の特定する機関(例: 病院、消防署等)の通信を優先して接続する機能です。総務省の特定する機関であって災害時優先通信を必要とする場合は当該機能を有する通信回線を別途ご利用いただく必要がございます。

12. 下記サービスをご利用中の場合、「ひかりde トーク(S)」をお申し込みいただけない可能性があります。NTT 東日本・NTT 西日本の「ご利用料金内訳書」等、現在ご利用中の電話会社からの請求書等で各項目についてご確認ください。

1. フリーダイヤル又はフリーアクセスをご利用の場合

※フリーダイヤル・フリーアクセスとは、ご契約されている電話番号のほかに、0120 や 0800 等で始まる電話番号を契約し、外部から通信料金無料(受信者払い)の電話を受け付けるサービスです。

2. ダイヤルインサービスをご利用の場合

※ダイヤルインサービスとは、ご契約されている電話番号のほかに、複数の電話番号を利用できるサービスです。

3. 二重番号サービスをご利用の場合

※二重番号サービスとは、ご契約いただいている電話番号のほかに、もうひとつの電話番号を利用できるサービスです。

4. 代表取扱サービスをご利用の場合

※代表取扱サービスとは、同一拠点に設置される複数の契約回線でグループ(代表群)を構成し、予め決められた代表(親)番号に着信があった場合、事前に契約した選択方式に従い、代表群から空いている回線を選んで着信できるサービスです。

5. その他下記サービスをご利用の場合

- ピンク電話、共同電話
- 110 番、119 番直接通報装置
- 高齢者向け緊急通報システム
- 0035 で始まる電話番号へ発信することが利用できるサービス
- ボイスワープセレクト
- 0180 番号を利用して提供するテレゴン、ダイヤル Q2、L モード、オフトーク通信、でんわばん、電話会議、メッセージイン等
- 視聴者参加型通信サービス

○住所

1. ご利用場所は、緊急通報受理機構「警察(110)、海上保安(118)、消防(119)」へ正しく通知するためにとっても大事な情報になります。「ひかりde トーク(S)」でご登録いただくご利用場所が間違っていると、緊急通報受理機構から迅速な対応ができない場合がございます。



# 電話サービス

(ケーブルプラス電話・ひかり de トーク (S))

## ○「一般番号ポータビリティ」について

1. 「ひかりdeトーク(S)」をお申し込みの際、それまで利用していたNTT回線は利用休止または解除する必要があります。NTT加入電話等からの切替の場合は、当社が代行してNTT加入電話等の解除または休止のお手続きをさせていただきます。解除された場合は、NTT加入電話等への再加入時に、施設設置負担金等が必要となります。また「一般番号ポータビリティ」サービスの手続きにおいて必要な各種契約者情報について、現在利用中の電話サービス提供事業者等とソフトバンク株式会社で共有いたします。
2. 「一般番号ポータビリティ」サービスにより、現在ご利用中の電話番号を引き続きご利用いただけます(一部ご利用いただけない電話番号があります)。また、新規に電話番号を取得する場合は、当社から新たに電話番号を付与させていただきます。
3. 現在ご利用されている電話番号を変えずに弊社電話サービスへの切り替えを行う場合、現在ご利用中のサービス提供事業者の電話サービスは弊社にて解約手続きを行わせていただきますので原則付加サービスを含め解約されますが、光回線等のアクセス回線の廃止が必要な場合等は、お客様から現在ご利用中のサービス提供事業者に廃止手続きを行っていただく必要がございます。付加サービスの解約やアクセス回線の廃止等、詳しくは現在ご利用中のサービス提供事業者までご確認ください。
4. 現在ご利用中の電話サービスの解約に伴い、違約金や解約金等が発生する可能性がありますので必要に応じ現在ご利用中のサービス提供事業者へお問い合わせください。必要に応じてお申込書にご記載の連絡先に現在ご利用中のサービス提供事業者から連絡がある場合がございます。
5. 「一般番号ポータビリティ」ご利用の場合、電話の切替工事に伴い、緊急通報機関からの折り返し含め一時的に電話サービスがご利用いただけなくなる場合がございます。
6. ご利用場所(設置場所住所)の変更を伴う番号ポータビリティ工事の場合、変更先住所ではサービス提供エリア外等の理由により、現在ご利用中のサービスにはお戻りいただけない場合がございます。変更先住所でのサービスの利用可否につきましては、現在ご利用中のサービス提供事業者までご確認ください。
7. 総務省の定める同一番号区画内への移転と同時に「一般番号ポータビリティ」を利用して当社サービスをご契約いただく場合、移転先のご住所が現在ご利用中の事業者のサービス提供エリア外である等の理由により、現在ご利用中のサービスに戻れない可能性がございます。
8. 現行、総務省の定める番号区画と異なる市外局番でご利用の電話番号につきましては住所の変更を伴う場合、同一番号区画内であっても継続してご利用いただけない場合があります。
9. 「一般番号ポータビリティ」サービスはご利用にあたり、以下の提供条件があります。  
※「一般番号ポータビリティ」参加事業者が提供する固定電話番号(OABJ)であること。(ただし、NTT地域会社の固定電話番号においては、電話種類が公衆電話、臨時電話、支店代行 電話以外の電話種類にて利用する番号であること)。
10. お客様が利用休止等するNTT東日本・NTT西日本の電話サービス等において、以下のNTT東日本・NTT西日本以外の契約会社のサービス等を利用されている場合、利用休止等の工事日までにお客様自らサービス等の契約会社等に対して、当該サービスの継続利用の可否をご確認していただき、必要に応じて廃止手続き等を実施していただきます。  
①検針(電気・ガス・水道)、②セキュリティサービス(警備会社)、③DSL重畳型サービス、④フリーダイヤル・フリーアクセス等、⑤Fネット
11. お客様が利用休止等するNTT東日本・NTT西日本の電話サービス等が、NTT東日本・NTT西日本の通信機器端末等のリース料金・割賦代金の課金先電話番号となっている場合、利用休止等の工事日までにお客様自らNTTファイナンス㈱へ連絡していただき、お支払い方法を変更していただきます。



- 
12. お客様が利用休止等するNTT東日本・NTT西日本の電話サービス等において、以下のサービス等を利用されている場合は、NTT東日本・NTT西日本は以下のとおり取り扱います。お客様がその他の取り扱いをご希望する場合は、お客様自ら工事日までにNTT東日本・NTT西日本の116番に連絡していただき、その旨をお申し出ください。
- \*NTT東日本・NTT西日本のレンタル電話機等を利用している場合通信機器端末をNTT東日本・NTT西日本よりレンタルにてご利用している場合は、返却もしくは買取のお手続きが必要となりますのでお客様自らNTT東日本・NTT西日本の116番へご連絡ください。当社からNTT東日本・NTT西日本に本回線の利用休止等について代行して申し込み手続きを行います。それまでにお客様からご連絡がない場合は、NTT東日本・NTT西日本から当社に対し、お客様からNTT東日本・NTT西日本の116番へ連絡が必要な旨、通知する場合があります。
  - \*NTT東日本・NTT西日本の通信機器端末の定額保守料金の課金先電話番号となっている場合、お客様には定額保守を継続利用していただきます。定額保守料は、NTT東日本・NTT西日本から発行する電話料金の請求書とは別の請求書にて毎年お支払いください。
  - \*NTT東日本・NTT西日本の「フレッツ」サービス等料金の課金先電話番号となっている場合NTT東日本・NTT西日本から発行する電話料金の請求書とは別の請求書にて毎月お支払いください。
  - \*お客様が利用休止等するNTT東日本・NTT西日本の電話サービス等において、代表番号サービス・ダイヤルインサービス・iナンバーサービスを利用されている場合、代表番号サービス等に関連する電話番号の当該サービスを全て廃止させていただきます。
13. 番号ポータビリティ等お申し込みの円滑な実施等のため、NTT東日本・NTT西日本から当社に対し、NTT東日本・NTT西日本の電話サービス等に関する契約者情報(以下、当社のサービスの利用者に係わる本人性確認結果、質権の設定または差押えの有無に係わるものに限る。)を提供する場合があります。

## ご利用にあたって

- 「ひかりdeトーク(S)」のご利用には TA が必要になります。TA はレンタルにてご提供いたします。なお、ご利用料金は「ひかりdeトーク(S)」月額基本料金に含まれます。  
※ IP 電話アダプターは当社からの貸与品となりますので、解約時には当社に返却していただきます。紛失した場合は別途ご請求となります。
- 「ひかりdeトーク(S)」はインターネット回線を利用した IP 電話サービスです。インターネット回線の状態によって利用できなくなる場合がございます。
- 停電やブレーカーの停止によりONU とTA の電源が強制的に落とされた場合には ONU、TA のリセットをお願いいたします。
- 電話器を複数台利用中の方は、分配器による配線工事が必要になります。
- 「ひかりdeトーク(S)」の通話明細は、WEB 明細でご確認ください。URL や ID パスワードは開通後、お客様宛に郵送でお送りします。

## 複数番号サービスについて

- 「ひかりdeトーク(S)」はひかりde ネット 1回線につき、最大 3番号ご利用いただけます。
  - NTT 西日本の加入電話等から番号ポータビリティせず複数番号サービスを新たに利用開始する場合、「ひかりdeトーク(S)」専用の電話番号になります。
  - 「ひかりdeトーク(S)」に対応した HUB をご利用いただく必要があります。(当社支給品)
  - 「ひかりdeトーク(S)」オプションサービスもご利用いただく場合には、当該オプションサービス月額利用料が上記料金に加算されます。(1 番号ごと)
  - 「ひかりdeトーク(S)」複数番号のご利用には別途工事費が必要です。
  - 複数番号のご利用には、上記料金に加え、1番号ごとユニバーサルサービス料・電話リレーサービス料と通話料が別途必要となります。
-



# 電話サービス

(ケーブルプラス電話・ひかり de トーク (S))

7. 「ホワイトコール 24」サービスにおいて、1つの携帯電話番号につき、複数の「ひかりde トーク(S)」電話番号を登録することはできません。
8. VDSL 設備については、1番号のみのご契約となります。
- 9.

## 登録住所について(お引越しの時には…)

1. お引越し等で住所移動があった場合には基本的に電話番号は変更となります。同番号を希望される場合一時的に NTT 回線に移行し、再度「ひかりde トーク(S)」に番号ポータビリティを行う必要がございます。

## 電話帳掲載について

1. 電話帳掲載については無料となります。  
ただし、重複掲載については電話帳発行毎(通常 1 年毎)1 掲載につき、550 円となります。  
※重複掲載は、同じ電話帳に複数のお名前を掲載する場合やお客様の電話番号地域以外の電話帳に掲載する場合に発生します。
2. 電話帳掲載情報について  
お申し込みいただいた電話番号の電話帳掲載情報・104 番号案内情報については、NTT 東日本・NTT 西日本以外の番号案内事業者、電話帳発行事業者にもNTT 東日本・NTT 西日本より提供されています。  
一部、NTT 以外の電話帳発行事業者から発行される電話帳に掲載されない場合があります。
3. 電話帳の配布について
  1. 電話帳の配布を希望される場合は、別途タウンページセンター(電話:0120-506-309)へご連絡願います。
  2. 電話帳の配布は有料です。料金および支払い方法についても合わせて上記タウンページセンターにご確認ください。

## 個人情報

1. お客様からお預かりする個人情報は、ソフトバンクテレコム株式会社と共同利用することを予めご了承ください。

## ユニバーサルサービス料について

1. ユニバーサルサービス制度の開始に伴い、「ひかりde トーク(S)」をご利用いただいているお客様には、1 電話番号あたりを「ユニバーサルサービス料」が請求されます。  
※ユニバーサル制度とは、NTT 東日本・NTT 西日本が提供しているユニバーサルサービス(加入電話・公衆電話・緊急通報などの国民生活に不可欠な電話サービス)を全国どの世帯でも公平で安定的に利用できる環境を確保する為に必要な費用を、電話会社全体で応分に負担する制度のことをいいます。  
※ユニバーサルサービス料の番号単価は半年に一度見直しを行うこととなっています。  
※ユニバーサルサービス制度の詳細は、ユニバーサルサービス支援機構である社団法人電気通信事業者協会のホームページ(<https://www.tca.or.jp/universalservice>)  
または音声・FAX 案内 (03-3539-4830)にてご確認ください。  
※ユニバーサルサービス料は回線が開通した翌月よりご負担いただきます。また、解約月や契約の休止中も料金がかかります。



---

## 電話リレーサービス料について

電話リレーサービス制度により、「ひかりde トーク(S)」をご利用いただいているお客様に、1 電話番号毎に「電話リレーサービス料」をお支払いいただきます。

※電話リレーサービス料は、電話リレーサービス（聴覚障害者等の電話による意思疎通を手話等により仲介する）の提供を確保するためにご負担いただく料金です。

なお、電話リレーサービス支援機関（一般社団法人電気通信事業者協会）から 1 番号あたりの費用（番号単価）が公表されています。

※認可料金は、電話リレーサービス支援機関が原則 1 年度ごとに算定し、総務大臣認可を経て決定される「番号単価」を指します。詳しくは支援機関のホームページをご参照ください。(https://www.tca.or.jp/telephonerelay.service\_support/)

## サービスの解約について

- 1.「ひかりde トーク(S)」を解約し、ご利用いただいていた電話番号を NTT 西日本など他事業者での利用に変更する場合は、NTT 西日本などの番号の変更先事業者へ事前に番号の継続利用希望の旨をご申請ください。その場合、NTT などの変更先事業者での番号ポータビリティの設定完了後、「ひかりde トーク(S)」はご利用いただけなくなります。
- 2.変更先事業者での番号ポータビリティに要する時間、料金などについては変更先事業者へご確認ください。
- 3.ライトプラン、i-ナンバーなどの電話番号で番号ポータビリティをされた場合、「ひかりde トーク(S)」解約後同じ番号を利用できない場合がございます。電話番号の継続利用可否につきましては、NTT のお手続き時にあわせてご確認ください。
- 4.NTT 回線の休止解除を行う際には、休止解除工事費等が別途 NTT 西日本より請求されます。
- 5.そのほか、電話回線の新規敷設に関わる工事費用が別途発生する場合がございます。くわしい工事内容、工事金額につきましては、NTT 西日本のお手続き時にあわせてご確認ください。
- 6.解約の際は、それに関わる費用を実費ご請求となります。

「ひかりde トーク(S)」は「ひかりde トーク(S) 契約約款」に基づきサービスを提供いたします。



# トコちゃんスマート TV

(ケーブルプラス STB-2)

---

## サービスについて

1. トコちゃんスマート TV サービス「以下本サービス」は、テレビサービス及びインターネットサービスが一体となったサービスとなり、「最低利用期間について」に定める契約期間を継続してご加入いただくサービスとなります。
2. 本サービスを利用するにあたり、KDDI 株式会社 が提供する、au ID が1つ払い出されます。ご利用にあたり、「au ID 利用規約」に同意いただきます。
3. 本サービスを利用するにあたり、トレンドマイクロ社が提供する「ウイルスバスター for au」の不正アプリ対策機能（ファイルアンチウイルス）を無償でご利用いただけます。ご利用にあたり、「ウイルスバスター for au」の使用承諾に同意いただきます。お客様ご自身で「ウイルスバスター for au」のアプリを削除した場合は、不正アプリ対策機能（ファイルアンチウイルス）はご利用いただけませんのでご注意ください。再度ご利用いただく場合は、アプリをダウンロードのうえ、起動いただく必要があります。

## 最低利用期間について

ケーブルプラスSTB-2 の最低利用期間は、設置した翌月より1年とします。

## 解約について

1. 「最低利用期間について」に定める最低利用期間内に解約もしくはケーブルプラス STB-2 を利用しないコースへの変更があった場合、利用料の支払い期間が1か月から12か月の場合残月数分の利用料をいただきます。
2. 本サービスを解約された場合、本サービスに付随する各サービスは自動的に解約されます。ただし、au ID は自動的に解約されません。不要な場合は、お客様にてau ID のホームページより解約手続きを行ってください。

## アプリケーションについて

1. あらかじめケーブルプラスSTB-2 にインストールされている以外のアプリケーションの使用を希望される場合は、各アプリケーションの利用規約にあらかじめ同意いただいたうえで、ケーブルプラス STB-2 よりau ID/Google アカウントを利用し購入下さい。
  2. au ID/Google アカウントおよびパスワード、暗証番号はアプリケーションを購入・ダウンロード時に必要となります。au ID/Google アカウント利用規則に従い、大切に保管いただきますようお願いいたします。
  3. アプリケーションについて、映像視聴やインターネット利用に影響を及ぼす等の当社が想定しない挙動をする場合があります。お客様の責任においてご利用ください。
  4. 一部アプリケーションにおいて、時間指定等の起動設定を行った場合、映像視聴やインターネット利用中にアプリケーションが起動する可能性があります。必要時以外はアプリケーションの起動設定をオフにしてご利用ください。
  5. お客様がダウンロードされたアプリケーションの内容については、お客様サポートを行うことを目的に、当社にて履歴管理いたします。
-

---

## 視聴年齢制限について

ケーブルプラスSTB-2にて視聴年齢制限を設定することができます。お子様に見せたくない番組がある場合はケーブルプラスSTB-2にて設定してください。

## インターネットの利用について

本サービスを利用して、インターネットにアクセスが可能です。お子様などがケーブルプラスSTB-2を使ってインターネットをご覧になる場合には、インターネットの有害サイトを閲覧できないように制限をかけることができます。詳しくは、ケーブルプラスSTB-2の取扱説明書またはウイルスバスターfor auの説明をご覧ください。

## 録画機能について

1. ケーブルプラスSTB-2に外付けハードディスク(USB接続に限ります)を接続することで、番組を録画することができます。
2. ケーブルプラスSTB-2の機器交換や撤去を行った場合、録画番組が視聴いただけなくなります。なお、録画番組の消失、破損が生じた場合、当社は責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。
3. 本サービスを複数契約し、外付けハードディスクの付け替えを行った場合、外付けハードディスク設定時にハードディスクが初期化され録画番組が消去されます。あらかじめご了承ください。
4. ホームネットワーク(DLNAなど)で接続し、お客様側の機器の不具合により視聴・録画ができなかった場合、当社は責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。
5. 外付けハードディスクには推奨機器がございます。あらかじめホームページ等でご確認ください。

## 無線接続の環境について

1. 本サービスにおいては、Wi-Fi機能をご利用いただけます。  
Wi-Fiの特性上、ケーブルプラスSTB-2の設置場所やWi-Fiルーターの場所、建物の構造や材質等により、通信速度が遅くなる場合や、電波が届かない場合がございます。
2. 弊社で行う工事は、ケーブルプラスSTB-2の設置までです。各機器に接続する端末の設定等につきましては、お客様にて行っていただきますようお願いいたします。

## 損害賠償について

1. 当社は、提供するアプリの内容を変更または終了することがあります。変更または終了によって生じる損害賠償には応じません。
2. 当社の責めに帰さない事由により発生したあらゆる事象に対する損害賠償には応じません。
  - ・天変地異などによるサービスの停止および受信障害
  - ・機器が正常に動作しなかったことによる不具合
  - ・弊社設備および機器に接続されたお客様の施設および接続機器などの障害

3. インターネットの利用による第三者とお客様の間に生じた損害賠償義務および責任を当社は負いません。
4. 当社の責めに帰さない事由により有料アプリケーションが利用できない場合、障害の原因となった提携事業者の責めにより提携事業者の規定に従い賠償するものとします。

### 機器について

1. 本サービスの提供に必要となるケーブルプラスSTB-2は貸出品です。故障の場合は当社までご連絡ください。
2. お客様の過失により紛失・破損された場合は損害金(50,000 円※不課税)を請求させていただきます。なお、破損品の回収・交換を実施する場合は、損害金に加え、出張費・交換費用(実費)が別途かかります。
3. ケーブルプラスSTB-2本体やACアダプタに水をかけたりしないでください。感電・火災の原因となります。機器の開口部(通風口など)をふさがないように、ケーブルプラスSTB-2と壁の間に10cm以上の隙間を空けてください。通風口をふさぐと内部に熱がこもり、故障もしくは火災の原因となります(その他、取扱いに記載されている「安全上の注意」を必ずお守りください。)
4. ケーブルプラスSTB-2は、電源を切った状態でデジタル放送からの情報受信や端末のバージョンアップ情報などの通信を自動的に行っています。異常時以外はコード類を抜かないでください。
5. ケーブルプラスSTB-2に設定されているソフトウェアの更新通知が表示される場合があります。お手数をおかけしますが、画面内容に従いソフトウェアの更新を行っていただきますようお願いいたします。

### 個人情報の取り扱い

1. ケーブルプラスSTB-2の設置工事や運用・保守等のため、お客様情報の一部を委託先に開示いたします。
2. ケーブルプラスSTB-2上で利用されたアプリケーションに関するお問い合わせ等に対応のために、本サービス利用にあたり払い出されたau IDを設定したケーブルプラスSTB-2の機器情報を、KDDI 株式会社および JCOM 株式会社に開示いたします。
3. ケーブルプラスSTB-2 での視聴情報や、使用状況ならびに操作に関する記録について集計・分析を行ない、個人が識別・特定できないように加工した統計資料を作成し、設備の保守および新規サービスの開発、サービスレベルの維持・向上に利用します。

### その他事項について

本サービスにて提供する「テレビサービス」「インターネットサービス」については、『放送施設加入約款』『インターネット接続サービス契約約款』に記載する内容についても併せてご確認願います。

# プライバシーポリシー

[https://www.tocochannel.jp/about/privacy\\_policy](https://www.tocochannel.jp/about/privacy_policy)

---

## 個人情報保護方針

株式会社トコちゃんねる静岡(以下「当社」といいます)は、お客様の個人情報を安全かつ適切に保管・利用することを当然の責務と考えます。お客様に信頼され、ご満足していただけることが当社の事業活動の基盤であり、重大な社会的責務であることを認識し、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令、国が定める指針その他の規範ならびに業界ガイドライン等を遵守して個人情報保護の確実な履行に努めます。

株式会社トコちゃんねる静岡(以下「当社」といいます)は、お客様の個人情報を慎重に取り扱うと共に、次の取り組みを推進いたします。

## 個人情報の取り扱いについて

### 1. 個人情報の定義

個人情報とは、次の(1)または(2)に該当するものをいいます。

- (1) 生存する個人に関する情報であって、氏名、生年月日、電話番号、メールアドレスその他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(その記述等のみによっては特定の個人を識別できないものの、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます)
- (2) 個人識別符号が含まれるもの(運転免許証番号・パスポート番号・健康保険証番号・マイナンバーなどが含まれるもの)  
なお、個人情報には、お客様本人の個人情報に加え、ご家族やお届け先の情報等も含まれます。

また、当社は、単体では個人情報に該当しないお客様個人に関する情報(個人関連情報)を取得することがあります。当社は、個人関連情報を他の情報と照合することにより特定のお客様を識別する場合があります。この場合には、当該個人関連情報を個人情報として取り扱います。

### 2. 個人情報取扱事業者の名称等

お客様からお預かりした個人情報は、当社が責任をもって管理してまいります。株式会社トコちゃんねる静岡  
〒424-0888 静岡市清水区中之郷 2-1-5 鈴与情報センタービル 1  
階代表取締役社長 山中 崇

### 3. 利用目的

お客様の個人情報は、当社および TOKAI グループ各社(以下、当社および TOKAI グループ各社を合わせて「TOKAI グループ各社」といいます)における次の利用目的のために利用させていただきます。

#### 【商品・サービス等の提供】

- ・TOKAI グループ各社の各種商品・サービス等のご提供
- ・TOKAI グループ各社のアフターサービス等のお客様サポート
- ・TOKAI グループ各社のお客様からのご相談・お問い合わせへの対応

#### 【お客様への提案】

- ・TOKAI グループ各社の各種商品・サービス、キャンペーン、イベント等のご案内
- ・TOKAI グループ各社提携先 \*1 の各種商品・サービス等のご案内

---

・TOKAI グループ各社のご優待特典および会員サービス等のご案内やご提供

【商品・サービス等の安定性の確保】

- ・TOKAI グループ各社の各種商品・サービス等の運用・保守
- ・TOKAI グループ各社の各種商品・サービス等における不正契約・不正利用・不払いの防止や発生時の対策

【各種調査・分析】

- ・TOKAI グループ各社の新商品・新サービスの開発、ならびに各種商品・サービスの品質改善のための調査・分析
- ・お客様の趣味嗜好に応じたお客様への提案・マーケティングのための調査・分析

なお、上記以外の目的のうち、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて個人情報を利用させていただく場合には、都度、その利用目的を明確にし、お客様から事前の同意をいただきます。

\*1 TOKAI グループ各社の販売代理店、取次店、紹介店、または TOKAI グループ各社が販売代理店、取次店、紹介店となる相手方をいいます。

## 2. 利用目的の変更

当社は、前項に記載した利用目的を変更する場合、変更された利用目的について、メールによる送信、当社ホームページにおける公表、その他当社が適当であると判断する方法によりお客様へ通知または公表します。

## 3. 共同利用

TOKAI グループ各社は、2011 年 4 月 1 日の株式会社 TOKAI ホールディングス設立および組織再編に伴って新たな共同利用関係を開始しており、第 3 項記載の利用目的の範囲内で、お客様から取得する個人情報を TOKAI グループ各社との間で共同利用します。ただし、お客様からの請求があれば、TOKAI グループ各社はお客様の個人情報の共同利用を停止します。

(1) 当社と共同利用する者の範囲

TOKAI グループ各社

(2) 利用目的

第 3 項に記載した利用目的に同じ

(3) 共同して利用する個人情報の項目

- ①氏名・住所・電話番号・メールアドレス等のお客様の属性に関する情報
- ②ご購入・ご契約時またはサービス提供の際に取得するお客様やお客様のご家族に関するすべての個人情報
- ③キャンペーン・懸賞等にご応募いただいたお客様の個人情報、または、その他お客様からいただいたすべての個人情報

(4) 共同利用における管理責任者

株式会社トコちゃんねる静岡

---



# プライバシーポリシー

[https://www.tocochannel.jp/about/privacy\\_policy](https://www.tocochannel.jp/about/privacy_policy)

---

〒424-0888 静岡市清水区中之郷 2-1-5 鈴与情報センタービル 1階  
代表取締役社長 山中 崇

## 6. 第三者への開示・提供

当社は、法令に定められている場合(警察等公的機関より法令に基づき開示要請を受けた場合など)、お客様が同意された場合以外は、お客様の個人データを第三者へ開示・提供することはありません。

なお、共同利用または業務委託または事業承継により提供する場合は、第三者への開示・提供には該当しません。

### 1. 第三者からの取得

当社は、法令に定められている場合、お客様が同意されている場合以外は、お客様の個人データを第三者から取得しません。なお、共同利用または業務委託または事業承継による場合は、第三者からの取得には該当しません。また、当社が第三者から個人情報の提供を受けた場合は、提供元の名称、住所、代表者氏名、取得の経緯等法令で定められた事項を確認・記録して、一定期間保存することにより個人情報の適正な取得を確保します。

### 2. 匿名加工情報・仮名加工情報の取り扱い

当社において、匿名加工情報・仮名加工情報を作成する場合は、個人情報の保護に関する法律その他の法令に従い適切にこれを実施します。

## 9. 第三者への委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内で第三者に対して個人情報の取扱業務の全部または一部を委託することがあります。委託にあたっては、これら第三者との間で、安全管理措置、秘密保持、再委託の条件、委託契約終了時の個人情報の返却等その他個人情報の取り扱いに関する事項について適正な契約を締結し、必要かつ適切な管理・監督を行います。

## 10. 開示等の請求手続き

### (1) お客様が、お客様の個人情報等の開示を希望される場合

お申し出をされた方がお客様ご本人であることを当社にて確認したうえで、法令に基づき、合理的な期間内に適切な対応を行います。

### (2) お客様が、お客様の個人情報の訂正・追加・削除・利用停止・第三者提供停止を希望される場合

お申し出をされた方がお客様ご本人であることを当社にて確認したうえで、お客様の個人情報について事実関係等を確認し、適切な対応を行います。

## 11. 契約終了後の個人情報の利用

当社は、お客様との契約が終了した後であっても、第 3 項の利用目的の実施に必要な範囲内で個人情報を利用する場合があります。

## 12. 安全管理措置

当社は、個人情報の取り扱いにおいて、当該データへの不正アクセス、漏えい、滅失または毀損を防止するため、厳正な管理のもとで安全管理措置を講じるとともに、継続的に見直しを行うよう努めます。当社が講じている安全管

---

---

理措置の内容については、第 14 項のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

### 13. プライバシーポリシーの改定

お客様の個人情報の取り扱いにつきましては、従うべき法令の変更に合わせる等の事情により、内容を適宜見直し、改善してまいります。改定した場合は、当社ウェブサイトにおいて速やかに公表します。

### 14. お問い合わせ窓口

- (1) 個人情報についてのお問い合わせは、次の窓口までご連絡ください。なお、サービス向上とお問い合わせ内容の確認のため、通話内容を録音させていただく場合があります。

株式会社トコちゃんねる静岡

個人情報取扱窓口

電話：0120-275-340

受付時間：9:30～17:30

(当社夏期・冬期休暇時には時間が必要になる場合がございます。詳しくは HP にてお知らせいたします。)

- (2) 認定個人情報保護団体の名称および苦情解決の申出先

当社は、「個人情報保護に関する法律」に基づく認定個人情報保護団体である「個人情報保護センター(一般社団法人 放送セキュリティセンター)」の対象事業者です。当社の個人情報の取り扱いについて疑問等が残り、ご相談が必要な場合は次の窓口までご連絡ください。

一般財団法人放送セキュリティセンター内

個人情報保護センター

URL：<https://www.sarc.or.jp/hogo/soudan/kaiketu.html>

(附則)

2004年10月1日 制定

2010年12月22日 改定

2011年8月22日 改定

2012年10月1日 改定

2013年4月1日 改定

2013年12月19日 改定

2014年1月10日 改定

2018年3月31日 改定

2019年11月29日 改定

2022年4月1日 改定

2023年4月1日 改定

※詳しくはホームページ([https://www.tocochannel.jp/about/privacy\\_policy.html](https://www.tocochannel.jp/about/privacy_policy.html))でご確認ください。

# ケーブルテレビ放送サービス契約約款

株式会社トコちゃんねる静岡(以下当社という)と当社が設置する施設により、本件サービス(第1条第2項に定義する)を受ける者(以下契約者という)との間に締結される契約(以下加入契約という)には、次の条項から成るこの約款を適用するものとします。

## 第1条(提供サービス)

- 当社は、当社が定めるサービス提供区域(以下業務区域という)において、本件サービス(本条第2項に定義する)の提供に必要な施設を設置するとともにその維持運営にあたります。また、当社は、契約者へ本件サービスを提供します。
- 2.提供するサービス(以下、本項各号に定めるサービスを総称して本件サービスという)は、次の通りです。
    - (1)テレビジョン放送事業者のテレビジョン放送を再送信するサービス
    - (2)自主放送サービス番組の提供を行うサービス
    - 3.当社が提供する本件サービスのコースは別紙1に定めます。

## 第2条(加入契約の成立)

- 加入契約は、加入申込者があらかじめこの約款を承認し、別に定める加入申込書に所定事項を記載のうえ当社に提出し、当社がこれを承認したときに成立します。
- 2.加入申込者から加入申込書の提出があった場合でも、当社は、次の場合には承認しないことがあります。
    - (1)加入申込者が料金等(第3条第1項に定義する)その他この約款に定める債務の支払いを怠るおそれがあると認められる場合
    - (2)その他加入申込者がこの約款に違反するおそれがあると認められる場合
    - (3)加入申込者に対する本件サービスの提供を行うための本件施設(第6条第1項に定義する)の構築が困難であると当社が判断する場合
    - (4)加入申込者が成年後見人であり、後見人が代理していない場合、又は加入申込者が未成年者であり法定代理人の同意を得ていない場合
    - (5)加入申込者にかかる本件施設(第6条第1項に定義する)を設置し保守する事が技術上、経営上困難な場合
    - (6)その他やむを得ない事由がある場合

## 第3条(料金等)

- 契約者は、別紙1に定める料金表(以下料金表という)及び次の各号の定めに従い、工事代、料金、手数料等(以下料金等という)を当社に支払うものとします。
- (1)契約者は、当社に対し、加入契約前料金表記載の工事代金を支払うものとします。
  - (2)契約者は、当社に対し、本件サービスの提供を開始した日が属する月の翌月から料金表記載の月額利用料を支払うものとします。
  - (3)料金表記載の工事代金及び月額利用料には、日本放送協会(NHK)の放送受信料並びに株式会社WOWOWの加入料及び月額視聴料は含まれないものとします。

## 第4条(料金等の支払方法)

契約者が当社に支払う料金等の支払方法は、当社が指定する銀行口座への口座振替又は当社が指定するクレジットカードで行うものとします。ただし、その他の当社と契約者との合意に基づき支払方法を行う時はありません(なお、上記銀行口座振替のときは、銀行通帳への記帳をもって領収書に代させていただきます)。

## 第5条(責任事項)

- 1.当社が、当社の責に帰すべき事由により、本件サービス全ての提供を、1か月のうち引き続き10日以上行わなかった場合は、当該月分の料金は第3条の規定にかかわらず無料とします。
- 2.天災・衛星の機能停止その他当社の責に帰すことができない事由により、本件サービスの提供がでなかつた場合には、契約者は当社に対し利用料等の減免または賠償の請求ができないものとします。
- 3.当社施設(第6条第2項に定義する)には保安装置が設けられていますが、天災・落雷等事由の如何を問わず契約者施設(第6条第5項に定義する)又は契約者の受信機その他の機器等が破損した場合は、当社は責任を負わないものとします。
- 4.当社は、契約者が本件サービスの利用に関して損害を被った場合であっても、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、何らの責任も負いません。
- 5.当社は、本件サービスに係る施設その他の施設・設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者が所有又は占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合であっても、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

## 第6条(施設の設備及び費用の負担等)

- 当社の本件サービスの提供に必要な施設(以下本件施設という)の設備工事並びに保守は、当社及び当社の指定する業者が行います。
- 2.放送センターから保安器までの設備もしくはV-ONUまでの設備(以下当社施設という)については、当社の所有とします。
  - 3.本件施設のうち、保安器の出口端子から受信機までの施設(当社から貸与を受けたデジタルセオトプボックス(以下「STB」という)等を含む)の工事に要する費用は、契約者が負担するものとします。
  - 4.STB及びその付属品(以下総称して「STB等」という)は、当社から契約者に貸与となります。契約者は、STB等を本来の用法に従って善良な管理者の注意をもって使用するものとし、STB等を開蓋もしくは改造をしてはなりません。また、STB等の保守に要する費用は、契約者が負担するものとします。
  - 5.契約者は、本件施設のうち、保安器の出力端子もしくはV-ONUから受信機までの施設(ただし、当社から貸与を受けたSTB等を除く)(以下契約者施設という)を所有し、契約者の費用と責任において保守を行なうものとします。
  - 6.契約者は、本件施設と他の受信機及び受信設備を相互に接続してはなりません。

## 第7条(便宜の提供)

契約者は、当社及び当社の指定する業者が設備の点検、修理を行うため、契約者の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合は、これに必要な便宜を提供するものとします。

## 第8条(故障)

- 当社または当社の指定する業者は、契約者から本件施設に異常がある旨の申し出があった場合には、速やかにこれを調査し、必要な措置を講ずるものとします。ただし、当該異常が、本件施設以外の契約者の受信機若しくは受信設備等に起因し、又はその他契約者の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。
- 2.契約者は、本件施設に異常をきたしている原因が契約者施設による場合は、本件施設の設備の修復に要する費用を負担するものとします。
  - 3.契約者は、本件施設以外の契約者の受信機若しくは受信設備等に起因し、又はその他契約者の責に帰すべき事由により本件施設に異常・故障が生じた場合は、本件施設の修復に要する費用を負担するものとします。

## 第9条(一時停止)

- 契約者は、本件サービスの提供の一時停止又はその再開を希望する場合は、事前に当社にその旨を文書で申し出るものとします。この場合は一時停止を申し出た日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの料金は第3条の規定にかかわらず無料とします。ただし、当該一時停止期間は、1年につき累計で最長6ヶ月間とし、当該期間を超過した場合は、当然に本件サービスの提供の一時停止は終了して本件サービスの提供が再開されるものとします。なお、特に当社が認める場合を除き、再開後1年以内の一時停止はできないものとします。
- 2.当社は、一時停止の申し出を受理した後、本件サービスの停止とともに必要に応じて契約者の費用負担でSTB等の撤去を行うことができるものとします。また、撤去したSTB等の復元に要する費用は、契約者の負担とします。

## 第10条(設置場所の変更)

- 契約者は、当社の定める技術基準に適合し、かつ変更先が当社が指定する業務区域内であり、しかも同一建物内である場合に限り、契約者施設及びSTB等の設置場所を変更することができます。
- 2.契約者は、前項の規定により、契約者施設及びSTB等の設置場所を変更しようとする場合は、事前に当社または当社の指定する業者にその旨を申し出るものとします。

- 3.契約者は、前項に定める設置場所の変更に要する費用を負担するものとします。

## 第11条(名義変更)

次の各号に規定する場合において、当社の事前の書面による承認を得た場合に限り、新契約者は、旧契約者の加入契約にかかわる契約上の地位を継承し、名義を変更できるものとします。

- (1)相続の場合
- (2)新契約者が加入契約に定める旧契約者の受信機の設置場所において本件サービスを受けることを条件に旧契約者の加入契約にかかわる契約上の地位の継承を希望する場合
- 2.前項の規定により名義を変更しようとする時は、新契約者は、料金表に定める名義変更手数料を添えて当社に申し出るものとします。

## 第12条(加入契約の解除・解約)

- 契約者は加入契約を解約しようとする場合は、解約を希望する10日前までに、文書によりその旨を当社に申し出るものとします。
- 2.当社は、加入契約の解除又は解約された場合において、すでに支払われた料金等については返還しません。また復元に要する費用は、契約者の負担とします。
  - 3.当社は、契約者からの解約の申し出を受理した後、必要に応じて当社施設及びSTB等の撤去を行い、料金表に定める解約手数料を契約者に対して別途請求することができるものとします。
  - 4.契約者が料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含む)は、当社は、本件サービスの提供を停止し、必要に応じて当社施設及びSTB等を撤去することができるものとします。当該撤去費用及び停止後の復元に要する費用は契約者の負担とします。
  - 5.加入契約が解除された場合、当社は、必要に応じて当社施設及びSTB等を撤去することができるものとし、当社は、当該解除が当社の責に帰すべき事由による場合を除き、当該撤去費用を契約者に請求できるものとします。

## 第13条(最低利用期間)

- 本件サービスには、1年以内で当社が別に定める最低利用期間が適用される場合があります。
- 2.契約者は、最低利用期間の定めがある場合において、最低利用期間満了日前に加入契約を解約する場合は、最低利用期間満了日までの利用料を、料金表に定める解約手数料に加え、違約金として当社に対して別途支払うものとします。

## 第14条(契約者の義務違反による停止・解除)

- 当社は、契約者がこの約款に違反する行為があったと認める場合は、契約者に催告のうえ本件サービスの提供を停止し、必要に応じて当社施設及びSTB等を撤去することができます。当該撤去費用及び停止後の復元に要する費用は契約者の負担とします。
- 2.当社は、契約者がこの約款に違反する行為があったと認める場合は、前項の停止を行った上又は前項の停止行わずに、契約者との加入契約を解除することができるものとします。

## 第15条(初期契約解除)

- 契約者は本サービスの提供開始日もしくは契約内容確認書受領日のいずれか遅い日から8日間は、本契約の解除(以下「初期契約解除」といいます)ができます。初期契約解除は、第6条(最低利用期間)第1項、2項及び第15条(契約者が行う契約の解除)第1項は適用されず、解約の通知がなされた日に解約の効力が生じます。ただし、契約事務手数料、工事費(撤去費含む)、サービス月額利用料、付加機能利用料、鑑別料は請求できるものとします。サービス月額利用料、付加機能利用料は日割計算されます。

## 第16条(B-CASカードならびにC-CASカードの取扱いについて)

- BSデジタル放送用ICカード(以下B-CASカードという)については、株式会社エーエス・コンディショナルアクセスシステムズから貸与されるものであり、その扱いについては同社の「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。
- 2.デジタルCATV放送限定受信用ICカード(以下C-CASカードという)の所有権は、当社に帰属し、当社の手配による以外のデータ追加・変更・改訂は禁止し、それらがなされたことによる当社及び第三者に及ぼされた損害・利益損失については契約者が賠償するものとします。
  - 3.契約者は、加入契約の解約解除又は期間満了時は、C-CASカードを当社に返還するものとします。また、当社は、必要に応じて、契約者へC-CASカードの交換及び返却を請求することができるものとします。
  - 4.契約者がC-CASカードを破損または紛失した場合は、契約者は、当社に直ちに届出するものとし、当社が別途定める手数料を当社に支払うものとします。また、契約者は、当該返戻又は紛失により当社に生じた損害を賠償するものとします。

## 第17条(料金等の変更)

社会情勢の変化、本件サービスの内容の変更等に伴い、当社は第3条の料金等を改定できるものとします。この場合、改定の1ヶ月前までに当社は契約者に通知します。

## 第18条(加入契約の有効期間)

加入契約の有効期間は、加入契約成立日から1年間とし、加入契約期間満了の10日前までに当社および契約者いずれかより、更新しない旨の意思表示のない場合、加入契約は、引き続き1年間の期間をもって自動的に更新するものとし、以後も同様とします。

## 第19条(個人情報の保護)

当社は、前項に定める他、本サービスの提供にあたり取得した個人情報を別途オンライン上に提示する「株式会社トコちゃんねる静岡 プライバシーポリシー(https://www.tocochannel.jp/about/privacy.policy.html)」に基づき、適切に取扱いします。

## 第20条(約款の変更)

- 当社は、この約款を変更することができるものとします。この約款が変更された場合は、当該変更後の約款が契約者に適用されるものとし、本件サービス提供条件等は、当該変更後の約款によるものとします。
- 2.この約款の変更に当たっては、当社は、契約者に対して、その変更内容を電子メールによる送信、当社ホームページにおける公表その他当社が適当であると判断する方法により契約者に事前に通知します。

## 第21条(協議)

この約款に定めなき事項あるいは疑義が生じた時は、当社契約者誠意をもって協議のうえ、解決にあたるものとします。

## 第22条(準拠法)

この約款は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

## 第23条(合意管轄)

この約款に関する一切の紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 契約約款附則

- この約款の改定は、令和4年4月1日より適用します。
- 令和5年10月1日一部改正
- 令和5年12月1日一部改正
- 令和6年2月1日一部改正

## (約款実施前の手続きの効力等)

- 1.この約款実施前、改正前の約款の規定より行った手続きその他の行為は、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものみなします。
- 2.この約款実施の際、現に改正前の約款の規定より提供しているケーブルテレビ放送サービスは、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款に基づいて提供しているものとみなします。
- 3.この約款実施前、改正前の約款の規定に基づき、支払い又は支払われなかったケーブルテレビ放送サービスの料金その他の債務については、なお従前どおりとします。



# インターネット接続サービス契約約款

## 第1章 総則

### 第1条(約款の適用)

株式会社トコちゃんねる静岡(以下「当社」という)は、この有線一般放送の業務に用いる電気通信設備の線路(有線電気通信法(昭和28年法律第96号)第2条第2項に規定する有線電気通信設備であって、他の電気通信事業者により提供されるものを除く)と同一の線路又は電気通信回線設備を用いるインターネット接続サービス契約約款(以下本約款という)、電気通信事業法(昭和59年法律第86号、以下「事業法」という)第9条の規定に基づき登録したインターネット接続サービス(以下「本サービス」という)に係る料金表(以下「料金表」という)並びに当社が別に定める電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号、以下「事業法施行規則」という)第19条の2に規定する事項及び当社が別途定める料金により、本サービスを提供します。

### 第2条(約款の変更)

当社は本約款を変更することがあります。この場合には、本サービスの提供条件は、変更後の約款によります。当社は、電子メールによる送信、当社ホームページへの掲載その他当社が適当であると判断する方法により、本約款の変更後の内容及び効力発生日を契約者に通知します。

### 第3条(用語の定義)

本約款では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1.電気通信設備(事業法2条2項)	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2.電気通信サービス(事業法2条3項)	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3.電気通信回線設備(事業法9条)	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
4.電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線
5.インターネット接続サービス	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス
6.インターネット接続サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事業所 当社の委託により本サービスに関する契約事務を行う者の事業所
7.契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
8.契約者	当社と契約を締結している者
9.契約者回線	当社と契約者との間の契約に基づいて設置される電気通信回線
10.端末設備(事業法52条1項)	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、一部の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含む)又は同一の建物内であるもの
11.端末接続装置	端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備
12.自営端末設備	契約者が設置する端末設備
13.自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
14.相互接続事業者(事業法70条1項)	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
15.技術基準	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)で定める技術基準
16.消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
17.学校	学校教育法第1条[学校の範囲]、第2条[学校の設置者]に定める学校

## 第2章 契約

### 第4条(本サービスの種類等)

本サービスには、料金表に規定する品目の種類があります。

### 第5条(契約の単位)

当社は、契約者回線1回線ごとに1の契約を締結します。この場合、契約者は1の契約につき1人に限ります。

### 第6条(最低利用期間)

本サービスには、24か月以内で当社が別に定める最低利用期間があります。契約者は、前項の最低利用期間中に契約の解除(本約款に規定する契約の解除には解約も含むものとし、以下同様とする)があった場合は、当社が定める期日まで、料金表に定める撤去費及び罰金を支払うものとします。

### 第7条(契約者回線の終端)

当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において端末接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。2.当社は、前項の設置場所を定めるときは、契約者と協議します。

### 第8条(契約申込みの方法)

契約者は、契約の申込みをするときは、あらかじめ本約款に同意の上、次の欄する事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に提出するものとします。

- (1)氏名、住所及び連絡先
- (2)料金表に定める本サービスの品目
- (3)契約者回線の終端の場所
- (4)その他本サービスの内容を特定するために必要な事項及び当社が別途定める事項

### 第9条(契約申込みの審査)

当社は、契約の申込みがあったときは、原則として、受け付けられた日から契約申込みに対する審査を行い、契約申込みに対する承諾の有無を決定します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。なお、当社は契約申込者に対して適宜申込内容を証する書類等の提出を求められるものとします。

- 2.当社は、前項の規定にかかわらず、本サービスの取扱いに余裕のないときは、その審査を延期することがあります。
- 3.当社は、本条第1項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。
  - (1)本サービスを提供することが技術上困難なとき。
  - (2)契約申込者が本サービスの料金その他の当社に対して負担する債務本約款に規定する料金及び料金以外の債務を含むものとし、以下同じとするの支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。
  - (3)契約申込者が、過去に本サービスに係る料金その他の当社に対して負担する債務の支払いを怠ったことがあるとき。
  - (4)契約申込者が契約の申込みの際に、事実と異なる事項を通知したことが判明したとき。
  - (5)契約申込者が未成年者又は成年被後見人であり、申込みの際に法定代理人又は成年被後見人の同意を得ていなかったとき。
  - (6)契約申込者が、申込み以前に利用契約及びその他当社が提供する本サービス以外のサービスに関する契約を当社から解除されている場合、又は本サービスその他当社が提供する本サービス以外のサービスの利用を停止されていることが判明したとき。
  - (7)クレジットカードによる本サービスの料金等の支払方法を選択した契約申込者と、当該契約申込者が指定したクレジットカードの名義人とが異なるとき。
  - (8)クレジットカードによる本サービスの料金等の支払方法を選択した契約申込者が、当該契約申込者が指定したクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジットカード利用契約の解除その他の理由によりクレジットカード(当該契約申込者が指定したクレジットカード以外のクレジットカードを含むものとする)の利用を認められていないとき。
  - (9)その他当社の業務の遂行上支障があると当社が認めるとき。

### 第10条(本サービスの種類等の変更)

- 契約者は、料金表に規定する本サービスの品目の変更の請求をすることができます。
- 2.前項の請求の方法及びその承諾については、当社が別に定めた場合を除き、第8条(契約申込みの方法)及び前条(契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

### 第11条(契約者回線の移転)

- 契約者は、契約者の費用負担により、同一の構内又は同一の建物内における、契約者回線の移転を請求できません。
- 2.契約者回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、当社は契約内容の変更又は制限を行う場合があります。
- 3.当社は、本条第1項の請求があったときは、当社が別に定めた場合を除き、第9条(契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。
- 4.本条第1項の変更に必要な工事は、当社又は当社が指定した者が行います。

### 第12条(本サービスの利用の一時中断)

当社は、契約者が請求があったときは、本サービスの利用の一時中断(その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいう。以下同じとする)を行います。この場合は、一時中断を申し出た日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの料金を、端末設備の料金を除き、無料とします。ただし、当該一時中断期間は、1年につき累計で最長6か月間とし、当該期間を超過した場合は、当然に本サービスの提供の一時中断は終了して本サービスの提供が再開されるものとします。なお、特に当社が認める場合を除き、再開後1年以内の一時中断はできないものとします。

### 第13条(契約者による届出及びその他の契約内容の変更)

契約者は、契約の申込みのときに当社に届出した内容に変更があった場合には、速やかに当社の定める方法により届出しなければなりません。また、届出に伴い、契約者が所有又は占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合には、契約者がその復旧に係る復旧費用を負担するものとします。

### 第14条(譲渡等の禁止)

契約者は、契約に基づき発生する権利及び義務を、当社の事前の書面による同意を得ずして第三者に貸与、譲渡、又は質入その他担保に供する等を行うことができません。

### 第15条(契約者が行う契約の解除)

契約者は、契約を解除しようとするときは、10日以前にそのことを当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に文書により通知するものとします。2.前項による契約解除の場合、当社は、当社に帰属する電気通信設備等の資産を撤去し、別途定める撤去費を契約期間に応じて契約者からいただきます。また、撤去に伴い、契約者が所有又は占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合には、契約者がその復旧に係る復旧費用を負担するものとします。

### 第16条(当社が行う契約の解除)

- 当社は、次のいずれかに該当する場合には、その契約を解除することができます。
  - (1)第24条(利用停止)の規定により本サービスの利用停止をされた契約者が、当社から期間を定めた催告を受け当該期間が経過した後、又は利用停止期間が経過した後、なお第23条第1項各号の事実を解消しないとき。
  - (2)第24条(利用停止)の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前号の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしない、又はその契約を解除することができます。
  - (3)電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替確保が困難で本サービスの継続ができないとき。
- 2.当社は、本条第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、当社が適当であると判断する方法により、あらかじめ契約者に対してそのことを通知します。
- 3.当社は、本条第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、当社に帰属する電気通信設備等の資産を撤去し、撤去費を契約期間に応じて契約者からいただきます。また、撤去に伴い、契約者が所有又は占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合には、撤去の費用と共に契約者がその復旧に係る復旧費用を負担するものとします。

### 第17条(初期契約解除)

契約者は本サービスの提供開始日もしくは契約内容確認書受領日のいずれか遅い日から8日間は、本契約の解除(以下「初期契約解除」といいます)ができます。初期契約解除は、第6条(最低利用期間)第1項、2項及び第15条(契約者が行う契約の解除)第1項は適用されず、解除の通知がなされた日に解約の効力が生じます。ただし、契約事務手数料、工事費(撤去費含む)サービス月額利用料、付加機能利用料、通話料は請求できるものとします。サービス月額利用料、付加機能利用料は日割り計算されます。

### 第3章 付加機能

#### 第18条(付加機能の提供等)

- 当社は、契約者から当社所定の方法により請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します。
- 2.本条第1項の付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、本条第1項の付加機能を提供できないことがあります。
- 3.契約者から当社所定の方法により付加機能の解除の請求があったときは、当社はこれに応じるものとします。

#### 第4章 端末設備の提供等

##### 第19条(端末設備の提供)

当社は、契約者から請求があったときは、その契約者回線について、料金表に定める価格で端末設備を提供します。

##### 第20条(端末設備の利用の一時中断)

当社は、契約者から請求があった時は、当社が提供する端末設備の利用の一時中断(その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいう。以下同じとする)を行います。

#### 第5章 回線相互接続

##### 第21条(回線相互接続の請求)

契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に提出するものとします。2.当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約期間における接続が実現できないときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

##### 第22条(回線相互接続の変更・廃止)

- 契約者は、第21条(回線相互接続の請求)の回線相互接続を変更・廃止しようとするときは、その旨を当社に通知するものとします。
- 2.第21条(回線相互接続の請求)の規定は、回線相互接続の変更・廃止について準用します。

#### 第6章 利用中止及び利用停止

##### 第23条(利用中止)

- 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの利用を中止することができます。
  - (1)当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
  - (2)第25条(利用の制限)の規定により本サービスの利用を中止するとき。
- 2.前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料

金表に定めるところによりその付加機能の利用を中止することがあります。

- 前2項の規定により、本サービス又は付加機能の利用を中止するときは、電子メールによる送信、当社ホームページへの掲載その他当社が適当であると判断する方法により、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 本条に基づく利用中止により契約者に損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負いません。

## 第24条 (利用停止)

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

- 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき支払期日を経過した後、当社が指定するインターネット接続サービス取扱所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の実事を確認できないときを含む。
  - 契約の申込みの際、事実と反する事項を通知したことが判明したとき。
  - 第39条利用に係る契約者の義務の規定に違反したとき。
  - 事業法、事業法施行規則又はその他関係法令に違反して当社の電気通信回線設備、自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
  - 事業法、事業法施行規則若しくはその他関係法令に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準に適合していると認められず、自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備としての接続を廃止しないとき。
  - 前各号のほか、本約款に違反する行為若しくは本サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備等のいずれかに支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。
- 2.当社は、前項の規定により、本サービスの利用停止をするときは、電子メールによる通知、当社が指定するホームページ上での掲示その他当社が適当であると判断する方法により、あらかじめその理由及び利用停止をする日を契約者に通知します。
- 本条に基づく利用停止により契約者に損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負いません。

## 第7章 利用の制限

### 第25条 (利用の制限)

- 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救済、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であって事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。
- 2.通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手宛に着信しないことがあります。
- 3.本サービスの利用者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することがあります。
- 本条に基づく利用の制限により契約者に損害が生じた場合でも、当社は、一切責任を負いません。

## 第8章 料金等

### 第1節 料金

#### 第26条 (料金の適用)

本サービス及び付加機能の料金以下「本件料金」というのは、利用料、手続に関する料金及び工事に関する費用とし、料金表(料金表及び当社が別に定める料金をいう。)以下同じとする。)に定めるところによります。

2.本件料金の支払方法は当社が別に定めるところによります。

#### 第2節 料金の支払義務

##### 第27条 (利用料等の支払義務)

- 契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日(付加機能の提供については、その提供を開始した日)から起算して、契約の解除があった日(付加機能の廃止については、その廃止があった日を含む)まで(期間(利用期間が当社が別に定める最低利用期間に満たない場合は、第6条(最低利用期間)の規定に準ず)について、本サービス及び付加機能の提供に応じた料金表に規定する本件料金の支払を要します。
- 2.契約期間中に利用の一時中断により本サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払は、次によります。
- 第12条に基づき契約者が利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の端末設備の料金の支払を要します。
  - 第23条第1項に基づき利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。
  - 前2項の規定によるほか、契約者は、以下の支払を要しない。料金とされる場合を除き、本サービス又は付加機能を利用できなかった期間中の本件料金の支払を要します。

區別	支払を要しない料金
契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含む)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった期間(24時間の倍数である部分に限る)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての利用料等(その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除く)。

- 当社は、支払を要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を契約者に返還します。

#### 第28条 (手続に関する料金等の支払義務)

契約者は、本約款に規定する手続の請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続に関する料金の支払を要します。ただし、当社がその手続に着手する前にもその契約の解除又は請求の取扱いがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を契約者に返還します。

#### 第29条 (工事に関する費用の支払義務)

契約者は、本約款に規定する工事を要する手続の請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払を要します。ただし、当社がその工事に着手する前にもその契約の解除又は請求の取扱い(以下この条において「解除等」という)があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を契約者に返還します。

2.工事の着手完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分及び原状回復に要する費用について、当社が別に算定した額を負担するものとします。この場合において、契約者が負担を要する費用の額は、別に算定した額(消費税相当額を加算した額)とします。

#### 第3節 割増金及び延滞利息

##### 第30条 (割増金)

契約者は、本件料金の支払を不払に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とする)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払うものとします。

##### 第31条 (延滞利息)

契約者は、本件料金その他の債務(延滞利息を除く)について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で(借算(年365日の日割)計算とする)して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

## 第9章 保守

### 第32条 (当社の維持責任)

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

### 第33条 (契約者の維持責任)

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準及び技術的条件に適合するよう維持するものとします。

### 第34条 (設備の修理又は復旧)

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、当社が別に定める順序でその電気通信設備を修理又は復旧します。

### 第35条 (契約者の切分け責任)

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備(当社が別に定めるところにより当社と契約者の間で保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除く。以下この条において同じとする)が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が定期的に稼働しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備が故障のないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をするものとします。

- 前項の確認の際、契約者から要請があった場合には、当社が別に定めるインターネットサービス取扱所又は当社が指定する者が当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 当社は、前項の確認より当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担するものとします。

## 第10章 損害賠償

### 第36条 (責任の制限)

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含む。以下この条において同じとする)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、次項に定める料金額と同一額を限度として、その契約者の損害を賠償します。

- 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限る)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの利用料等の料金額(料金表の規定によりその利用の都度発生する利用料については、本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金(一の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎月月の一定の日)をいう)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとする)の前6料金月の1日当たりの平均利用料(前6料金月の実績を把握できなかった場合には、当社が別に定める方法により算出した額より算出した額を差引いた額)とみなし、その額に限度を置きます。
- 本条第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

### 第37条 (免責)

- 当社は、契約者が本サービスの利用に際して損害を被った場合、第36条(責任の制限)の規定によるほかは、何らの責任も負いません。
- 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者が所有又は占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
  - 当社は、本条前款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下本条において「改造等」という)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術条件(事業法に規定に基づき当社が定める本サービスに係る端末設備等の接続技術条件をいう)の設定又は変更により、現行契約回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分限り負担します。

## 第11章 雑則

### 第38条 (承諾の限界)

当社は、契約者が工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが困難であるとき又は契約者において料金をその他債務の支払を現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、本約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

### 第39条 (利用に係る契約者の義務)

- 当社は、本サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有又は占有する土地、建物その他の工作物等を無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。
- 契約者は、当社又は当社指定する者が本サービスの提供に必要な設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、契約者が所有又は占有する土地、建物その他の工作物等への立ち入り求めた場合は、これを承諾するものとします。
  - この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。
  - 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線索その他の導体を懸けないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護を要するとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。
  - 契約者は、故意に契約者回線を保護したまま放置し、その他意図的な伝送交差妨害を与える行為を行わずにこととします。
  - 契約者は、当社が業務の遂行上支障がないと認められた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等を取り付けないこととします。
  - 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。
  - 契約者は、本条第3項乃至第6項の規定に違反して電気通信設備を滅失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払うものとします。
  - 第三者(当社を含むものとし、以下本項において同様とする)が不法的財産権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、又は法令に反する、又はそれらのおそれのある態様で本サービスを利用すること(以下の各号に例示する行為を含む)を厳に禁止します。
    - 知財権の侵害、他人の財産・プライバシー・肖像権の侵害、誹謗中傷行為、犯罪行為若しくは犯罪行為の誘発、暴動行為
    - わいせつ・児童ポルノ・児童虐待に当たる画像若しくは文章の発信・掲載
    - 無限連鎖講の解説若しくは勧誘
    - 情報のごみ・消去、なりすまし行為
    - 有害なプログラム等の送信若しくは受信可能な状態での放置
    - 同意なしの不特定多数への商業的宣伝・勧誘メール・嫌悪感を抱く恐れのあるメールの送信
    - 公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為
    - 事実と反する、またはそのおそれのある情報を提供する行為
    - ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為
    - 選挙の事前運動等公職選挙法に違反する行為
    - 本人の同意を得ることなく、または不当な手段により第三者の個人情報または未公開情報を取得する行為
    - 本サービスの運営を妨げ、又はその信用を毀損する行為
    - その他当社が不適切であると判断する行為

### 第40条 (相互接続事業者のインターネット接続サービス)

契約者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、契約者は、当社が、契約者が締結した相互接続利用契約により生じることとなる相互接続事業者の契約者に対する(債権を当社が譲り受けたものとして、本約款に基づき料金を請求することを承諾するものとします。

- 契約の解除があった場合は、その解除があった時に、契約者と当社の相互接続事業者との間のインターネット接続サービス利用契約についても解除があったものとします。

### 第41条 (技術的事項及び技術資料の開覧)

当社は、当社が別に定める本サービス取扱所において、本サービスに係る基本的な技術的事項及び契約者が本サービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を開覧に供します。



#### 第42条(営業区域)

営業区域は、当社が別に定めるところによります。

#### 第43条(閲覧)

本約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は当社のホームページにおいて閲覧に供します。

#### 第43条の2(通知・連絡等)

本約款において別段の定めがない限り、当社は、電子メールによる送信、書面による郵送、ホームページへの掲載、その他当社が適当であると判断する方法により、契約者(契約申込者を含むものとし、本条において以下同様とする)に随時必要な事項の通知・連絡等を行うものとし、

2.当社が、ホームページへの掲載により契約者に通知・連絡等を行う場合は、当該通知・連絡等を掲載してから24時間を経過したときに、その他の手段による通知・連絡等の場合は、当社が契約者に当該通知・連絡等を発信したときに、その効力を生じるものとし、

#### 第44条(個人情報の保護)

当社は、前項に定める他、本サービスの提供にあたり取得した個人情報を別途オンライン上に提示する「株式会社トコちゃんねる 静岡 プライバシーポリシー([https://www.tocochannel.jp/about/privacy\\_policy.html](https://www.tocochannel.jp/about/privacy_policy.html))」に基づき、適切に取り扱います。

#### 第45条(準拠法)

本約款は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

#### 第46条(合意管轄)

本約款に関する一切の紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 契約約款附則

この約款の改定は、令和4年7月1日より適用します。

#### (約款実施前の手続きの効力等)

1. 本約款実施前に、改正前の約款の規定により行った手続きその他の行為は、本約款中にこれに相当する規定があるときは、本約款の規定に基づいて行ったものとみなします。
2. 本約款実施の際、現に改正前の約款の規定により提供している電気通信サービスは、本約款中にこれに相当する規定があるときは、本約款に基づいて提供しているものとみなします。
3. 本約款実施前に、改正前の約款の規定に基づき、支払い又は支払わなければならないインターネット接続サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。



# インターネット接続サービス契約約款(TNC プロバイダサービス型)

## 第1章 総則

### 第1条(約款の適用)

株式会社コトちゃんねる静岡(以下「当社」といふ)は、この有線一般放送の業務に用いる電気通信設備の線路(有線電気通信法(昭和28年法律第96号)第2条第2項に規定する有線電気通信設備であつて、他の電気通信事業者により提供されるものを除く)と同一の線路又は電気通信回線設備を用いるインターネット接続サービス契約約款(即ち「以下本約款」といふ)、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といふ)第9条の規定に基づき登録したインターネット接続サービス(TOKAIコミュニケーションズにより、別途提供されるISPサービスを除く)(以下「本サービス」といふ)に係る料金表(以下「料金表」といふ)並びに当社が別に定める電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といふ)第19条の2に規定する事項及び当社が別途定める料金により、本サービスを提供します。

### 第2条(約款の変更)

当社は本約款を変更することがあります。この場合には、本サービスの提供条件は、変更後の約款によります。2.当社は、電子メールによる送信、当社ホームページへの掲載その他当社が適当であると判断する方法により、本約款の変更後の内容及び効力発生日を契約者に通知します。

### 第3条(用語の定義)

本約款では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1.電気通信設備(事業法2条2項)	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2.電気通信サービス(事業法2条3項)	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3.電気通信回線設備(事業法9条)	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
4.電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線
5.インターネット接続サービス	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス
6.インターネット接続サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事業所 当社の委託により本サービスに関する契約事務を行う者の事業所
7.契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
8.契約者	当社と契約を締結している者
9.契約者回線	当社と契約者との間の契約に基づいて設置される電気通信回線
10.端末設備(事業法52条1項)	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であつて、一部の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含む)又は同一の建物内であるもの
11.端末接続装置	端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備
12.自営端末設備	契約者が設置する端末設備
13.自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であつて、端末設備以外のもの
14.相互接続事業者(事業法70条1項)	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
15.技術基準	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)で定める技術基準
16.消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
17.学校	学校教育法第1条[学校の範囲]、第2条[学校の設置者]に定める学校
18.TOKAIコミュニケーションズ	当社の電気通信回線を利用してISPサービス(TNC)を提供する事業者である株式会社TOKAIコミュニケーションズ

## 第2章 契約

### 第4条(本サービスの種類等)

本サービスには、料金表に規定する品目の種類があります。

### 第5条(契約の単位)

当社は、契約者1回線1回線ごとに1の契約を締結します。この場合、契約者は1の契約につき1人に限ります。

### 第6条(最低利用期間)

本サービスには、24か月以内で当社が別に定める最低利用期間があります。2.契約者は、前項の最低利用期間中に契約の解除(本約款に規定する契約の解除には解約も含むものとし、以下同様とする)があった場合は、当社が定める期日までに、料金表に定める撤去費及び、違約金として別途支払ふものとし、ます。

### 第7条(契約者回線の終端)

当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において端末接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。2.当社は、前項の設置場所を定めるときは、契約者と協議します。

### 第8条(契約申込みの方法)

契約者は、契約の申込みをするときは、あらかじめ本約款に同意の上、次掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に提出するものとし、ます。

- (1)氏名、住所及び連絡先
- (2)料金表に定める本サービスの品目
- (3)契約者回線の終端の場所
- (4)その他本サービスの内容を特定するために必要な事項及び当社が別途定める事項

### 第9条(契約申込みの審査)

当社は、契約の申込みがあったときは、原則として、受け付けの順に従って契約申込みに対する審査を行い、契約申込みに対する承諾の有無を決定します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。なお、当社は契約申込者に対して適宜申込内容を証する書類等の提出を求められるものとし、ます。2.当社は、前項の規定にかかわらず、本サービスの取扱いに余裕のないときは、その審査を延期することがあります。3.当社は、本条第1項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1)本サービスを提供することが技術上困難なとき。
- (2)契約申込者が本サービスの料金その他の当社に対して負担する債務本約款に規定する料金及び料金以外の債務を含むものとし、以下同じとする支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。
- (3)契約申込者が、過去に本サービスに係る料金その他の当社に対して負担する債務の支払いを怠ったことがあるとき。
- (4)契約申込者が契約の申込みの際に、事実と異なる事項を通知したことが判明したとき。
- (5)契約申込者が未成年者又は成年被後見人であり、申込みの際に法定代理人又は成年後見人の同意を得ていなかったとき。
- (6)契約申込者が、申込み以前に利用契約及びその他当社が提供する本サービス以外のサービスに関する契約を当社から解除されている場合、又は本サービスその他当社が提供する本サービス以外のサービスの利用を停止されていることが判明したとき。
- (7)クレジットカードによる本サービスの料金等の支払方法を選択した契約申込者と、当該契約申込者が指定したクレジットカードの名称とが異なるとき。
- (8)クレジットカードによる本サービスの料金等の支払方法を選択した契約申込者が、当該契約申込者が指定したクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジットカード利用契約の解除その他の理由によりクレジットカード(当該契約申込者が指定したクレジットカード以外のクレジットカードを含むものとする)の利用

を認められていないとき。

(9)その他当社の業務の遂行上支障があると当社が認めるとき。

### 第10条(本サービスの種類等の変更)

契約者は、料金表に規定する本サービスの品目の変更の請求をすることができます。前項の請求の方法及びその承諾については、当社が別に定める場合を除き、第8条(契約申込みの方法)及び前条(契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

### 第11条(契約者回線の移転)

契約者は、契約者の費用負担により、同一の構内又は同一の建物内における、契約者回線の移転を請求できます。2.契約者回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、当社は契約内容の変更又は限を行う場合があります。3.当社は、本条第1項の請求があったときは、当社が別に定める場合を除き、第9条(契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。4.本条第1項の変更に必要な利用の一時中断は、当社又は当社が指定した者が行います。

### 第12条(本サービスの利用の一時中断)

当社は、契約者から請求があったときは、本サービスの利用の一時中断(その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいう。以下同じとする)を行います。この場合は、一時中断を申し出た日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの料金は、端末設備の料金を除き、無料とします。ただし、当該一時中断期間は、1年につき累計で最長6か月間とし、当該期間を超過した場合は、当然に本サービスの提供の一時中断は終了して本サービスの提供が再開されるものとし、ます。なお、特に当社が認める場合を除き、再開後1年以内の一時中断はできないものとし、ます。

### 第13条(契約者による届出及びその他の契約内容の変更)

契約者は、契約の申込みのときに当社に届出した内容に変更があった場合には、速やかに当社に定める方法により届け出なければならないものとし、当社は、契約者から請求があったときは、第8条(契約申込みの方法)に規定する契約内容の変更を行います。2.前項の請求があったときは、当社が別に定める場合を除き、当社は、第9条(契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

### 第14条(譲渡等の禁止)

契約者は、契約に基づき発生する権利及び義務を、当社の事前の書面による同意を得ずして第三者に貸与、譲渡、又は質入その他担保に供する等することができません。

### 第15条(契約者が行う契約の解除)

契約者は、契約を解除しようとするときは、10日以前にそのことを当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に文書により通知するものとし、ます。2.前項による契約解除の場合、当社は、当社に帰属する電気通信設備等の資産を撤去し、別途定める撤去費を契約期間に応じて契約者からいただきます。また、撤去に伴い、契約者が所有又は占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合には、契約者がその復旧に係る復旧費用を負担するものとし、ます。

### 第16条(当社が行う契約の解除)

当社は、次のいずれかに該当する場合には、その契約を解除することがあります。第23条(利用停止)の規定により本サービスの利用停止をされた契約者が、当社から期間を定めた催告を受け当該期間が経過した、又は利用停止期間が経過した後、なお第23条第1項各号の事実を解消しないとき。

- (1)第23条(利用停止)の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前号の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないでもその契約を解除することがあります。
  - (2)電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難で本サービスの継続ができないとき。
- 2.当社は、本条第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、当社が適当であると判断する方法により、あらかじめ契約者にそのことを通知します。
- 3.当社は、本条第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、当社に帰属する電気通信設備等の資産を撤去し、撤去費を契約期間に応じて契約者からいただきます。また、撤去に伴い、契約者が所有又は占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合には、撤去の費用と共に契約者がその復旧に係る復旧費用を負担するものとし、ます。

### 第17条(初期契約解除)

契約者は本サービスの提供開始日もしくは契約内容確認受領日のいずれか遅い日から8日間は、本契約の解除(以下「初期契約解除」といいます)ができます。初期契約解除は、第6条(最低利用期間)第1項、2項及び第15条(契約者が行う契約の解除)第1項は適用されず、解約の通知がなされた日に解約の効力が生じます。ただし、契約事務手数料、工事費(撤去費用含む)、サービス月額経理料、付加機能経理料、通話料は請求できるものとします。サービス月額経理料、付加機能経理料は日割計算されます。

### 第3章 端末設備の提供等

#### 第18条(端末設備の提供)

当社は、契約者から請求があったときは、その契約者回線について、料金表に定める価格で端末設備を提供します。

#### 第19条(端末設備の利用の一時中断)

当社は、契約者から請求があった時は、当社が提供する端末設備の利用の一時中断(その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいう。以下同じとする)を行います。

#### 第4章 回線相互接続

##### 第20条(回線相互接続の請求)

契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線を相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に提出するものとし、ます。

2.当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約条件等によりその接続が制限されることを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

##### 第21条(回線相互接続の変更・廃止)

契約者は、第20条(回線相互接続の請求)の回線相互接続を変更・廃止しようとするときは、その旨を当社に通知するものとします。2.第20条(回線相互接続の請求)の規定は、回線相互接続の変更・廃止について準用します。

## 第5章 利用中止及び利用停止

### 第22条(利用中止)

当社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの利用を中止することができます。

- (1)当社の電気通信設備の保守上又は工事にやむを得ないとき。
  - (2)第24条利用の制限の規定により本サービスの利用を中止するとき。
- 2.前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表に定めるところによりその付加機能の利用を中止することができます。
- 3.前2項の規定により、本サービス又は付加機能の利用を中止するときは、電子メールによる送信、当社ホームページへの掲載その他当社が適当であると判断する方法により、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

4. 本条に基づく利用中止により契約者に損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負いません。

#### 第23条(利用停止)

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、当社が指定するインターネット接続サービス取扱所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の実事を確認できないときを含む)。
- (2) 契約の申込みと際し、事実に反する事項を通知したとき等が判明したとき。
- (3) 第38条利用に係る契約者の義務の規定に違反したとき。
- (4) 事業法、事業法施行規則又はその他関係法令に違反して当社の電気通信回線設備、自営電気通信設備、他回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (5) 事業法、事業法施行規則若しくはその他関係法令に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。
- (6) 前各号のほか、本約款に違反する行為若しくは本サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備等のいずれかに支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。

2. 当社は、前項の規定により、本サービスの利用停止をするときは、電子メールによる通知、当社が指定するホームページ上の掲示その他当社が適当であると判断する方法により、あらかじめその理由及び利用停止をする日を契約者に通知します。

3. 本条に基づく利用停止により契約者に損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。

### 第6章 利用の制限

#### 第24条(利用の制限)

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救済、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項と内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項と内容とする通信であって事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。

2. 通信が著しくふくそしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

3. 本サービスの利用者か、当社の電気通信設備に過大な負荷を生ずる行為をしたときは、その利用を制限することがあります。

4. 本条に基づく利用の制限により契約者に損害が生じた場合でも、当社は、一切責任を負いません。

### 第7章 料金等

#### 第1節 料金

##### 第25条(料金の適用)

本サービス及び付加機能の料金(以下「本件料金」という)は、利用料、手続に関する料金及び工事に関する費用ととし、料金表(料金表及び当社が別に定める料金をいう。以下同じとする)に定めるところによりする。

2. 本件料金の支払方法は当社が別に定めるところによりする。

#### 第2節 料金の支払義務

##### 第26条(利用料等の支払義務)

契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日(付加機能の提供については、その提供を開始した日)から起算して、契約の解除があった日(付加機能の廃止については、その廃止があった日)を含む暦月までの期間(利用期間)が当社の別に定める最低利用期間に満たない場合は、第6条(最低利用期間)の規定に準ずる)について、本サービス及び付加機能の総額にのびて料金表に規定する本件料金の支払を要します。

2. 契約期間中に利用の一時中断等により本サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払は、次によりする。

- (1) 第12条に基づき契約者が利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の端末設備の料金を支払を要します。
- (2) 第23条第1項に基づき利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。
- (3) 前二号の規定によるほか、契約者は、以下の支払を要しない。料金とされる場合を除き、本サービス又は付加機能を利用できなかった期間中の本件料金の支払を要します。

区 別	支払を要しない料金
契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含む)が生じた場合に、そのことを当社が認識した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認識した時刻以後の利用できない時間(24時間の倍数である部分に限る)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての利用料等(その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除く)。

3. 当社は、支払を要しないこととされた利用料等が支払われているときは、その料金を契約者に返戻します。

##### 第27条(手続に関する料金等の支払義務)

契約者は、本約款に規定する手続の請求を行い当社にこれを承諾したときは、手続に関する料金の支払を要します。ただし、当社がその手続に着手する前にその契約の解除又は請求の取扱いがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金を支払われているときは、当社は、その料金を契約者に返戻します。

##### 第28条(工事に関する費用の支払義務)

契約者は、本約款に規定する工事を要する手続の請求を行い当社にこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払を要します。ただし、当社がその工事に着手する前にその契約の解除又は請求の取扱い(以下この条において「解除等」という)があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金を支払われているときは、当社は、その料金を契約者に返戻します。

2. 工事に着手した後に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったことと、工事に着手した工事の部分及び原状回復に要する費用について、当社が別に算定した額を負担するものとします。この場合において、契約者が負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

#### 第3節 割増金及び延滞利息

##### 第29条(割増金)

契約者は、本件料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とする)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払うものとします。

##### 第30条(延滞利息)

契約者は、本件料金その他の債務(延滞利息を除く)について支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合(借算(年365日の日割り計算とす))して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

### 第8章 保守

#### 第31条(当社の維持責任)

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

#### 第32条(契約者の維持責任)

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準及び技術的条件に適合するよう維持するものとします。

#### 第33条(設備の修理又は復旧)

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のために緊急にを行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、当社が別に定める順序でその電気通信設備を修理又は復旧します。

#### 第34条(契約者の切付責任)

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備(当社が別に定めるところにより当社と契約者の間で保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除く。以下この条において同じとする)が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼働しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をするものとします。

2. 前項の確認が際して、契約者から要請があった場合には、当社が別に定めるインターネットサービス取扱所又は当社が指定する者が当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3. 当社は、前項の確認により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の要請により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者による派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担するものとします。

### 第9章 損害賠償

#### 第35条(責任の制限)

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含む。以下この条において同じとする)にあることを当社が認識した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、次項に定める料金額と同額を限度として、その契約者の損害を賠償します。

2. 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認識した時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限る)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数にのびるその本サービスの利用料等の料金額(料金表の規定によりその利用の都度発生する利用料については、本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月(一の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいう)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとする)前6料金月の1日当たりの平均利用料(前6料金月の実績を把握することか困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出する)を発生した損害とみなし、その額で賠償します。

3. 本条第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

#### 第36条(免責)

当社は、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、第35条(責任の制限)の規定によるほかは、何らの責任も負いません。

2. 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者が所有又は占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それら当社の故意又は重大な過失により生じた損害のうちをを除き、その損害を賠償しません。

3. 当社は、本約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下本条において「改造等」という)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術的条件(事業法の規定に基づき当社が定める本サービスに係る端末設備等の接続技術条件をいう)の設定又は変更により、現行契約回線が接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

### 第10章 雑則

#### 第37条(承諾の限界)

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが困難であるとき又は契約者において料金その他の債務の支払を現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、本約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

#### 第38条(利用に係る契約者の義務)

当社は、本サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有又は占有する土地、建物その他の工作物等を無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。

2. 契約者は、当社又は当社が指定する者が本サービスの提供に必要な設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、契約者が所有又は占有する土地、建物その他の工作物等への立ち入り求めた場合は、これを承諾するものとします。

3. この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。

4. 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線索その他の媒体を連絡しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護を必要とするとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のために必要とするときは、この限りではありません。

5. 契約者は、故意に契約回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。

6. 契約者は、当社が業務の遂行上支障のないと認められた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等を取り付けないこととします。

7. 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。

8. 契約者は、本条第3項乃至第6項の規定に違反して電気通信設備を滅失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払うものとします。

9. 第三者(当社を含むものとし、以下本項において同様とする)的知識財産権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、又は法令に反する、又はそれらのおそれのある態様で本サービスを利用すること(以下の各号に例示する行為を含む)を禁止します。

- (1) 知的財産の侵害、他人の財産・プライバシー・肖像権の侵害、誹謗中傷行為、犯罪行為若しくは犯罪行為の誘発・助長行為
- (2) わいせつ・児童ポルノ・児童虐待に当たる画像若しくは文章の送信・掲載
- (3) 無限連鎖講の解説若しくは勧誘
- (4) 情報の改ざん・消去、なりすまし行為
- (5) 有害なプログラム等の送信若しくは受信可能な状態での放置
- (6) 同意なしの不特定多数への商業的宣伝・勧誘メール・嫌悪感を抱くおそれのあるメールの送信
- (7) 公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為
- (8) 事実に反する、またはそのおそれのある情報を提供する行為
- (9) ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為
- (10) 選挙の事前運動等公職選挙法に違反する行為
- (11) 本人の同意を得ることなく、または不当な手段により第三者の個人情報または未公開情報を取得する行為
- (12) 本サービスの運営を妨げ、又はその信用を毀損する行為
- (13) その他当社が不適切であると判断する行為

#### 第39条(相互接続事業者のインターネット接続サービス)

契約者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、契約者は、当社が、契約者が締結した相互接続利用契約により生じることとなる相互接続事業者の契約者に対する債権を当社が譲り受けたものとして、本約款に基づき料金を請求することを承諾するものとします。

2. 契約の解除があった場合は、その解除があった時に、契約者と当社の相互接続事業者との間のインターネット接続サービス利用契約については解除があったものとします。

#### 第40条(技術的事項及び技術資料の閲覧)

当社は、当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所において、本サービスに係る基本的な技術的事項及び契約者が本サービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

#### 第41条(営業区域)

営業区域は、当社が別に定めるところによります。

#### 第42条(閲覧)

本約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は当社のホームページにおいて閲覧に供します。

#### 第42条の2(通知・連絡等)

本約款において別段の定めがない限り、当社は、電子メールによる送信、書面による郵送、ホームページへの掲載、その他当社が適当であると判断する方法により、契約者(契約申込者を含むものとし、本条において以下同様とする)に随時必要な事項の通知・連絡等を行うものとします。

2. 当社が、ホームページへの掲載により契約者に通知・連絡等を行う場合は、当該通知・連絡等を掲載してから24時間を経過したときに、その他の手段による通知・連絡等の場合は、当社が契約者に当該通知・連絡等を発信したときに、その効力を生じるものとします。

#### 第43条(個人情報の保護)

当社は、前項に定める他、本サービスの提供にあたり取得した個人情報を別途オンライン上に提示する「株式会社トコちゃんねる 静岡 プライバシーポリシー([https://www.tocochannel.jp/about/privacy\\_policy.html](https://www.tocochannel.jp/about/privacy_policy.html))」に基づき、適切に取り扱います。

#### 第44条(準拠法)

本約款は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

#### 第45条(合意管轄)

本約款に関する一切の紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 契約約款附則

この約款の改定は、令和5年9月1日より適用します。

#### (約款実施前の手続きの効力等)

1. 本約款実施前に、改正前の約款の規定により行った手続きその他の行為は、本約款中にこれに相当する規定があるときは、本約款の規定に基づいて行ったものとみなします。
2. 本約款実施の際、現に改正前の約款の規定により提供している電気通信サービスは、本約款中にこれに相当する規定があるときは、本約款に基づいて提供しているものとみなします。
3. 本約款実施前に、改正前の約款の規定に基づき、支払い又は支払わなければならないインターネット接続サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。



# メールウイルスガード利用規約

このメールウイルスガード「利用規約」(以下本規約とします。)、は、株式会社コトちゃんねる静岡(以下「当社」といいます。))が提供するメールウイルスガード(以下「本サービス」といいます。))に関する事項を定めた規約です。

## 第1条(規約の適用)

この規約は、当社と本サービスの契約をする者(以下「契約者」といいます。))との間の、本サービスに関する一切の關係に適用されます。

- この規約に定めのない事項については、「株式会社コトちゃんねる静岡インターネット接続サービス契約約款」(以下「契約約款」といいます。))に定める関連条項を適用または準用いたします。

## 第2条(規約の適用範囲)

この規約は、契約者が個人の場合には契約者とその家族、法人契約の場合には契約者である法人または団体とその法人や団体に属する人(以下「法人関係者」といいます。))に適用されるものとし、契約者とその家族および法人関係者は、この規約を遵守する義務を負うものとします。

- 契約者、その家族または法人関係者が、第6条(禁止の行為)各号のいずれかの禁止事項を行い、当社に損害を被らせた場合は、その行為を契約者の行為とみなし、この規約の各条項が適用されるものとします。
- 契約者、その家族または法人関係者が管理する状況の中で、第三者に本サービスを利用させ、当社に損害を被らせた場合も、その行為を契約者の行為とみなし、この規約の各条項が適用されるものとします。

## 第3条(規約の変更)

当社は、この規約を随時変更することがあります。

- なお、変更の場合は、契約者の利用条件その他利用規約の内容は、改定後の新規約を適用するものとします。
- 当社は、前項の変更を行う場合は、予告期間を置いて、変更後の規約の内容を当社に定める方法により契約者に通知するものとします。

## 第4条(本サービスの内容)

本サービスは、本サービスに係る当社が提供するメールアドレスにて送信および配達された電子メールに含まれるコンピュータウイルス(以下「ウイルス」といいます。))について、当社が別途定めるソフトウェアを用いてウイルスの検知および駆除を行うサービスです。

- 本サービスでは、契約者のコンピュータ内の感染しているファイルは、ウイルスの検知および駆除の対象となりません。また、感染した環境からウイルスを駆除するものではありません。
- 本サービスによりウイルスの検知および駆除を行った場合、当社はメールで契約者に対しウイルスの検知および駆除を行った旨を連絡します。
- 本サービスは、当社が提供する「コトちゃんねる静岡(以下「TCS」といいます。))のメールアドレス単位で利用できるサービスです。本サービスの利用にあたっては、TCSのメールアドレスを保有している必要があります。
- 本サービスの申込、解除は、当社所定の方法により契約者が自ら行うものとします。
- 本サービスの検知および駆除可能なウイルスは、ウイルス検知可能なウイルスとなります。

## 第5条(権利譲渡の禁止)

契約者は、契約に基づき発生する権利及び義務を、当社の事前の書面による同意を得ずして第三者に貸与、譲渡、名義変更又は買入れその他担認に供する等をする事ができません。

## 第6条(禁止の行為)

契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。

- 本サービスの一部または全部に関して、第三者に対して使用許諾、貸貸、移譲、頒布その他一切の権利移譲、権利許諾をする行為。
- 本サービスを他のサービスに組み込み、付属させ、または付加価値サービスとして本サービスを利用し、もしくは利用させる行為。
- 本サービスにかかるソフトウェアのソースコードを調べ、リバースエンジニアリング、逆エンジニアリング、修正、翻案等を営み、または、サーバに不正アクセスしようとする行為。
- 本サービスを利用して、有償・無償にかかわらず一切の営業活動、営利を目的とした利用をする行為。
- 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、当社若しくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為。
- 上記各号に該当するおそれのある行為、またはこれに類する行為。
- その他、当社が不適切と判断する行為。

## 第7条(権利の帰属)

本サービスに関する著作権、特許権、商標権、ノウハウ、トレードネーム、ロゴその他一切の知的財産権は、当社またはサービス提供元に帰属します。

## 第8条(責任の制限)

当社は、本サービスがすべてのウイルスの検出および駆除を行うこと、契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能を有すること、商品価値を有すること、不具合が生じないことを含め、本サービスに関して明示的にも黙示的にも一切の保証を行いません。

- 当社は、契約者が本サービスを利用することにより生じた電子メールなどの情報の消失、および本サービスに関連して生じた契約者および第三者の損害について、結果的損害、付随的損害および逸失利益を含め、一切の責任を負いません。ただし、契約者に生じた損害が当社の責に帰すべき事由に基づく場合は「契約約款」第36条(責任の制限)に準じて賠償請求に応じるものとします。

## 第9条(本サービスの中止)

契約者は、インターネット接続サービスの契約者たる資格を失った場合、本サービスの利用資格を失うものとします。

- 契約者が本規約に違反した場合、または当社が不適切と認める利用行為が行われた場合、当社は何ら催告することなく当該契約者による本サービスの一切の利用を中止させることが出来るものとします。

この場合、契約者は本サービスを一切利用することができません。

- 前項により本サービスが中止された場合、契約者は、本サービスの利用料金その他本サービスに関連して当社に対して有する一切の債務につき期限の利益を喪失し、当該債務の全額を直ちに支払うものとします。

## 第10条(利用の制限)

契約者は、次の場合、当社が本サービスの提供を中止または一時停止することを了承するものとします。

- 本サービスの提供に関連する設備などの保守を定期的・随時的に行う場合。
  - 本サービスの提供に関連する設備にやむを得ない事由が生じた場合。
  - 第6条(禁止の行為)各号に定めるいずれかの行為を行い、またはそれらの行為に結びつくおそれがあると当社が判断したとき。
  - その他、運営上または技術上、当社が本サービスの一時的な停止が必要と判断した場合。
- 前項の規定による本サービスの提供の中止または一時的な停止により、契約者若しくは第三者に生じた損害に対し、当社が一切の責任を負わないものとします。また、当社は、一切の補償、賠償を行いません。

## 第11条(利用契約終了後の措置)

当社は、利用契約終了後は、契約者に対しサポートの提供その他本サービスに関する一切の責任を負わないものとします。

- 事由の如何を問わず、利用契約が終了した場合における本サービス利用中に係る契約者の一切の債務は、利用契約の終了後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

## 第12条(当社の義務)

当社は、当社の本サービス用設備を、本サービスを円滑に提供できるよう善良なる管理者の注意をもって維持

するものとします。

- 当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害が生じたことを知ったときは、すみやかに本サービス用設備を修理または復旧するものとします。

以上

付則 本規約は、2016年9月7日より有効となります。

# かんたん迷惑メール対策利用規約

この「かんたん迷惑メール対策利用規約」(以下「本規約」といいます。))は、株式会社コちゃんねる静岡(以下「当社」といいます。))が提供するかんたん迷惑メール対策(以下「本サービス」といいます。))に関する事項を定めた規約です。

## 第1条(規約の適用)

この規約は、当社と本サービスを利用する者(以下「利用者」といいます。))との間の本サービスに関する一切の關係に適用されます。

- この規約に定めのない事項については「インターネット接続サービス契約約款」(以下「契約約款」といいます。))に定める関連条項を適用または準用いたします。

## 第2条(規約の適用範囲)

この規約は、本サービスの利用者が個人の場合には利用者とその家族、法人利用の場合には利用者である法人または団体とその法人や団体に属する人(以下「法人関係者」といいます。))に適用されるものとし、利用者とその家族および法人関係者は、この規約を遵守する義務を負うものとし、

- 利用者、その家族または法人関係者が、第5条(禁止行為)に定める禁止事項を行い、当社に損害を被らせた場合は、その行為を利用者の行為とみなし、この規約の各条項が適用されるものとし、
- 利用者、その家族または法人関係者が管理する状況の中で、第三者に本サービスを利用させ、当社に損害を被らせた場合も、その行為を利用者の行為とみなし、この規約の各条項が適用されるものとし、

## 第3条(規約の変更)

当社は、この規約を随時変更することがあります。なお、変更の場合は、利用者の利用条件その他利用契約の内容は、改定後の新規規約を適用するものとし、

- 当社は、前項の変更を行う場合は、予告期間をおいて、変更後の規約の内容を当社に定める方法により、利用者へ通知するものとし、

## 第4条(本サービスの内容)

本サービスは、当社が発行したメールアドレスに対し、利用者の承諾なく一方的に送られる、または、利用者が望まない内容を持つ配信された電子メール(以下「迷惑メール」といいます。))を、当社が別途定めるソフトウェアにて妥当と判断する基準(以下「基準」といいます。))と、利用者自らが設定した条件に基づき、自動的に迷惑メールの判定処理と振り分けまたは削除を行い、会員のメールボックスへの配達を減少または防止させる目的で提供するサービスであり、利用者は自ら設定することで、本サービスを無償で利用することができます。

- 利用者は、本サービスによって迷惑メールと判定された電子メールを、利用者の設定内容にもとづいて利用者のメールアドレス毎に提供するWeb画面上で隔離・削除等を行います。隔離するか、または削除するかは、利用者が任意に設定することができます。なお、当社所定の保存期間を経過した隔離された電子メールは自動的に削除されます。
- 当社は、本サービスにより削除された電子メールの復元ができません。また削除の事実も、利用者ならびに当該電子メールの発信元のいずれにも通知されません。
- 利用者は、本サービスの利用開始、利用停止、その他設定等を、本サービス向けに提供するWeb画面で行うものとし、

## 第5条(禁止行為)

利用者は、本サービスの一部または全部に関して、第三者に対して使用妨害、負傷、誹謗、担保設定等を行わないものとし、ただし、利用者とその家族および法人関係者は、その限りではありません。

## 第6条(責任の制限)

当社は、本サービスが利用者の特定の目的に適合すること、期待する機能を有すること、商品的価値を有すること、不具合が生じないことを含め、本サービスについて明示的にも黙示的にも一切の保証を行いません。

- 当社は、利用者が本サービスを利用することにより生じた電子メールなどの情報の消失、意図しない振り分けによるメール情報の未着、毀損等に起因する損害、その他本サービスに関連して利用者若しくは第三者に生じた損害につき、結果的責任、付随的損害および逸失利益を含め、一切の補償・賠償を行いません。
- 利用者が本サービスを利用することにより、または本規約に違反することにより、第三者(他の利用者を含む)に損害を与えた場合または第三者との間で紛争が生じた場合、利用者は自己の責任と費用をもって解決するものとし、当社に何ら迷惑を及ぼしたり、損害を与えないものとし、

## 第7条(本サービスの中止)

利用者は、インターネット接続サービスの契約者たる資格を失った場合、本サービスの利用資格を失うものとし、

- 利用者が本規約に違反した場合、または当社が不適切と認める利用行為が行われた場合、当社は何ら催告することなく利用者による本サービスの一切の利用を中止させることが出来るものとし、

## 第8条(利用の制限)

利用者は、次の場合、当社が本サービスの提供を中止または一時停止することを了承するものとし、

- 本サービスの提供に関連する設備などの保守を定期的・臨時的に行う場合。
  - 本サービスの提供に関連する設備にやむを得ない事由が生じた場合。
  - 第5条(禁止行為)に定める禁止事項、もしくは契約約款第39条(利用に係る契約者の義務)9項に定めるいずれかの行為を行い、またはそれらの行為が結びつくおそれがあると当社が判断したとき。
  - その他、運営上または技術上、当社が本サービスの一時的な停止が必要と判断した場合。
2. 前項の規定による本サービスの提供の中止または一時的な停止により、利用者若しくは第三者に生じた損害に対し、当社は一切の責任を負わないものとし、また、当社は、一切の補償・賠償を行わないものとし、

## 第9条(当社の義務)

当社は、本サービス用設備を、本サービスを円滑に提供できるよう善良なる管理者の注意をもって維持するものとし、

- 当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害が生じたことを知ったときは、すみやかに本サービス用設備を修理または復旧するものとし、

以上

附則 この規約は、2016年9月7日より有効となります。

# メールウイルスチェック 利用規約

この「メールウイルスチェック利用規約」(以下「本規約」といいます。))は、株式会社ソフィア(以下「当社」といいます。))が提供するメールウイルスチェックサービス(以下「本サービス」といいます。))に関する事項を定めた規約です。

## 第1条(規約の適用)

この規約は、当社と本サービスの契約をする者(以下「契約者」といいます。))との間の、本サービスに関する一切の關係に適用されます。

- この規約に定めのない事項については「インターネット接続サービス契約約款」(以下「契約約款」といいます。))および「Sophos株式会社(以下「Sophos」といいます。))の定める「使用許諾契約」の関連条項を適用または準用いたします。

## 第2条(規約の適用範囲)

この規約は、本サービスの利用者が個人の場合には利用者とその家族、法人利用の場合には利用者である法人または団体とその法人や団体に属する人(以下「法人関係者」といいます。))に適用されるものとし、利用者とその家族および法人関係者は、この規約を遵守する義務を負うものとし、

- 利用者、その家族または法人関係者が、第6条(禁止行為)に定める禁止事項を行い、当社に損害を被らせた場合は、その行為を利用者の行為とみなし、この規約の各条項が適用されるものとし、
- 利用者、その家族または法人関係者が管理する状況の中で、第三者に本サービスを利用させ、当社に損害を被らせた場合も、その行為を利用者の行為とみなし、この規約の各条項が適用されるものとし、

## 第3条(規約の変更)

当社は、この規約を随時変更することがあります。なお、変更の場合は、契約者の利用条件その他利用規約の内容は、改定後の新規規約を適用するものとし、

- 当社は、前項の変更を行う場合は、予告期間をおいて、変更後の規約の内容を当社の定める方法より契約者に通知するものとし、

## 第4条(本サービスの内容)

本サービスは、Sophosのセキュリティ対策ソフトを月々のお支払でご利用いただけるサービスです。

- 本サービスの申込、解約は、当社所定の方法により契約者が自ら行うものとし、

## 第5条(権利譲渡の禁止)

契約者は契約約款第14条(譲渡等の禁止)に基づく権利義務の一部または全部を第三者に利用させる行為のほか、譲渡、貸与、または買入等の担保権の設定その他一切の処分を行ってはならないものとし、

## 第6条(禁止行為)

契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとし、

- 本サービスを自己使用以外の商用その他不正の目的をもって利用する行為。
- 本サービスに関連して使用される当社または第三者の著作権、商標権その他一切の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
- リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブル、修正、翻訳、その他改竄行為。
- 本サービスまたは接続しているサーバーもしくはネットワークを妨害したり混乱させたりする行為。
- コンピュータウイルス、スパムメール(迷惑メール)その他の送信など、当社による本サービスの提供を妨害し、またはその支障となる行為。
- 上記各号に該当するおそれのある行為、またはこれに類する行為。
- Sophos社の「使用許諾契約」において定める禁止行為。
- その他、当社が不適切と判断する行為。

## 第7条(権利の帰属)

本サービスおよび本サービスに付随して作成される資料等に関する著作権、特許権、商標権、意匠、ノウハウ等の知的財産権およびその他一切の権利は、当社、またはSophosに帰属します。

## 第8条(責任の制限)

当社は、本サービスがすべてのウイルスの検出および削除を行うこと、契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能を有すること、商品の価値を有すること、不具合が生じないことを含め、本サービスに関して明示的も黙示的にも一切の保証を行いません。

- 当社は、本サービスに関連して生じた契約者および第三者の損害について、結果的損害、付随的損害および逸失利益を含め、一切の責任を負いません。ただし、契約者に生じた損害が当社の責に帰すべき事由に基づく場合は「契約約款」第36条(責任の制限)に準じて賠償請求に応じるものとし、
- 契約者が本サービスを利用することにより、または本規約に違反することにより、第三者(他の契約者を含む)に損害を与えた場合または第三者との間で紛争が生じた場合、契約者は自己の責任と費用をもって解決するものとし、当社に何ら迷惑もかけたり、損害を与えないものとし、

## 第9条(本サービスの中止)

契約者は、インターネット接続サービスの契約者たる資格を失った場合、本サービスの利用資格を失うものとし、

- 契約者が本規約に違反した場合、または当社が不適切と認める利用行為が行われた場合、当社は何ら催告することなく当該契約者による本サービスの一切の利用を中止させることが出来るものとし、この場合、契約者は本サービスを一切利用することが出来ません。
- 前項により本サービスが中止された場合、契約者は、本サービスの利用料金その他本サービスに関連して当社に対して有する一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、当該債務の金額を直ちに支払うものとし、

## 第10条(利用の制限)

当社は、以下のいずれかの事態が発生した場合には、契約者に事前通知を行うことにより、または緊急を要するときは通知を行うことなく、本サービスの全部または一部を中止または停止できるものとし、

- 当社、Sophosその他本サービスを提供するために必要なシステムの保守点検・更新を定期的または緊急に行う場合。
- 火災、停電、天災、労働争議、戦争、テロ、騒動その他不可抗力または第三者による妨害等その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあり本サービスの提供が困難な場合。
- 電気通信事業者の役務が提供されない場合。
- その他、本サービスの運用上あるいは技術上の理由により、本サービスの中止または停止が必要ないし適切と当社が判断した場合。

2. 前項に従い、当社が本サービスの中止または停止を行った場合、当社は契約者その他第三者に対して、いかなる責任も負担しないものとし、

## 第11条(利用契約終了後の措置)

当社は利用契約終了後は、契約者に対し本サービスに関する一切の責任を負わないものとし、

- 事由の如何を問わず、利用契約が終了した場合における本サービス利用中に係る契約者の一切の債務は、利用契約の終了後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

## 第12条(当社の義務)

当社は、当社の本サービス用設備を、本サービスを円滑に提供できるよう善良なる管理者の注意をもって維持するものとし、

- 当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害が生じたことを知ったときは、すみやかに本サービス用設備を修理または復旧するものとし、

以上

付則 本規約は、2016年9月7日より有効となります。



# Security Z 利用規約

## 第1条(規約の適用)

株式会社コチャンねる静岡(以下当社といいます。)、は、このSecurity Z利用規約(以下「本規約」といいます。))に基づき、Security Zサービス(以下「本サービス」といいます。))を提供します。

## 第2条(用語の定義)

本規約において、次の用語は、次の各号に定める意味で用いるものとします。

- (1) 「本サービス」とは、本ソフトウェアのダウンロードをする機会および本サービスに関するサポートを提供するサービスの総称をいいます。
- (2) 「本ソフトウェア」とは、株式会社TKAIコミュニケーションズを通じてエッセキア株式会社(以下「エッセキア」といいます。))が提供するサブスクリプションに基づき提供され、エッセキアが提供および使用許諾をするソフトウェア(最新プログラムモジュールを含みます。))をいいます。
- (3) 「利用契約」とは、本サービスを利用するための本規約に基づき契約をいいます。
- (4) 「使用許諾契約」とは、エッセキアが定めるエッセキアと利用者間で締結される本ソフトウェアの使用許諾契約(F-SECURE®ライセンス約款)をいいます。  
※F-Secure社のF-SECURE®ライセンス約款につきましては、下記URLをご確認ください。(https://www.f-secure.com/jp-ja/legal/terms)

## 第3条(規約の適用)

- 本規約は、当社と本サービスの契約をする者(以下「契約者」といいます。))との間の、本サービスに関する一切の関係に適用されます。
- 1 本規約に定める内容和使用許諾契約との間に齟齬が生じた場合、本規約に定める内容が優先して適用されるものとします。
  - 2 本規約等は、名目の如何にかかわらず、この本規約の一部を構成するものとします。
  - 3 本規約に定める事項については「インターネット接続サービス加入契約約款」およびエッセキアの定める「使用許諾契約」の関連事項を適用または準用いたします。

## 第4条(規約の適用範囲)

- 本規約は、契約者が個人の場合には契約者と契約者が利用を許諾した者(以下、「利用者」といいます。))、法人契約の場合には契約者である法人または団体とその法人や団体に属する人(以下「法人関係者」といいます。))に適用されるものとします。契約者は利用者および法人関係者に対して、本規約において自己に課されている義務と同等の義務を課し、これを遵守させるものとします。
- 1 契約者、利用者または法人関係者(以下「契約者等」といいます。))が、第14条(禁止事項)各号のいずれかの行為を行い、当社に損害を被らせた場合は、その行為を契約者の行為とみなし、この規約の各条項が適用されるものとします。
  - 2 契約者等は変更後の新規約を適用するものとします。
  - 3 契約者等が管理する状況の中で、第三者に本サービスを利用させ、当社に損害を被らせた場合も、その行為を契約者の行為とみなし、この規約の各条項が適用されるものとします。

## 第5条(規約の変更)

- 当社は、本規約を任意に予告なく変更することが出来るものとし、契約者等は変更後の規約に従うものとします。なお、変更の場合は、契約者等は変更後の新規約を適用するものとします。
- 1 当社は、前項の変更を行う場合は、変更後の規約の内容を当社の定める方法により契約者等に通知するものとします。

## 第6条(本サービスの内容)

- 当社は本サービスを日本国内においてのみ提供します。
- 1 本サービスは、1 契約につき最大7 台の端末(パソコン、スマートフォン、タブレット等)を扱います。(以下同じ。))まで利用できるライセンスが付与されます。
  - 2 当社は本サービスの動作条件等の利用上の詳細条件について、利用規約等で提示するものとします。

## 第7条(利用契約の申し込み・成立)

利用契約の申込は、本サービスを利用しようとする者(以下、「利用希望者」といいます。))が本規約および使用許諾契約に同意のうえ、当社が別途定める手続きに従い申し込みを行うものとし、当社がこれを承諾したときに成立します。

- 1 当社は、利用希望者に本規約または使用許諾契約に反する事由がある場合、または本サービスの利用申込が適当でないとして当社が判断する事由がある場合またはそのおそれがある場合には、申込を承諾しないことがあります。

## 第8条(本サービスの利用開始)

本サービスは第7条1項が成立した後、契約者が利用開始の申告を当社が指定する方法で行い、本ソフトウェアを所有するデバイスへインストール完了したときに利用開始できるものとします。

## 第9条(サポート等)

当社は、当社が別途定める条件および方法に従い、本サービスの利用に関して必要なサポートを契約者に対して提供いたします。契約者は自らが本サービスの利用を認めた利用者に対してサポートを行うものとします。利用者に対するサポートは提供いたしません。

## 第10条(譲渡禁止)

契約者等は、本規約に基づき権利義務の一部または全部を第三者に利用させる行為の譲渡、貸与、または買入等の担保権の認定その他一切の処分を行うてはならないものとします。

## 第11条(権利の帰属)

本サービスおよび本サービスに付随して作成される資料等に関する著作権、特許権、商標権、意匠、ノウハウ等の知的財産権およびその他一切の権利は、当社またはエッセキアに帰属します。

## 第12条(利用料金)

- 契約者は、本サービスの月額利用料金(400円、税抜)を別途当社が定める支払方法に従い、当社に毎月支払うものとします(当社の指定する一部のインターネット接続サービスコースにおいて、本サービスとのセット割引が適用されます)。
- 1 本サービスの課金開始日は、利用契約が成立した日を含む以後の日とします。
  - 2 本サービスの課金開始日を含む月の翌月および終了月の利用料金は、原則として月額利用料金を支払うものとし、日割課金は行いません。
  - 3 契約者がすでに支払った利用料金は、いかなる場合においても返還されないものとします。

## 第13条(遅延損害金)

契約者は、前条に定める利用料金を支払期日を経過してもなお当社に対して支払わない場合には、その免れた額のほか、未払い金につき年率14.6%(1年を365日とする日割計算による)の割合による遅延損害金を支払うものとします。

## 第14条(禁止事項)

契約者等は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本サービスを自己使用以外の商用その他不正の目的をもって利用すること
- (2) 本サービスに関連して使用される当社または第三者の著作権、商標権その他一切の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- (3) ハードウェアエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブル、修正、翻訳、その他改竄行為
- (4) 本サービスまたは接続しているサーバもしくはネットワークを妨害したり混乱させたりすること
- (5) コンピュータウイルス、スパムメールその他の送信など、当社による本サービスの提供を妨害し、またはその支障となる行為
- (6) 上記各号に該当するおそれのある行為、またはこれに類する行為
- (7) 本規約に反する行為

(8) 使用許諾契約において定める禁止行為

(9) その他当社が合理的理由に基づいて、不適切・不相当と判断する行為

## 第15条(損害賠償)

契約者等が、本サービスの利用に関して契約者等の責に帰すべき事由により当社またはエッセキアに損害を与えた場合、契約者は当社が被った損害を賠償するものとします。

- 1 契約者等が本サービスの利用に関して第三者に損害を与えた場合、または第三者と紛争を生じた場合、契約者は自己の責任と費用でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。また、当社が他の契約者や第三者から責任を追求めた場合は、契約者はその責任と費用において当該紛争を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

## 第16条(保証・責任の制限)

- 当社は、本サービスおよび本ソフトウェアの内容について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとします。
- 1 本ソフトウェアのダウンロードおよびインストールは契約者等が自己の責任および費用で行うものとしその完全性、正確性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとします。
  - 2 契約者等は、本サービスを本規約に従い、自己の判断と責任で利用するものとします。
  - 3 契約者等が本サービスを利用することにより、または本規約に違反することにより、第三者(他の契約者を含む)に損害を与えた場合または第三者との間で紛争が生じた場合契約者は自己の責任と費用をもって解決するものとし、当社に何ら迷惑をかけたり、損害を与えないものとします。
  - 4 本サービスを提供する機器の故障、トラブル、停電、通信回線の異常ならびにシステム障害等の当社の予想を超えた不可抗力により契約者等の情報その他契約者等に関するデータが消失、紛失、遅延等することがあります。当社は、当社が故意または重大過失がある場合を除いて、かかる事態の発由により契約者等の情報その他契約者等に関するデータが消失、紛失、遅延等した場合、これにより発生した損害について一切責任を負わないものとします。
  - 5 契約者等が、第14条(禁止事項)に違反することにより発生した損害については、当社は一切責任を負わないものとします。

## 第17条(本サービスの中止)

当社は、以下の場合、契約者何らの催告をすることなく本サービスの一切の利用を中止させることができるものとします。この場合、契約者等は本サービスを一切利用することができません。

- (1) 契約者が本規約または使用許諾契約に反する行為をし、または当社が不適切と認める行為があったとき
  - (2) 本サービスその他当社が提供するサービスについて、当社に対する債務の支払いを怠ったとき
  - (3) 事由の如何を問わず当社インターネットサービスの利用を停止または終了したとき
  - (4) その他当社が当該契約者による本サービス利用の継続が不適当と判断するとき
- 1 前項より本サービスの中止された場合、契約者は、本サービスの利用料金その他本サービスに関連して当社に対して有する一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、当該債務の全額を直ちに支払うものとします。

## 第18条(本サービスの変更)

- 1 当社は、自らの判断により契約者に予め通知することなく、本サービスの全部または一部の変更または追加ができるものとします。
- 2 当社は、契約者に対して通知することにより、本サービスの全部または一部を終了させることができるものとします。かかる終了について、当社は契約者等に対して、いかなる責任も負担しないものとします。

## 第19条(利用の制限)

- 当社は、以下のいずれかの事態が発生した場合には、契約者に事前通知を行うことにより、または緊急を要するときは通知を行うことなく、本サービスの全部または一部を停止できるものとします。
- (1) 当社、またはエッセキアのサーバ等の設備、その他本サービスを提供するために必要なシステムの保守点検・更新を定期的または緊急に行う場合。
  - (2) 火災、停電、天災、労働争議、戦争、テロ、暴動その他不可抗力または第三者による妨害等その他の非正常事態が発生し、または発生するおそれあり本サービスの提供が困難な場合。
  - (3) 電気通信事業者の役務が提供されない場合。
  - (4) その他、本サービスの運用上あるいは技術上の理由により、本サービス停止が必要なし適切と当社が判断した場合。
- 1 前項に依り、当社が本サービスの停止を行った場合、当社は契約者およびその他の第三者に対して、いかなる責任も負担しないものとします。

## 第20条(契約者による解約)

- 契約者は、当社が別途定める手続きに従い、本サービスの解約を行うことができるものとします。
- 1 前項による解約は、契約者から解約の申入れが当社に到達した日をもって効力を生ずるものとします。

## 第21条(当社による解除)

第17条(本サービスの中止)の措置に至った場合、当該契約者に対して是正を催告したにも関わらず、改竄に至らなかった場合には、当社が利用契約を解除できるものとします。

- 1 前項より利用契約が解除された場合、契約者は、本サービスの利用料金その他本サービスに関連して当社に対して有する一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、当該債務の全額を直ちに支払うものとします。

## 第22条(利用契約終了後の措置)

- 契約者等は、利用契約が終了した場合には、本サービスの利用にあたりインストールした本ソフトウェアをアンインストールし、およびその他本サービス利用にあたり作成した本ソフトウェアの複製等をすべて破壊するものとし、以後一切利用してはならないものとします。
- 1 当社は、利用契約終了後は、契約者に対しサポートの提供その他本サービスに関する一切の責任を負わないものとします。
  - 2 事由の如何を問わず、利用契約が終了した場合における本サービス利用中に係る契約者の一切の債務は、利用契約の終了後においてその債務が履行されるまで消滅しません。

## 第23条(準拠法)

本規約およびこれに関する一切の法律関係については、日本国法を準拠法とし、本規約は日本国法に従って解釈されるものとします。

## 第24条(合意管轄)

本規約に関連して生ずる一切の紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則

本規約は、2019年10月1日より施行します。

# トコとんサポートサービス会員規約

株式会社トコちゃんねる静岡

## 第1条(本規約)

本規約は、株式会社トコちゃんねる静岡(以下「当社」といいます。)が提供する「トコとんサポートサービス」(以下「本サービス」といいます。)の利用に関する条件等について定めます。

## 第2条(本サービスの会員)

本サービスの会員(以下「会員」といいます。)とは、当社が本サービスを利用する権利(以下「会員資格」といいます。)を付与した顧客をいいます。

尚、本サービスを利用する権利は当社が指定するサービス利用者の方にのみ付与するものとし、対象についても同様とします。

2. 会員は、本サービスの会員資格を第三者に譲渡もしくは貸与し、本サービスを利用させることはできません。

## 第3条(本規約の範囲、変更)

本規約は、当社が提供する本サービスを会員が利用する場合に適用されます。

2. 会員は、本規約に従い、本サービスを利用するものとします。

3. 会員は、本サービスを利用することにより、本規約のすべての記載事項について同意したものとみなされます。

4. 当社は、必要に応じて会員に対し、本サービスの利用に関する情報を当社ウェブサイト上に通知いたします。また、当社は、当社ウェブサイト上に通知しない場合は、メールや書面等の他の手段で会員に通知します。

5. 当社は、当社の判断により、いつでも任意の理由で本規約の内容を変更または廃止することができるとします。

6. 当社は、本規約を変更するときは、当社ウェブサイト上で明示することにより、会員に対して事前にその内容をご通知します。

7. 会員が、本規約の変更の効力が生じた後に本サービスを利用する場合には、変更後の規約のすべての記載事項について同意したものとみなされます。

## 第4条(本サービスの利用について)

申込者は、本サービスを申し込み、当社がそれを承認した時点で、本サービスの会員資格を有します。

2. 当社は、申込者が次のいずれかに該当することが判明した場合、当該申込者による申し込みを承認しません。

(1) 申込者が実在しないとき、またはそのおそれがあるとき。

(2) 申込時に虚偽の事項を申告したとき。

(3) 申し込みに係る内容が、本サービス範囲外の時。

(4) 申込者が、過去または現在において反社会的勢力と関係があると判断したとき。

(5) 当社の業務運営上、その申込を承諾することが著しく困難なとき。

(6) その他、申込者が本サービスを利用することについて不適当と当社が判断したとき。

3. 当社は、会員資格を有した後であっても、会員が次のいずれかに該当することが判明した場合、会員資格を取り消すことがあります。

(1) 会員が実在しないとき、またはそのおそれがあるとき。

(2) 申込時に虚偽の事項を申告したとき。

(3) 申し込みに係る内容が、本サービス範囲外の時。

(4) 会員が、過去および現在において反社会的勢力と関係があると判断したとき。

(5) 当社の業務運営上、その申し込みを承諾することが著しく困難なとき。

(6) その他、会員が本サービスを利用することについて不適当と当社が判断したとき。

## 第5条(提供するサービス)

本サービスは、会員が月額利用料金600円(税込 660円)にて毎月お支払いいただくことで(ただし、契約を開始した月と翌月は月額利用料金無料)、インターネット接続のための設定作業、放送サービスのためのサポート作業、当社貸与品及び録画機器やパソコン周辺機器等を利用するための設定作業またはその他設定作業の標準メニューの提供を受けることができるサービスです。ただし、オプションメニューは追加費用が発生します。

メニュー表URL: (<https://www.tocochannel.jp/user/support2>)

本サービスのみの解約後の再申込は、契約開始月から月額利用料金が発生します。また、退会の月は満額を請求します。

2. 当社は、別途定める当社のサービス提供区域において、本サービスを提供します。

## 第6条(再申し込み)

会員が一度退会した後の再申し込み時には無料期間を付与いたしません。ただし、第2条(本サービスの会員)1項尚書きを満たし、同住所における別名義での申し込みの場合はこの限りではありません。

## 第7条(本サービスの範囲)

本サービスのサポート範囲は、次のとおりとします。

(1) 機器関連

スマートフォン本体、パソコン本体、キーボード、マウス、ルーター、無線LANアクセスポイント、ハブ、ネットワーク接続可能なゲーム機器、TV本体、電話機、FAX、複合機、ドローン

(2) Microsoft Office関連

Microsoft Excel / Microsoft Word / Microsoft Outlook の基本操作案内

(3) ソフト関連

OS 日本語版に限り ます	サポート対象 Windows10 Home、Pro、Enterprise Windows11 Home、Pro、Enterprise MacOS10.15 ~ 13 Android5.0 ~ 13.x、iOS11.x ~ 15.x (iPad OS13.x ~ 15.x) *サポート範囲 インストール方法、初期設定、個人利用を想定した基本的な操作手法、診断。
ソフトウェア	サポート対象 ブラウザ、メーラー、メディアプレーヤー、ファイル転送ソフト、文書作成、検索ツール。 *サポート範囲 インストール方法、初期設定、個人利用を想定した基本的な操作手法、診断。

※「パソコン修理・トラブルシューティング」、「オプティマイズサービス」「パソコンハードウェア診断」、「ファイル診断・駆除」、「パソコン初期化」ではMac OSを除く。

2. 当社は会員に対し、本サービスのサポート範囲を、一般公開ライン、フリーダイヤルまたはP電話等(以下「電話回線」といいます。))で提供するものとし、会員は、フリーダイヤル以外の電話番号の利用に必要な通話料等の費用を負担するものとします。

## 第8条(知的財産権の帰属)

本サービスにかかるすべての知的財産権その他一切の権利は、当社または当社への情報提供者もしくは製品製造元等に帰属します。

2. 会員は、前項の権利を侵害することなく、本サービスを利用することを保証するものとします。

## 第9条(本サービスの中断)

当社は、次のいずれかの事由に該当する場合、会員に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部を中断することがあります。当社は、かかる中断に起因して会員または第三者が被った損害について、一切の責任を負わないものとします。

(1) システムの保守を定期的に、または緊急に行う場合。

(2) 火災、停電、地震、噴火、洪水、津波等の天災、あるいは戦争、動乱、騒乱、労働争議等の不可抗力により、本サービスの提供が困難な場合。

(3) 運用上、あるいは技術上当社が本サービスの中断が必要であるか、または不測の事態により当社が本サービスの提供が困難と判断した場合。

2. 当社は、前項各号の場合以外の当社の責めに帰すべき事由により、本サービス提供の遅延または中断等が発生した場合でも、これに起因する会員または第三者が被った損害について、一切の責任を負わないものとします。

## 第10条(本サービス提供の停止)

当社は、会員が次のいずれかの事由に該当する場合、事前の通知または催告をすることなく本サービスの提供を停止することができるものとします。

(1) 第4条第3項に定めるいずれかの事由に該当することが判明した場合。

(2) 本サービスを利用するために必要な当社が発行する会員情報を不正に使用し、または第三者に使用させた場合。

(3) 当社が提供する情報を当社の承諾なく改変した場合。

(4) 手段を問わず、本サービスの運営を妨害した場合。

(5) 本規約のいずれかの条項に違反した場合。

(6) 本サービスの利用にあたり、不適切であると当社が判断した場合。

## 第11条(免責事項)

本サービスは、第5条に定める作業の提供を行うものであり、会員に対し一定の目的を達することを保証するものではなく、また当該作業の正確性、利便性、有用性、完全性等を保証するものでもありません。

2. 本サービスの提供、運用、変更、中止もしくは廃止、本サービスを通じて登録、提供もしくは収集された会員および利用者の情報の消滅、その他本サービスに関連して発生した会員の損害について、当社は本規約にて明示的に定める以外一切責任を負わないものとします。

3. 当社は、本サービスの利用または本規約に関連して不可抗力または当社の責めに帰すべき事由により発生した会員の損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償をする義務を負いません。

4. 当社は、本サービスの提供にあたり、会員のパソコンまたは機器等に保存されているデータ等の喪失・変換・改変等が発生しないことについて保証いたしません。会員は、本サービスの提供を受けるにあたり、パソコンまたは機器等に保存されているデータのバックアップを予め作成するものとします。

5. 本サービス対応中次のいずれかに該当することが判明した場合、当社は、本サービスの対応を終了させていただく場合があります。

(1) 第5条に定めるサポート範囲以外の内容が対応に含まれる場合。

(2) 違法コピーなど、違法行為となる作業を要求された場合。

(3) パソコン及び機器が致命的な不具合により正常に動作しない場合。

(4) パソコン及び機器が改造されている場合。

(5) 機器及びソフトウェア/OS/パスワードが働いており、お客様によりパスワード解除出来ない場合。

6. 本サービスは、メーカー、ベンダー及びサービス提供事業者が提供する正規のサポートを代行するサービスではありません。お問い合わせの内容によっては、お問い合わせの対象となる機器、ソフトウェア、サービスをそれぞれ提供するメーカー、ベンダー、サービス提供事業者のホームページを紹介することや、それぞれに対して会員自身で直接お問い合わせすることをお勧めするに留まる場合があります。

7. 会員が本サービスの利用により第三者(他の会員を含みます。)に対し、損害を与えた場合、会員は、自己の責任と費用負担でこれを解決し、当社がいかなる責任も負担させないものとします。

8. 当社は、第9条(本サービスの中断)又は第10条(本サービス提供の停止)による本サービスの利用中断、利用停止並びに本サービス提供の終了に伴い、生じる会員の損害について、一切の責任を負いません。

9. サイバー攻撃、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した被害は、本規約の範囲外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社は一切責任を負いません。

10. 当社が本規約の規定に基づいて損害賠償責任を負う場合は、如何なる場合にも、第5条に定める月額固定料金の1年分の金額を上限とします。

## 第12条(権利譲渡等の禁止)

会員は、本規約から生じる一切の権利について、第三者に譲渡、貸与、相対売買、名義変更、その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

## 第13条(個人情報取り扱い)

当社は、会員の個人情報を別途オンライン上に提示する「プライバシーポリシー」(<https://www.tocochannel.jp/about/privacy-policy.html>)に基づき、適切に取り扱います。

## 第14条(会員の責任)

会員は、当社が提供する本サービスに関して、当社または第三者の著作権、商標権その他の権利を侵害する行為、またはその虞のある行為を行ってはならないものとします。

2. 会員の故意もしくは過失、法令または公序良俗に反する行為、または会員が本規約を守らないことにより、当社が損害を被った場合、当社は会員に対し、損害賠償を請求することがあります。

## 第15条(紛争の解決)

本規約に定めのない事項および本規約に関し生じた疑義については、会員および当社双方が誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。

## 第16条(準拠法)

本規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

## 第17条(合意管轄)

本規約に関連して生じた紛争については、訴額の如何によって、静岡地方裁判所または静岡簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第18条(退会)

会員は、退会を希望する場合は、当社の定める手続等に従い、本サービスを終了して、退会できるものとします。

2. 本規約の定めに従って会員が本サービスの会員資格を全て失った場合、当該会員は退会したものとみなします。

## ■当社の指定するサービスの種類

当社が提供するサービス

・ひかりdeネット

・ひかりdeネットページ

・トコちゃんモバイルBMO

・トコちゃんモバイル4G/LTE

・ケーブルテレビ放送サービス

・電話サービス

附則 令和4年4月1日より適用します。

令和6年4月1日一部改正



# 遠隔サポート利用規約

## 第1章 総則

### 第1条(サービス運営等)

- 株式会社コチャねる静岡(以下当社といいます。)、[遠隔サポート利用規約(以下本規約といいます。)]に従って、[遠隔サポート(以下本サービスといいます。)]を運営します。なお、本サービスの詳細は別紙の「本サービスの詳細」に定めるものとします。
- 当社が、本規約の他に別途当社の指定する方法にて定める各サービスの利用規約および各サービスの「ご案内」または「サービスについて」等で規定する各サービス利用上の注意事項および利用条件等の告知も、名称の如何にかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。

### 第2条(用語の定義)

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

#### (1)本サービス

[遠隔サポート]を指し、その詳細は別紙の「本サービスの詳細」に定めるものとします。

#### (2)利用契約

本規約に基づき当社と申込者の間に締結される、本サービスの利用契約。

#### (3)契約者

当社と利用契約を締結したものを指します。

#### (4)契約者設備

本サービスの提供を受けるため、契約者が設置する電気通信設備その他の機器およびソフトウェア。

#### (5)本サービス用設備

当社が本サービスを提供するにあたり、当社が設置する電気通信設備その他の機器およびソフトウェア。

#### (6)本サービス用設備等

本サービス用設備のほか、本サービスを提供するために必要なその他の電気通信設備その他の機器およびソフトウェア(当社が登録電気通信事業者等の電気通信事業者より借り受ける電気通信回線を含みます。)

## 第3条(通知)

- 当社から契約者への通知は、通知内容を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法等、当社が適当と判断する方法により行います。
- 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容が本サービス用設備に入力され、インターネットによって発信された時点に行われたものとします。

## 第4条(本規約の変更)

- 当社は、本規約(本規約に基づく利用契約等を含む)を、以下、同じとします。)を随時変更することができるものとします。なお、本規約を変更された場合には、契約者の利用条件その他の利用規約の内容は、変更後の本規約を適用するものとします。
- 変更後の本規約については、当社が別途定める場合を除いて、当社のホームページに表示した時点より、効力を生じるものとします。

## 第5条(合意管轄)

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第6条(準拠法)

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

## 第2章 本サービスの利用契約の締結等

### 第7条(利用の申し込み)

本サービス利用の申し込みは、本規約に同意のうえ、当社所定の方法により行うものとします。

### 第8条(契約者の登録情報等の変更)

- 契約者は、当社へ届出ている自身の住所、電話番号または本サービスの利用料金の決済に用いるクレジットカードの番号もしくは有効期限の変更、預金口座の変更があるときは、事前に当社所定の変更手続きを行うものとします。
- 本条第1項の変更手続きがなかったこともしくは変更手続きの遅滞により、契約者が通信不能等の不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

### 第9条(契約者からの解約)

本サービスの契約者が利用契約を解約しようとするときは、次の事項に従うものとします。なお、契約者より利用契約の解約の申請がない場合は、利用契約は自動的に更新されるものとします。

- 契約者が利用契約を解約しようとするときは、解約を希望する10日前までに、文書等によりその旨を当社に申し出るものとします。
- 契約者が利用契約を解約する場合、当社は、解約月の末日をもって本サービスの利用停止の処置をとるものとします。
- 本条による解約の場合、当該時点において発生している利用料金その他の債務の履行は第16条(利用料金の支払方法)に基づきなされるものとします。

### 第10条(当社からの解約)

- 当社は、第25条(利用の停止)の規定により、本サービスの利用を停止された契約者が当社の指定する期間内にその停止事由を解消または是正しない場合または当社からの通知が契約者に到達しないことを郵便の宛先不明等により確認した場合は、利用契約を解約できるものとします。
  - 当社は、契約者が利用契約を締結した後に以下各号のいずれか一つに該当することになった場合、前項の規定にかかわらず利用契約を即時解約できるものとします。
    - 契約者が実在しない場合。
    - 本サービスの利用申し込みの際に、虚偽の届出をしたことが判明した場合。
    - 契約者の利用料金の決済に用いるクレジットカードにつき、カード会社の承認が確認できない場合。
    - 契約者が未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、入会申込の手續が成年後見人によって行われておらず、または入会申込の際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかった場合。
    - 契約者への本サービスの提供に関し、業務上または技術上の着しい困難が生じた場合。
    - 契約者が、当社または本サービスの信用を毀損するおそれがある方法で本サービスを利用、またそのおそれがある当社が判断した場合。
  - その他、前各号に準じる場合で当社が適当ではないと判断した場合。
3. 当社は、前各項の規定により利用契約を解約しようとするときには、その契約者に解約の旨を通知もしくは催告をするものとします。ただし、やむを得ない場合にはこの限りではありません。

### 第11条(権利の譲渡制限)

本規約に別段の定めがある場合を除き、契約者が本サービスの提供を受ける権利は、譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等一切処分をすることはできません。

### 第12条(設備の設置・維持管理および接続)

- 契約者は、本サービスを利用するにあたっては、本規約にて当社が行うものと定めている場合を除き、自らの用と責任により契約者設備を設置し、本サービスを利用可能な状態に置くものとします。
- 契約者は、本サービスを利用するにあたっては、自己の費用と責任にて、登録電気通信事業者等の任意の電気通信サービスを利用して、契約者設備を当社のサービスに接続するものとします。
- 当社は、契約者が前各項の規定に従い設置、維持および接続を行わない場合、本サービス提供の義務を負わないものとします。

## 第3章 本サービス

### 第13条(本サービスの提供範囲)

本サービスの提供範囲は、別紙の「本サービスの詳細」に記載のとおりとします。

### 第14条(本サービスの廃止)

- 当社は、都合により本サービスの全部または一部を一時的にまたは永続的に廃止することがあります。
- 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、契約者に対し、本サービスを廃止する日の30日前までに通知します。ただし、やむを得ない場合については、この限りではありません。
- 本条第1項より当社が本サービスの全部または一部を廃止した場合、当社は契約者に対し、何ら責任を負わないものとします。

### 第15条(利用料金の支払義務)

- 契約者は、課金開始日から起算して利用契約の解約日までの期間について、料金表に定める利用料金およびこれにかかる消費税相当額を支払うものとします。ただし、利用契約を開始した月と翌月は月額利用料金を無料とし、解約の月は月額料金を請求します。(契約者が一度解約した後の再申し込み時は翌月の無料期間を付与いたしません。同日所おける別名義での申し込みの場合はこの限りではありません。)
- 前項の期間において、第24条(保守等)による本サービスの中止)に定める本サービスの提供の中止、その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、その期間中の利用料金およびこれにかかる消費税相当額を支払うものとします。
- 第25条(利用の停止)の規定に基づく利用の停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金およびこれにかかる消費税相当額を支払うものとします。
- 本サービスの利用料金の日割は行わないものとします。なお、課金開始日より利用料金が発生するものとします。
- 当社の責に帰さない事由により契約者がインターネット接続サービスを利用できない場合であっても、利用料金の減額等は行わないものとします。

### 第16条(利用料金の支払方法)

- 契約者は、本サービスの利用料金およびこれにかかる消費税相当額を次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。
  - クレジットカード。
  - 預金口座振替。
  - その他、当社が別途定める方法。
- 利用料金の支払いが前項第1号に定めるクレジットカードによる場合、利用料金は当該クレジットカード会社のクレジットカード利用規約において定められた振替口座に契約者指定の口座から引除されるものとします。
- 利用料金の支払が本条第1項第2号に定める預金口座振替による場合、当月分の利用料金を当月27日(当日が金融機関の休業日のときは営業日)に契約者指定の口座から引き落されるものとします。
- 前二項の規定にかかわらず、本サービスの利用料金について、その全部または一部の支払時期を当社ホームページへ通知することにより変更することがあります。

## 第4章 契約者の義務等

### 第17条(アカウントID)

- 契約者は、アカウントIDを第三者(国内外を問わないものとします。))に貸与、譲渡、または共有しないものとします。
- 契約者は、アカウントIDに対応するPINコードを第三者に開示しないことと、漏洩することのないよう管理するものとします。
- 契約者は、契約者のアカウントIDおよびPINコードにより本サービスが利用されたとき(機器またはネットワークの接続設定により、契約者自身が関与しなくてもアカウントIDおよびPINコードの自動認証がなされ、第三者による利用が可能となっている場合を含みます。))には、当該利用行為が契約者自身の行為であるか否かを問わず、契約者自身の利用とみなされることに同意するものとします。ただし、当社の責に帰する事由によりアカウントIDまたはPINコードが第三者に利用された場合にはこの限りではありません。
- 契約者のアカウントIDおよびPINコードを利用して契約者と第三者により同時に、または第三者のみによりなされた本サービスの利用については、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 契約者は、自己のアカウントID、PINコード等の管理について一切の責任を負うものとします。なお、当社は、当該契約者のアカウントIDおよびPINコードが第三者に利用されたことによって当該契約者が被る損害については、当該契約者の故意過失の有無にかかわらず一切責任を負いません。

### 第18条(自己責任の原則)

- 契約者は、契約者は、契約者は、本サービスの利用とその利用によりなされた一切の行為とその結果について一切の責任を負うものとします。
- 契約者は、①本サービスの利用に伴い、第三者に対して損害を与えた場合、または②第三者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとし、当社に対しいかなる責任も負担させないものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を受けた場合または第三者に対しクレームを通知する場合においても同様とします。
- 契約者は、第三者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と用をもって処理解決するものとします。
- 当社は、契約者が契約者の責に帰すべき事由により当社に損害を被ったときは、契約者に当該損害の賠償を請求することができるものとし、契約者は当社の請求に基づき、直ちに当該損害を賠償するものとします。

### 第19条(禁止事項)

契約者は、本サービスを利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないものとします。

- 当社が特認した行為以外の、営業活動、営利を目的とした利用およびその準備を目的とした利用。
- 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- 当社もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- 当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- 詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある行為。
- 本サービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消失する行為。
- 第三者になりました本サービスを利用する行為。
- ウイルス等の有害なコンピュータプログラム、ファイル交換ソフトウェア等を送信し、または第三者が受信もしくは受信可能な状態におく行為。
- 第三者の設備等または本サービス用設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為。
- 本人の同意を得ることなく、または許諾的な手段により第三者の個人情報を収集する行為。
- その他、社会的状況を勘察のうえ、当社が不適当と認める行為。

### 第20条(著作権)

- 本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品(本規約、各種ソフトウェア、取り扱いマニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。))に関する著作権および特許権、商標権、ならびにノウハウ等の一切の知的財産権は、当社または当社に使用を許諾した原権利者に帰属するものとします。
- 契約者は、前項の提供物について以下に禁止した行為を行わないものとします。
  - 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
  - 複製、改変、編集等を行わず、また、リバーシエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルを行わないこと。

## 第5章 当社の義務等

### 第21条(当社の維持責任)

当社は、当社の本サービス用設備を本サービスの円滑な提供を目的として善良なる管理者の注意をもって維持します。

### 第22条(本サービス用設備等の障害等)

- 当社は、本サービスの提供または利用について障害があることを知ったときは、可能な限りすみやかに契約者にその旨を通知するものとします。
- 当社は、当社が設置した本サービス用設備に障害が生じたことを知ったときは、すみやかに本サービス用設備を修理または復旧します。

3. 当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を要請するものとします。
4. 当社は、本サービス用設備等の設置、維持および運用に係る作業の全部または一部（修理または復旧を含みます。）を当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

### 第23条（個人情報の取り扱い）

1. 契約者は、本サービスの提供に不可欠な当社の提携事業者から請求があったときは、当社がその契約者の氏名および住所等とその事業者に、秘密保持と厳重管理を確認のうえ、通知する場合がありますことについて、同意するものとします。
2. 契約者は、当社及び当社の提携事業者が本サービスの提供のため、本サービスの提供の過程において契約者の個人情報等を新たに知り得てしまう場合があることについて、同意するものとします。
3. 当社は、個人情報を別途オンライン上に掲示する「プライバシーポリシー」(https://www.tocochannel.jp/about/privacy\_policy.html)に基づき、適切に取り扱うものとします。

### 第6章 利用中止および停止

#### 第24条（保守等による本サービスの中止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
- (1) 当社の別途定める、本サービス用設備保守指定時間の場合。
- (2) 当社の本サービス用設備の保守上または工上やむを得ない場合。
- (3) 登録電気通信事業者等が電気通信サービスを中止した場合。
- (4) 契約者に対して、電話、FAX、電子メール等による連絡がとれない場合、または契約者が宛先不明の郵便物が宛先不明で当社に返送された場合。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、やむを得ない場合はこの限りではありません。また、前項の措置をとったことで、当該契約者が本サービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第25条（利用の停止）

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を即時に停止することがあります。
- (1) 支払期日を経過しても本サービスの利用料金を支払わない場合。
- (2) 本サービスの利用料金の決済に用いる契約者の指定クレジットカードの利用が解約、更新その他の理由により確認できなくなった場合。
- (3) 本サービスの利用料金の決済に用いる契約者の指定クレジットカードが紛失等の事由により利用不能となり、クレジットカード会社から凍結に停止すべき旨の連絡が当社に来た場合。
- (4) 契約者に対する破産の申し立てがあった場合、または契約者が減年後見開帳の審判、保佐開帳の審判もしくは補助開始の審判を受けた場合。
- (5) 本サービスの利用が第19条（禁止事項）の各号のいずれかに該当する場合。
- (6) 契約者が過度に頻繁に問い合わせを実施し、または本サービスの提供に係る時間を延伸し当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと、当社が判断したとき。
- (7) 前各号のほか本規約に違反した場合。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめ停止の理由を契約者に通知します。ただし、当社の責めに帰すべき事由に因らない理由により、通知することができない場合にはこの限りではありません。
3. 当社は、本条第1項第2号または第3号の事由による本サービスの利用停止の場合、契約者の希望により、契約者が一時的にクレジットカード以外の決済方法を用いて利用料金を支払い、さらに後日新たに別のクレジットカードを登録することを条件に、本サービスを継続して使用することを認めることがあります。ただし、本項の規定は当社の業務を定めるものではありません。
4. 契約者が、本サービスの利用料金をその他の債務を所定の支払期日が過ぎてもなおお支払いしない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前までの日数に、年14.6%の割合で計算した金額を延滞損害金として、本サービスの利用料金その他の債務と一緒にして、当社が指定する方法で指定した日までに支払うものとします。またその支払いに必要な振込手数料その他の費用は契約者の負担とします。
5. 本条の定めは、当社が契約者に対して損害賠償を請求することを制限するものではありません。

### 第7章 損害賠償等

#### 第26条（損害賠償の制限）

1. 当社は、本規約で特に定める場合を除き、契約者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、契約者が当社に支払う12か月分の利用料金を超えて賠償の責任を負わないものとします。ただし、契約者が本サービスの利用に関して当社の故意または重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。
2. 当社は、本サービスによってアクセス可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、真偽、正確性、最新性、信頼性、有用性または第三者の権利を侵害していないことを一切保証しないものとします。
3. 当社は、契約者からの問い合わせを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
4. 当社は、本サービスの提供をもって、契約者の問題、課題等の設定、解決方法の解説、解決または解決方法の説明を保証するものではありません。
5. 本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウスおよびサービスの提供事業者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問い合わせの内容によっては、問い合わせの対象となる機器、ソフトウェア、サービスをそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、サービス提供事業者のホームページを紹介することや、それぞれに対して契約者自身で直接問い合わせることを依頼するに留まる場合があります。
6. 当社は、オペレータの応答に基づいて契約者が実施した作業の内容について保証するものではありません。
7. 当社は、オペレータの応答に基づいて契約者が実施した作業の実施に伴い、生じる契約者の損害について、一切の責任を負いません。
8. 当社は、第24条（保守等による本サービスの中止）、第25条（利用の停止）、第14条（本サービスの廃止）の規定により本サービスの保守等による本サービスの中止、利用の停止ならびに本サービスの廃止に伴い、生じる契約者の損害について、一切の責任を負いません。
9. サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、予測の事象を原因として発生した損害については、本規約の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社は一切責任を負いません（サイバーテロとは、コンピュータネットワークを置いて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータシステムに侵入し、データを破壊、改ざんなどの手段で国家または社会のコンピュータシステム基礎を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）
10. 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは専用電話番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

### 別紙 本サービスの詳細

#### 【本サービスの利用方法】

##### 遠隔サポート:

「遠隔サポート」とは、契約者のパソコンに関するお問い合わせにオペレータが電話でお応えすることおよび、遠隔地にある契約者のパソコンにネットワーク経由でアクセスし、直接支援、操作することで、契約者のパソコンに関するトラブルシューティング、ソフトウェアインストール、ウイルスチェック等を支援するサービスです。

##### <システム動作環境>

OS (日本語版に限ります。)	パソコン ・Windows10 Home、Pro、Enterprise ・Windows11 Home、Pro、Enterprise ・MacOS 10.15 ~ 13 ・Android 5.0 ~ 13.x ・iOS 11.x ~ 15.x (iPad OS13.x ~ 15.x)
ブラウザ	パソコン ・Windows ・Microsoft Edge ・Firefox 35以上 ・Safari 7.0以上 ・Chrome40 以上
接続回線	ブロードバンド回線
CPU	Windows10:1GHz 以上 Windows11:1GHz 以上で2コア以上の64bit互換プロセッサメインメモリ
ネットワーク環境	ブロードバンドでインターネットに接続されておりHTTP、HTTPSの通過可能。Javascript/ActiveX が動作することを推奨。※プロキシ環境においてツールを利用できない場合があります。

##### <サポート対象機器、ソフトウェアおよびサービスとサポート範囲>

遠隔サポートの主なサポート対象およびサポート範囲は以下の通りです。なお、本別紙より規定するサポート対象と範囲以外は本サービスの対象外となります。また、サポート対象およびサポート範囲内であっても、問題の解決をお約束するサービスではありません。

機器	・サポート対象 パソコン本体、スマートフォン、タブレット、モニタ、キーボード、マウス、ルーター、無線LANアクセスポイント、ネットワーク接続可能なゲーム機器。 ・サポート範囲 インターネット接続設定、家庭内ネットワークとの接続、マニュアルに記載された基本的操作。
OS (日本語版に限ります。)	・サポート対象 Windows10 Home、Pro、Enterprise Windows11 Home、Pro、Enterprise MacOS10.15 ~ 13 Android5.0 ~ 13.x iOS11.x ~ 15.x ・サポート範囲 インストール方法、個人利用を想定した基本的な操作方法、診断。
ソフトウェア	・サポート対象 ブラウザ、メーラ、メディアプレーヤー、ウイルス対策、文書作成、接続ツール。 ・サポート範囲 インストール方法、初期設定、個人利用を想定した基本的な操作方法、診断。
接続サービス	・サポート対象 FTTHサービス、DSLサービス、データ通信カード、プロバイダサービス、インターネット上の各種サービス。 ・サポート範囲 インターネット接続設定、初期設定、個人利用を想定した基本的な操作方法。

#### 別紙 料金表

<月額ご利用料金>

遠隔サポート:660円(税抜600円)

令和2年12月1日より適用します。

#### 附則

令和4年4月1日より適用します。

以上

# ケーブルプラス電話ご利用規約

## 第1条(総則)

株式会社「コチャネル」(以下「当社」といいます。))は、KDDI株式会社およびJCOM株式会社(以下合わせて「KDDI等」といいます。))が別に定めるケーブルプラス電話サービス契約約款(以下「約款」といいます。))及びこの「ケーブルプラス電話ご利用規約」(以下「本規約」といいます。))に基づき、約款で定めるケーブルプラス電話サービス(以下、単に「電話サービス」といいます。))のケーブルプラス電話接続回線(以下「電話接続回線」といいます。))に係る終端工事及び端末設備の貸与に係るサービス(以下合わせて「本サービス」といいます。))の提供を行います。

2. 本規約の規定が約款の規定と矛盾又は抵触する場合は、約款の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとします。

3. 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、端末設備の提供条件は変更後の約款によります。

## 第2条(用語)

本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、約款で使用する用語の意味に従います。

## 第3条(本サービスの内容)

本サービスの内容は、次のとおりとします。

### (1) 端末設備貸出サービス

当社から電話サービスの提供を受けるために必要となる約款別記18で定める端末設備をお客様(第4条に基づき本サービスの利用申し込みを当社が承諾した方をいいます。以下、同様とします。))に貸与するサービス

### (2) 工事サービス

電話サービスの提供を受けるために必要な電話接続回線の引込み、屋内配線、終端装置の設置に係る工事及び保守等をおこなうサービス

## 第4条(利用契約)

本サービスを利用しようとする方(以下「申込者」といいます。))は、約款等及び本規約を承諾のうえ、当社が別途指定する方法により本サービスの利用を当社に申し込んでください。

2. 当社は、前項に基づき申し込み(以下本申込み)があったときは、受付が印刷物に従って承認します。

3. 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号の何れかに該当する場合は、本申込みを承認しないことがあります。

(1) 申込者とKDDI等の間において電話サービスに係る契約(以下「電話契約」といいます。))が締結されていない場合。

(2) 本申込みにあたり申込者が虚偽の内容を当社に申告し、又はそのおそれがある場合。

(3) 申込者が本規約に基づき支払いを要する本サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又はそのおそれがある場合。

(4) 過去に、申込者の責めに帰すべき事由により当社と申込者との間において締結していた本サービスの提供を受けるための契約(以下「前契約」といいます。))が解除され又は申込者に対する本サービスの提供が停止されたことがある場合。

(5) その他、本サービスの遂行上又は技術上の支障を生じるおそれがあると当社が判断する場合。

## 第5条 申し込みの撤回等

申込者は、申し込みの日から起算して8日を経過するまでの間、文書によりその申し込みの撤回を行うことができます。

2. 前項の規定による申し込みの撤回は、同項の文書を当社が受領したときにその効力を生じます。

3. 第11項の規定により申し込みの撤回を行なった者は、実際に支払った工事に関する費用の還付を請求することができます。ただし、予め申し込みの撤回をする意思をもって申し込みを行なった場合等、申し込みをしようとする者に対する保護を図ることとする同項の規定に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。

4. 前項の規定にかかわらず利用開始後、引込工事、宅内工事等を着工済み、または完了済みの場合には契約者はその工事に要した費用の全ての費用を負担するものとします。

## 第6条(端末設備貸出サービス)

当社は、第4条の規定に従い利用契約が成立した場合は、約款及び別添付「端末設備貸出サービスに関する契約条項」に基づき、第3条第1項第1号で定める端末設備貸出サービスをお客様に提供します。尚、端末設備の所有権は当社に帰属し、利用契約が解除された場合、お客様は直ちに端末設備を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は別に定める損害金を請求します。

## 第7条(工事サービス)

当社は、第4条の規定に従い利用契約が成立した場合は、本規約に基づき、工事サービスを提供します。

2. 工事サービスは、当社所定の機器、工法等により当社又は当社が指定する業者が行なうものとします。

## 第8条 お客様の工事協力

お客様は、電話接続回線の終端のある構内(これに準ずる区域を含みます)又は建物内等において、当社が電話接続回線、屋内配線及び終端装置・端末設備等を設置するために必要な場所を無償で提供していただきます。

2. 当社は、機器の設置、撤去、保守等の工事、点検等を行なう必要があるときは、お客様の承諾を得てお客様所有又は占有する敷地、家屋、構築物等に入り、又はこれら及び電気等を無償で借用できるものとします。この場合において地主、家主、管理組合その他「借主関係」のあるときは、お客様はあらかじめその承諾を得るものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。

3. お客様は、電話接続回線の終端のある構内(これに準ずる区域を含みます)又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために構内交換機や管轄等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

4. お客様は当社が設置した終端装置・端末設備を移動し、取外し、変換し、分解し、若しくは損壊し又は第8条その他の物体を接触しないこととします。契約者は故意又は過失により終端装置・端末設備を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、納夫および修理不能による場合は、当社が別に定める料金を当社に支払うものとします。

## 第9条 工事費

お客様は、当社が工事サービスの実施を完了した場合、当該工事サービスに関する料金(当社が別に定める料金をいい、以下「工事費」という)を当社に支払う義務が発生します。

## 第10条 KDDI等に係る債権の譲渡等

当社は、お客様にその「ケーブルプラス電話サービス契約約款」に定めるところにより当社に譲り渡すこととされたKDDI等の債権(以下、「電話サービス料金」という)を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社及びKDDI等は、お客様への個別の通知又は協議承認の請求を省略するものとします。

## 第11条 請求と支払等

お客様は、工事費および電話サービス料金を金融機関の預金口座振替による方法で、当社に定める期日迄に支払いを行なうものとします。

2. 前項にかかわらず、当社が特別に認める場合には、お客様は銀行振込、クレジットカード又は当社が定めるその他の方法で支払うことができますが、金融機関に係る振込手数料は、お客様の負担とします。

3. お客様は当社が工事費および電話サービス料金の収納業務を収納代行会社に委託することがあることを承認していただきます。

4. 利用料の支払前項に定めるクレジットカードによる場合、利用料は当該クレジットカード会社のクレジットカード利用規約において定められた振替日に契約者指定の口座から引落されるものとします。

5. お客様が、工事・および電話サービス料金の支払いを怠ったときは、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年利14.5%(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とします。ただし、電気通信事業法施行規則第22条の2の13の2第2号の規定の適用に係る場合は当該規定の定める率とします。))の割合による遅延損害金を支払うものとします。

## 第12条(利用契約の終了)

当社は、お客様が本規約(本規約において準用している規定を含みます。))に違反したときは、利用契約を解除す

ることができるものとします。

2. お客様は、利用契約を解除しようとするときは、予め、当社が別途定める方法によりそのことを当社に通知するものとします。

3. お客様とKDDI等の電話サービスに係る契約が終了したときは、何ら意思表示を行うことなく当然に利用契約を終了するものとします。

4. 利用契約の終了に伴い、当社はお客様の電話接続回線の引き込み工事に係る施工部分、屋内配線、終端装置・端末設備を撤去し、お客様は工事費

を支払うとともに撤去に伴うお客様の所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復を自己の負担にて行うものとします。

## 第13条(利用契約に係る契約者情報の利用)

当社は、お客様の氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社の<電気通信サービス又は有線放送サービス>に係る契約の申し込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行に必要な範囲で利用します。なお、本サービス提供にあたり取得した個人情報(別途オンライン上に提示する「プライバシーポリシー」(<https://www.toccochannel.jp/about/privacy-policy.html>))に基づき、適切に取扱いします。

## 第14条(協議)

お客様および当社は、本規約に定めのない事項または本規約の各条項に疑義が生じた場合、誠意をもって協議の上解決するものとします。

## 第15条(合意管轄)

この約款に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一の専属的合意裁判所とします。

附則令和6年1月1日より適用します。



## 端末設備貸出サービスに関する契約条項

## 1. ホームゲートウェイ機器の貸出

(1)当社は、お客様に対し、そのお客様との間で締結している1のケーブルプラス電話契約につき、1の当社が別途指定するホームゲートウェイ機器(種類の異なる複数のネットワークを接続するための機器であって、通信プロトコル変換及びPルーター等の機能を有するものを言います。以下「ホームゲートウェイ機器」といいます。)を無償で貸与します。

## 2. ホームゲートウェイ機器の設置及び撤去等

- (1)当社は、前項に基づきお客様に貸与するホームゲートウェイ機器をお客様が指定した設置場所(但し、電話サービスの提供を受けられることができる場所に限ります。)に設置し、その設置した日からお客様に対する当該ホームゲートウェイ機器の貸与を開始されるものとします。
- (2)お客様は、ホームゲートウェイ機器とお客様の機器とを接続しようとするときは、その接続方法及び設置内容について当社の指示に従うものとします。
- (3)ホームゲートウェイ機器とお客様の機器との接続に必要な物品等及びホームゲートウェイ機器を使用するにあたり必要となる電源等はお客様の責任と費用負担で準備するものとします。
- (4)当社はお客様に対して、貸与開始においてホームゲートウェイ機器が正常な機能を備えていることのみを担保し、ホームゲートウェイ機器の商品性およびお客様の使用目的への適合性については一切担保しません。

## 3. ホームゲートウェイ機器の使用及び保管等

- (1)お客様は、ホームゲートウェイ機器を善良なる管理者の注意をもって使用及び保管するものとします。
- (2)お客様は、ホームゲートウェイ機器を第三者に譲渡、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させ、ホームゲートウェイ機器を改造若しくは改変し又はお客様が利用契約において指定した当該ホームゲートウェイ機器の設置場所以外の場所に移転してはならないものとします。また、お客様は、電話サービスを利用する目的以外にホームゲートウェイ機器を使用してはならないものとします。
- (3)お客様は、ホームゲートウェイ機器に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちにその旨を当社にご通知します。当社はその通知を受領後、故障品と同一機種もしくはほぼ同等の機能を有する正常なホームゲートウェイ機器(以下「故障品」といいます。)を当社に返却するものとします。また、お客様は、故障、毀損等の生じたホームゲートウェイ機器(以下「故障品」といいます。)を当社に返却するものとします。
- (4)前項の規定に拘らず、当社は、お客様の責に帰すべき事由によりホームゲートウェイ機器に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、お客様に対し、別表2のホームゲートウェイ機器購入代金相当額に定める額を請求できるものとします。

## 4. 責任の範囲

- (1)当社およびKDDI等(以下合せて「当社等」といいます。)は、当社等の責めに帰すべき事由に基づくホームゲートウェイ機器の故障、滅失又は毀損等によりお客様が損害を被った場合、約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する額を限度としてその損害を賠償します。但し、当社等に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。
- (2)当社等は、端末設備の修理等にあつて当社等の責めに帰すべき事由によりお客様の機器その他の物品等に損害を与えた場合、約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する額を限度として損害を賠償します。但し、当社等に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。
- (3)前二項の場合において、当社等は、当社等の責めに帰すべからざる事由によりお客様が被った損害について、その責任を一切負わないものとします。
- (4)当社等は、お客様の責めに帰すべからざる事由によりホームゲートウェイ機器を全く使用することができない状態(ホームゲートウェイ機器を全く使用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社等が知った時から起算して24時間以上その状態が継続したときは、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限り、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する約款に規定された電話サービスに係る定額利用料の支払いを要しないものとします。但し、当社等の故意又は重大な過失により、ホームゲートウェイ機器を全く利用できない状態が生じたときは、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できなかった時間について、その時間に対応する約款に規定された電話サービスに係る定額利用料の支払いを要しないものとします。

## 別表1

[工事費]ケーブルプラス電話(FTTH)

区分	対象者	工事内容	単位	料金
本サービスの利用開始	ひかりdeテレビ/ひかりdeネット既契約者	追加工事	1ケーブルプラス接続回線ごと	¥2,200 (税抜¥2,000)
本サービスの解除	ケーブルプラス電話契約者	撤去工事	1ケーブルプラス接続回線ごと	¥2,200 ※ (税抜¥2,000)

※撤去費は、解約時の撤去工事が当社都合による場合、契約期間に応じて低減し、契約満了時に0円となる金額がかかります。

## 別表2

ホームゲートウェイ機器購入代金相当額  
1端末ごとに

ホームゲートウェイ機器購入代金相当額	¥15,000(不課税)
--------------------	--------------



# ひかりdeトーク(S)契約約款

## 第1章 総則

### 第1条 約款の適用

株式会社TOKAIケーブルネットワーク(以下「当社」といいます。))は、国際電気通信連合憲章(平成7年条約第2号)、国際電気通信連合条約(平成7年条約第3号)、条約附属電気通信規則(平成2年6月郵政省告示第408号)、国際海事衛星機構(インマルサット)に関する条約(昭和54年条約第5号)、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。))に基づき、このひかりdeトーク(S)契約約款(以下「約款」といいます。))を定め、これによりひかりdeトーク(S)を提供します。  
(注)本条のほか、当社は、ひかりdeトーク(S)に附帯するサービス(当社が別に定めるもの)に限り、以下「附帯サービス」といいます。))を、この約款に基づいて提供します。

### 第2条 約款の変更等

当社は、この約款を変更または廃止して新たな約款を制定することがあります。この場合の提供条件は、新たに制定された当社約款または変更後の約款によります。  
2. 当社約款の変更、廃止および新たな当社約款の制定を行った場合は、当社が定めた日に効力を生じるものとします。  
3. 当社約款の変更、廃止および新たな当社約款の制定を行った場合は、当社は、影響を受けることになる契約者に対し、事前に内容を通知します。

### 第3条 用語の定義

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

#### 1. 電気通信設備

電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備

#### 2. 電気通信サービス

電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること

#### 3. 音声通信

インターネットプロトコルにより音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信

#### 4. IP電話網

主として音声通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいいます。以下同じとします。)

#### 5. ひかりdeトーク(S)

IP電話網を使用して行う電気通信サービス

#### 6. ひかりdeトーク(S)取扱所

ひかりdeトーク(S)に関する業務を行う当社の事業所

#### 7. 収容ひかりdeトーク(S)取扱所

端末回線の収容される取扱所交換設備が設置されている当社が別に定めるひかりdeトーク(S)取扱所

#### 8. 取扱所交換設備

端末回線を収容するために、収容ひかりdeトーク(S)取扱所に設置される交換設備(その交換設備に接続される設備等を含みます。))

#### 9. 相互接続点

特定役務提供事業者と当社以外の電気通信事業者(事業法第9条の登録を受けた者をいいます。以下同じとします。))との間の相互接続協定(特定役務提供事業者が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。))に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点

#### 10. 協定事業者

特定役務提供事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者

#### 11. 特定役務提供事業者

当社が別に定める取扱業務を提供する事業者

#### 12. 特定事業者

当社が別に定める協定事業者

#### 13. 契約者回線等

別に定める協定事業者の契約者回線又は特定役務提供事業者の電気通信回線

#### 14. 端末回線

当社が、ひかりdeトーク(S)契約に基づいて、収容ひかりdeトーク(S)取扱所に設置する取扱所交換設備とひかりdeトーク(S)契約者が指定する場所との間に設置する電気通信回線

#### 15. 端末設備

端末回線の終端に接続される電気通信設備であって、ある特定の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。))又は同一の建物内であるもの

#### 16. 自営端末設備

電気通信事業者以外の者が設置する端末設備

#### 17. 自営電気通信設備

電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの

#### 18. 技術基準等

端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)及び端末回線端末等の接続の技術的条件

#### 19. ひかりdeトーク(S)契約

当社からひかりdeトーク(S)の提供を受けるための契約

#### 20. ひかりdeトーク(S)契約者

当社とひかりdeトーク(S)契約を締結している者

#### 21. 機能コード

ひかりdeトーク(S)の基本機能の種類を選択するため、利用に先立ってダイヤルする必要のある数字で、当社が、基本機能を利用できるひかりdeトーク(S)契約に係る音声通信番号ごとに指定するもの

#### 22. 音声通信番号

電気通信番号規則に規定する固定電話番号であって当社が付与するもの(ABJ番号)

#### 23. 第1種移動体電話設備

協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則に規定する音声伝送携帯電話番号を用いて提供される携帯電話サービスに係るもの

#### 24. 第2種移動体電話設備

協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則に規定する音声伝送携帯電話番号を用いて提供されるPHSサービスに係るもの

#### 25. 移動体電話設備

第1種移動体電話設備又は第2種移動体電話設備

#### 26. 消費税相当額

消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

#### 第4条 音声通信以外の通信の取扱い

当社は、ひかりdeトーク(S)を利用して行う音声通信以外の通信は、これを音声通信とみなして取扱いします。

## 第2章 IP電話サービスの提供範囲

### 第5条 ひかりdeトーク(S)の基本機能

当社は、ひかりdeトーク(S)について、料金表により基本機能を提供します。

### 第6条 ひかりdeトーク(S)の提供区間

当社が提供するひかりdeトーク(S)の提供区間は、別記3に定めるとおりとします。

## 第7条 外国における取扱制限

外国におけるひかりdeトーク(S)の取扱いについては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

## 第3章 契約

### 第1節 ひかりdeトーク(S)契約

### 第8条 契約の単位

当社は、1の端末回線ごとに最大3までひかりdeトーク(S)契約を締結します。この場合、ひかりdeトーク(S)契約者は、1のひかりdeトーク(S)契約につき1人に限ります。

### 第8条の2 端末回線の終端

当社は、ひかりdeトーク(S)契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、堅固に施設できる地点に保安器又は配線盤等を設置し、これを端末回線の終端とします。

2. 当社は、前項の地点を定めるときは、ひかりdeトーク(S)契約者と協議します。

### 第8条の3 端末設備の設置

当社は、ひかりdeトーク(S)契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、堅固に施設できる地点に端末設備を設置します。

2. 当社は、前項の地点を定めるときは、ひかりdeトーク(S)契約者と協議します。

### 第8条の4 ひかりdeトーク(S)契約申込の方法

ひかりdeトーク(S)契約の申し込みをすときは、当社所定の契約申込書をひかりdeトーク(S)取扱所に提出していただきます。

(注)本条の場合において、当社は、ひかりdeトーク(S)契約の申込者に、本人であることを証明する書類を提示していただくことがあります。

### 第8条の5 ひかりdeトーク(S)契約申込の審査

当社は、ひかりdeトーク(S)契約の申し込みがあったときは、受け付けた順序に従って審査します。

2. 当社は、次の場合は、そのひかりdeトーク(S)契約の申し込みを承諾しないことがあります。  
(1)ひかりdeトーク(S)契約の申し込みを承諾することが、技術上著しく困難なとき。  
(2)申込者が、ひかりdeトーク(S)に係る料金その他の用の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(3)第4条(利用に係るひかりdeトーク(S)契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。  
(4)申込者が、その申し込みにあたり記入漏れまたは虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき(本人であることを証明する書類の不提示または虚偽内容の書類の提示の場合も含みます。))

(5)ひかりdeトーク(S)に関する当社の業務の遂行上やむを得ない支障があるとき。  
(6)その他、当社がひかりdeトーク(S)契約の締結において適当でないかと判断したとき。

### 第8条の6 音声通信番号の付与

当社は、ひかりdeトーク(S)契約者に、その端末回線について、音声通信番号を料金表第1表第1(月額料金)に定めるところにより付与します。

2. 当社は、ひかりdeトーク(S)に関する技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、音声通信番号を変更することがあります。

3. 当社は、前項の規定により音声通信番号を変更しようとするときは、当社は、そのことをあらかじめひかりdeトーク(S)契約者にお知らせします。

### 第8条の7 音声通信番号の変更

ひかりdeトーク(S)契約者は、迷惑通信又は間違い通信を防止するために、音声通信番号の変更の請求を行うことができます。

2. 当社は、前項の請求があったときは、ひかりdeトーク(S)に関する技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときを除き、その請求を承諾します。

### 第8条の8 端末回線の移転

ひかりdeトーク(S)契約者は、端末回線の移転の請求をすることができます。

2. 当社は、前項の請求があったときは、第8条の5のひかりdeトーク(S)契約申込の審査の規定に準じて取り扱います。

### 第8条の9 変更等の通知

ひかりdeトーク(S)契約者は、次の場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、ひかりdeトーク(S)取扱所に通知していただきます。

(1)ひかりdeトーク(S)契約者の住所の変更

(2)通信料金等請求書の送付先の変更

(注)当社は、本条の通知があったときは、その通知のあった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。

### 第9条 ひかりdeトーク(S)の利用の一時中断

当社は、ひかりdeトーク(S)契約者から請求があったときは、ひかりdeトーク(S)の利用の一時中断(そのひかりdeトーク(S)契約に係る電気通信設備を他に転用することなく一時的に利用できなくなること)を行います。

### 第9条の2 ひかりdeトーク(S)に係る利用限度額

当社は、ひかりdeトーク(S)契約者が次のいずれかに該当する場合は、利用限度額(当該ひかりdeトーク(S)契約者が当社に支払うべきその契約に係るひかりdeトーク(S)の料金等の累積額(既に当社に支払われた金額を除きます。))に係る限度額をいいます。以下同じとします。))を設定することがあります。

(1)過去の利用実績を照らし、著しく利用が増加し又は増加することが予想される者  
(2)ひかりdeトーク(S)の料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある者

(3)その他、当社がひかりdeトーク(S)に係る利用限度額を設定することが適当であると判断した者  
2. 前項の規定に基づいて利用限度額を設定した場合、当社は、ひかりdeトーク(S)契約者にその利用限度額を通知します。

3. 利用限度額は、当社が別に定める額とします。

4. 当社は、ひかりdeトーク(S)の料金等の累計額が利用限度額を超えたときは、そのひかりdeトーク(S)契約に係るひかりdeトーク(S)の提供を行わないことがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことをひかりdeトーク(S)契約者に通知します。

5. 第2項又は第4項に定める通知を行う場合、当社は、ひかりdeトーク(S)契約者の住所等への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

6. ひかりdeトーク(S)契約者は、第1項により利用限度額を設定された場合であっても、利用限度額を超える部分の料金等について、第27条(月額料金の支払義務)から第29条(工事費の支払義務)に定める規定を遵守するものとします。

7. 第1項に定める事由に該当する場合であって、当社が必要と認めたときはひかりdeトーク(S)契約者本人であることを証明する書類を提示していただきます。

### 第9条の3 ひかりdeトーク(S)契約者が行う契約の解除

ひかりdeトーク(S)契約者が、ひかりdeトーク(S)契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめひかりdeトーク(S)取扱所に書面により通知していただきます。

(注)当社は、ひかりdeトーク(S)契約者から通知がないときであっても、第43条(協定事業者等からの通知)の通知により、通知があったものとみなすことがあります。

### 第9条の4 当社が行うひかりdeトーク(S)契約の解除

当社は、次のいずれかの場合には、そのひかりdeトーク(S)契約を解除することがあります。

(1)この約款に定める料金その他の債務について、支払期日を経過しても支払わないとき。  
(2)第18条(利用停止)の規定によりひかりdeトーク(S)の利用を停止されたひかりdeトーク(S)契約者が、なおその事実を解消しないとき。

(3)連続する12料金月の各料金月のいずれにおいてもこの約款に定める料金その他の費用の負担がないとき。  
(4)当社が、ひかりdeトーク(S)契約者について、破産、特別清算、民事再生又は会社更生法の適用の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったとき。

2. 前項第3号の場合において、ひかりdeトーク(S)契約者に特別の事情のあるときは、さらに連続する12料金月を延長して取り扱います。

3. 当社は、前二項の規定により、そのひかりdeトーク(S)契約を解除しようとするときは、あらかじめひかりdeトーク(S)契約者にそのことを通知します。

### 第9条の5 その他の提供条件

ひかりdeトーク(S)契約に関するその他の提供条件については、別記2及び別記3に定めるところによります。

## 第4章 付加機能

### 第10条 付加機能の提供

当社は、ひかりdeトーク(S)契約者から請求があったときは、そのひかりdeトーク(S)契約について料金表により付加機能を提供します。

### 第11条 付加機能の廃止

当社は、次のいずれかの場合には、付加機能を廃止します。

- (1)その付加機能の提供を受けているひかりdeトーク(S)契約者から廃止の申し出があったとき。
- (2)その付加機能の利用を継続するにあたり、料金表に規定する提供条件を満たさなくなったとき。

#### 第12条 付加機能の利用の一時中断

当社は、付加機能を利用しているひかりdeトーク(S)契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断(その付加機能に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

#### 第5章 端末設備の提供等第

##### 第1節 端末設備の提供等

#### 第13条 端末設備の提供

当社は、ひかりdeトーク(S)契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の提供を行います。

#### 第14条 端末設備の移転

当社は、ひかりdeトーク(S)契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

#### 第15条 端末設備の接続変更

当社は、ひかりdeトーク(S)契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備について、その契約者に係る他の端末回線への接続の変更(以下「接続変更」といいます。)を行います。

2.前項の接続変更については、第13条(端末設備の提供)の規定に準じて取り扱います。

#### 第16条 端末設備の利用の一時中断

当社は、ひかりdeトーク(S)契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断(その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

#### 第2節 回線相互接続

##### 第16条の2 (当社又は他社の電気通信回線の接続)

ひかりdeトーク(S)契約者は、その端末回線の終端において又は終端に接続されている電気通信設備を介して、端末回線相互と当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線(以下「他社回線」といいます。)との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面をひかりdeトーク(S)取扱所に提出していただきます。

2.当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相対に接続した電気通信回線により行う通話等について、その品質を保証しません。

- (1)その接続に関し、その接続する電気通信サービスに係る電気通信回線について規定する契約条項の規定により制限されているとき。
- (2)その接続に関し、その電気通信事業者の承諾が得られないとき。
- (3)その接続により本邦を經由して外国相互間で行われる他人の通話等を本邦内の端末設備等において、業として内容を変更することなく媒介することとなるとき。
- 3.ひかりdeトーク(S)契約者は、その接続について、第1項の規定よりひかりdeトーク(S)取扱所に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。
- 4.ひかりdeトーク(S)契約者は、その接続を終了しようとするときは、そのことをあらかじめ書面よりひかりdeトーク(S)取扱所に通知していただきます。

#### 第6章 利用中止等

##### 第17条 利用中止

当社は、ひかりdeトーク(S)契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間、そのひかりdeトーク(S)の利用を停止することがあります。

- (1)当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- 2.端末回線から、多数の不完呼(相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。)を発生させたことにより、現に通信がくそうし、又はくそうするおそれがあると当社が認めるとき。
- (3)第22条(通信利用の制限)の規定により、音声通信の利用を中止するとき。
- (4)当社がひかりdeトーク(S)提供を行うにあたり指定したインターネットサービス回線が利用中止となったとき。
- 2.当社は、前項の規定よりひかりdeトーク(S)について、その基本機能又は付加機能の利用を中止するときは、あらかじめそのことをひかりdeトーク(S)契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

##### 第18条 利用停止

当社は、ひかりdeトーク(S)契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間、そのひかりdeトーク(S)の利用を停止することがあります。

- (1)第4条(利用に係るひかりdeトーク(S)契約者の義務)の規定に違反したとき。
- (2)当社の承諾を得ず、端末回線に自営端末設備、自営電気通信設備又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線を接続したとき。
- (3)第22条(通信利用の制限)に規定する態様で国際通信を行ったとき。
- (4)当社がひかりdeトーク(S)の提供にあたり指定したインターネットサービス回線が利用停止となったとき。
- (5)第9条の2(ひかりdeトーク(S)に係る利用限度額)に基づき、当社がひかりdeトーク(S)契約者本人であることを確認できないとき。
- (6)ひかりdeトーク(S)契約者が、ひかりdeトーク(S)契約の申し込み、ひかりdeトーク(S)契約者の地位の承継の届出又は、氏名その他の変更の届出の際に、その者の氏名若しくは商号又は住所若しくは居所に関し事実と異なる申し出を行い、又は、ひかりdeトーク(S)に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 2.当社は、この約款に定める料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払われず、且、第9条の4(当社が行うひかりdeトーク(S)契約の解除)第1項第1号の催告が来て、その料金その他の債務が支払はれるまでの間、そのひかりdeトーク(S)の利用を停止することがあります。
- 3.当社は、前二項の規定よりそのひかりdeトーク(S)の利用停止をしようとするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をひかりdeトーク(S)契約者に通知します。ただし、必要やむを得ない場合は、この限りではありません。

##### 第19条 接続休止

当社は、特定役務提供事業者との契約の解除又は特定役務提供事業者の電気通信事業の休止により、ひかりdeトーク(S)契約者が当社のひかりdeトーク(S)について、その基本機能又は付加機能を全く利用できなくなったときは、そのひかりdeトーク(S)の基本機能又は付加機能について接続休止(そのひかりdeトーク(S)の基本機能又は付加機能に係る電気通信設備を他に転用することを条件としてそのひかりdeトーク(S)の基本機能又は付加機能を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)とします。

2.当社は、前項の規定より接続休止しようとするときは、あらかじめ、そのひかりdeトーク(S)契約者に接続休止の旨を通知します。

3.第1項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、そのひかりdeトーク(S)契約は解除又はその基本機能若しくは付加機能は廃止されたものとして取り扱います。この場合、当社は、そのひかりdeトーク(S)契約者に当該内容を通知します。

#### 第20条 音声通信の種類

音声通信の種類は、料金表第1表第2(通信料金)に定めるところによります。

#### 第21条 音声通信の品質

音声通信の品質については、そのひかりdeトーク(S)の利用形態等により変動する場合があります。

#### 第22条 通信利用の制限

当社は、音声通信がくそうし、音声通信の全部を接続することができなくなったときは、次の措置を執ることがあります。

- (1)天災、事変その他の非常事故が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは復旧、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする音声通信及び公共の利益のため緊急を要する事

項を内容とする音声通信を優先的に取り扱うため、端末回線に係る音声通信について、次掲する欄に設置されている端末回線(当社がそれらの機間との協議により定められたもの)に限ります。以外のものによる音声通信の利用を中止する措置特定の相互接続点及び特定の地域の契約者回線等への音声通信を中止する措置を含みます。)

#### 機間名

- ・家機機間
- ・水防機間
- ・消防機間
- ・災害救助機間
- ・警備機間海上保安機間を含みます。以下同じとします。)
- ・防衛機間
- ・輸送の確保に直接関係がある機間
- ・通信の確保に直接関係がある機間
- ・電力の供給の確保に直接関係がある機間
- ・ガスの供給の確保に直接関係がある機間
- ・水道の供給の確保に直接関係がある機間
- ・選挙管理機間
- ・別記18に規定する基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機間
- ・預貯金業務を行う金融機間
- ・国又は地方公共団体の機間

(2)特定の相互接続点及び特定の地域の契約者回線等への音声通信を中止する措置

- 2.ひかりdeトーク(S)契約者は、次のいずれかに掲げる態様で、国際通信を行ってはなりません。
  - (1)本邦を經由して外国相互間で行われる他人の国際通信を本邦内の端末設備(端末回線の終端に接続される電気通信設備であって、ある特定の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。))又は同一の建物内であるものをいいます。等において、業として内容を変更することなく媒介すること。
  - (2)当社の電気通信回線設備の品質と効率を著しく低下させる次のいずれかに掲げる方式のコールバックサービス(本邦から発信する国際通信を外国から発信する形態に振り替えることによりして国際通信を可能とする形態の電気通信サービス)をいいます。以下同じとします。を利用し又は他人に利用させること。

#### (方式の別概要)

- ・ポーリング方式  
外国側から本邦側に継続して国際通信の請求が行われ、ひかりdeトーク(S)契約者がコールバックサービスの利用を行う場合のみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
- ・アンサーサプレッション方式  
その提供の際に、当社が国際通信に係るひかりdeトーク(S)の通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式

#### 第23条 電気通信番号の利用に係る制約

当社は、別に定める電気通信番号を利用して行う音声通信については提供しないものとします。

(注)別に定める電気通信番号は、次のとおりとします。

- ア電気通信番号規則に規定する事業者設備識別番号(当社が別に定めるものを除きます。)
- イ、その他当社が別に定める電気通信番号

#### 第24条 発信電気通信番号通知

端末回線からの音声通信(料金表に規定する国内通信に限るものとし、別に定める方法により行う通信を除きます。))については、その音声通信番号を着信先の契約者回線等、端末回線又は別に定める電気通信事業者のIP電話サービスに係る電気通信回線へ通知します。ただし、次の通信については、この限りではありません。

- (1)通信の発信に先立ち、184座ダイヤルして行通信
- (2)料金表に定める発信電気通信番号非通知機能の提供を受けている通信当社が別に定める方法により行う通信を除きます。
- (3)その他当社が別に定める通信
- 2.当社は、音声通信番号を着信先の契約者回線等、端末回線又は別に定める電気通信事業者のIP電話サービスに係る電気通信回線へ通知することに伴い、発生する損害については、第37条(責任の制限)及び第38条(免責)の規定により対応します。(注1)本条第1項第2号に規定する当社が別に定める方法により行う通信は、通信の発信に先立ち、186座ダイヤルして行う通信とします。
- 3.当社は、ひかりdeトーク(S)においては、特定役務提供事業者の緊急通報用IP電話サービスに係る電話番号等を利用して行う通話等(第1項第1号に定める通話等を除きます。))について、音声電気通信番号のほか、当該ひかりdeトーク(S)契約者の氏名及び住所を通知することがあります。

#### 第25条 通信時間の測定等

通信時間の測定等については、料金表第1表第2(通信料金)に定めるところによります。

#### 第7章 料金等

##### 第1節 料金及び工事に関する費用

#### 第26条 料金及び工事に関する費用

当社が提供するひかりdeトーク(S)に係る料金は、料金表第1表(料金)に規定する月額料金及び通信料金とします。

2.当社が提供するひかりdeトーク(S)に係る工事に関する用は、料金表第2表(工事に関する用)に規定する工事とします。

##### 第2節 料金の支払義務

#### 第27条 月額料金の支払義務

ひかりdeトーク(S)契約者は、そのひかりdeトーク(S)の端末設備、基本機能若しくは付加機能(同一サービスに係る基本機能及び付加機能に限ります。))の提供を開始後の当社が別に定める日を含む暦月の翌月から起算して、その契約の解除又は端末設備、基本機能若しくは付加機能の廃止について当社が承認した日の属する暦月の末日までの期間について、月額料金の支払いを要します。

2.前項の期間において、利用の一時中断等によりひかりdeトーク(S)の端末設備、基本機能若しくは付加機能を利用することができない状態が生じたときの月額料金の支払いは、次によります。

- (1)利用の一時中断をしたときは、ひかりdeトーク(S)契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。
- (2)利用休止があったときは、ひかりdeトーク(S)契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。
- (3)前二号の規定によるほか、ひかりdeトーク(S)契約者は、次のいずれかに該当する場合は、ひかりdeトーク(S)の端末設備、基本機能又は付加機能を利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。

(区別)

①ひかりdeトーク(S)契約者の責めによらない理由により、そのひかりdeトーク(S)の端末設備、基本機能又は付加機能を全く利用できない状態(当該サービス又は機能に係る電気通信設備等に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において「同じ」とします。))が生じた場合(第2号又は第3号に該当する場合は除きます。))にそのことを当社が知った時刻から起算して、次表に規定する時間以上その状態が継続したとき

ただし、利用できない状態がひかりdeトーク(S)契約者の都合により継続する場合は除きます。

(支払いを要しない料金)

そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(下記の時間欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。))について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのひかりdeトーク(S)の端末設備、基本機能又は付加機能についての月額料金

(区分)

ひかりdeトーク(S)

(時間)

72時間

(区別)

②当社の故意又は重大な過失により、そのひかりdeトーク(S)の端末設備、基本機能又は付加機能を全く利用できない状態が生じたとき。

(支払いを要しない料金)



そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのひかりdeトーク

(S)の端末設備、基本機能又は付加機能についての月額料金  
(区別)

③ひかりdeトーク(S)の端末設備、基本機能又は付加機能の稼働休止をしたとき

(支払いを要しない料金)

ひかりdeトーク(S)の端末設備、基本機能又は付加機能の稼働休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのひかりdeトーク(S)の基本機能又は付加機能についての月額料金  
(区別)

④端末回線の移転に伴って、ひかりdeトーク(S)の端末設備、基本機能又は付加機能を利用できなくなった期間が生じたとき(ひかりdeトーク(S)契約者の都合によりひかりdeトーク(S)の基本機能又は付加機能を利用しなかった場合であって、その設備等を保留したときを除きます。)

(支払いを要しない料金)

利用できなかった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのひかりdeトークの端末設備、基本機能又は付加機能についての月額料金

3.本条第2項第3号の適用にあたり、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料については、支払いを要しない料金の対象とします。

ユニバーサルサービス制度、電話リレーサービス制度の詳細は、総務省ホームページをご参照ください。

(1)ユニバーサルサービス制度([http://www.soumu.go.jp/main/sosiki/joho\\_tsusin/universalservice/](http://www.soumu.go.jp/main/sosiki/joho_tsusin/universalservice/))

(2)電話リレーサービス制度

(<https://www.soumu.go.jp/menu/seisaku/ictseisaku/telephonerelay/index.html>)

4.当社は、支払いを要しないこととされた月額料金が既に支払われているときは、その料金をひかりdeトーク(S)契約者に返還します。

## 第28条 通信料金の支払義務

ひかりdeトーク(S)契約者は、音声通信について、第25条(通信時間の測定等)及び料金表に定める規定に基づいて算定した通信料金の支払いを要します。

2.ひかりdeトーク(S)契約者は、通信料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合は、料金表第1表第2(通信料金)に定める方法により算定した料金の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、当社がひかりdeトーク(S)契約者と協議し、その事情を参照するものとします。

3.次の通信については、第1項の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。

(1)特定役務提供事業者の緊急通報用IP電話サービスに係る電気通信回線(110番、118番又は119番)への通信  
(2)電気通信サービスに関する問い合わせ、申込み等当社の業務のために、それぞれの業務を行うひかりdeトーク(S)取扱所等との通信であって、当社の指定したものの通信

## 第29条 工事費の支払義務

ひかりdeトーク(S)契約者は、ひかりdeトーク(S)契約の申し込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前(そのひかりdeトーク(S)契約の解除又はその工事の請求の取り消し)以下(この節において「解除時」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2.ひかりdeトーク(S)契約者は、工事の着手後完了前に解除等があった場合は、解除等があったときまでに着手した工事の部分について別に算定した額の費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

## 第3節 料金の計算方法及び支払い等

### 第30条 料金の計算方法及び支払い等

料金の計算方法及び支払い等は、料金表通則に定めるところによります。

### 第4節 割増金及び延滞利息

#### 第31条 違約金

ひかりdeトーク(S)契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算し、申込みの支払いの2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

#### 第32条 延滞利息

ひかりdeトーク(S)契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。))について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から10日以内に支払いがあったときは、この限りではありません。

#### 第33条 協定事業者の電報サービスに係る料金

ひかりdeトーク(S)契約者(別に定める発信人である者に限り)は、次の電報サービスの料金について、当社が特定務提供事業者からの請求を受け、ひかりdeトーク(S)の料金に合算して請求することを承認していただきます。

・別に定める協定事業者の電報サービス契約約款に規定する電報サービスの料金

2.前項の場合において、当社は、この電報サービスに係る料金の取扱いについて、当社が提供するひかりdeトーク(S)の料金に準じて取扱うものとします。

(注)本条に規定する別に定める発信人は、別に定める協定事業者の電報サービス契約約款に規定する発信人をいいます。

## 第8章 保守

### 第34条 ひかりdeトーク(S)契約者の維持責任

ひかりdeトーク(S)契約者は、自己の責任と費用負担において、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

### 第35条 ひかりdeトーク(S)契約者の切分責任

ひかりdeトーク(S)契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が端末回線に接続されている場合であって、ひかりdeトーク(S)を利用することができなくなったときは、故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2.前項の確認に際して、ひかりdeトーク(S)契約者から要請があったときは、当社は、ひかりdeトーク(S)取扱いにおいて別に定める方法により試験を行い、その結果をひかりdeトーク(S)契約者にお知らせします。

3.当社は、前項の確認より当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、ひかりdeトーク(S)契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備であったときは、ひかりdeトーク(S)契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

### 第36条 修理又は復旧の順位

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し又は滅失した場合に、その全部を修理し又は復旧することができないときは、第2条(通信利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる音声通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、第22条第1項第1号の規定により当社がそれらの機関との協議により定められたものに限ります。

①順位

修理又は復旧する電気通信設備

(第1順位)

- ・気象機関との契約に係るもの
- ・水防機関との契約に係るもの
- ・消防機関との契約に係るもの
- ・災害救助機関との契約に係るもの
- ・警察機関との契約に係るもの
- ・防衛機関との契約に係るもの
- ・輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの

・通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの

・電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの  
(第2順位)

・ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの

・水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの

・選挙管理機関との契約に係るもの

・別記18に規定する基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関との契約に係るもの

・預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの

・国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの(第1順位となるものを除きます。)

(第3順位)

第1順位及び第2順位に該当しないもの

## 第9章 損害賠償

### 第37条 責任の制限

当社は、ひかりdeトーク(S)を提供すべき場合において、当社、特定役務提供事業者又は協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき(その提供をしなかった原因が特定役務提供事業者の本邦のケーブル陸揚局又は固定衛星地球局より外国側における支障であるときを除きます。)、そのひかりdeトーク(S)が全く利用できない、状態(当該契約に係る電気通信設備による全々の音声通信に著しい支障が生じ、全く利用できない、状態と同程度の状態をなると含みます。以下この条において同じとします。))にあることを当社が知った時刻から起算し、第27条(月額料金の支払義務)に規定する期間以上その状態が継続したと認め、当該ひかりdeトーク(S)契約者が直接被った損害を賠償します。ただし、協定事業者が協定事業者の契約約款の定めにより損害賠償を行う場合はこの限りではありません。

2.前項の場合において、当社は、ひかりdeトーク(S)が全く利用できない、状態にあることを知った時刻以後のその状態が継続した時間(第27条(月額料金の支払義務)に規定する時間の倍数である部分に限ります。))について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該ひかりdeトーク(S)に係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

(1)料金表に規定する月額料金表(月額料金)に定めるユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料を除くものとし、

(2)料金表(通信料金)に規定する通信料金(ひかりdeトーク(S)を全く利用できない状態が継続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均通信料金(前6料金月の実績を把握する)ことが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。

3.前項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表第13及び16の規定に準じて取扱いします。

4.当社の故意又は重大な過失によりひかりdeトーク(S)の提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

5.前項までの規定にかかわらず、電気通信設備の障害、業務上の損失その他発信者の責めに帰すべきことができず、事由により、国際通信に支障があったときは、発信者は、直ちにその旨を当社に申告していただきます。

6.当社は、前項の規定により中絶の申告を受けた国際通信の通話時間を、第25条(通信時間の測定等)の規定に従って調整します。

7.第5項の場合において、発信者の責めに帰することができない事由により、直ちにその旨の申告ができなかったときは、当社も、その国際通信に係る請求書の発行日から起算して6か月以内(限り、申告し、前項の調整すべき通信時間に対応する通信料金を減額又は返還します。

### 第38条 免責

当社は、端末回線及び端末設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、ひかりdeトーク(S)契約者に関する工作物等に損害を与えた場合に、当社の故意又は重大な過失による場合でない限り、その損害を賠償しません。

2.当社又は外国の電気通信事業者が設置する国際通話等に係る電気通信設備に、やむを得ない限度において技術的な条件(端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)で定める技術基準を含みます。))の変更が行われる場合であって、端末設備等について改造又は変更が必要となったときは、ひかりdeトーク(S)契約者は、自己の費用負担と責任でその改造又は変更を行っていただきます。

## 第10章 雑則

### 第39条 他の電気通信事業者との利用契約の締結

ひかりdeトーク(S)契約の申込みの承諾を受けた者は、別に定める電気通信事業者が定める契約約款の規定に基づいて、その電気通信事業者との利用契約を締結することになります。

ただし、ひかりdeトーク(S)契約の申込みの承諾を受けた者から、その電気通信事業者との利用契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。

2.前項の規定により利用契約を締結したひかりdeトーク(S)契約者は、サービスの利用があったときは、その電気通信事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要します。ただし、そのひかりdeトーク(S)契約者が、その利用契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けるとときは、その利用の状況にかかわらず、その電気通信事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することになります。

なお、本条において、当社が利用契約を締結したことと電気通信事業者は、別紙に定めるところによります。

### 第40条 承諾の限界

当社は、ひかりdeトーク(S)契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において特約の規定がある場合は、その規定によります。

### 第41条 利用に係るひかりdeトーク(S)契約者の義務

ひかりdeトーク(S)契約者は、次のことを守っていただきます。

(1)当社がひかりdeトーク(S)契約に基づき設置した端末回線を移称し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその端末回線に線状その他の導体を接続しないこと。ただし、天災、事変その他の事象に際して保護の必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2)ひかりdeトーク(S)契約者は、故意に電気通信回線を保留したまま放置し、その他音声通信の伝送支障に妨害を与える行為を行わないこと。

(3)故意に多数の不良な呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれのある行為を行わないこと。

(4)当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がひかりdeトーク(S)契約に基づき設置した端末回線に他の機械、付加物品を取り付けないこと。

(5)当社がひかりdeトーク(S)契約に基づき設置した端末回線を善良な管理者の注意をもって保管すること。

2.ひかりdeトーク(S)契約者は、前項の規定に違反して端末回線を丢失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までのその補充、修繕その他の工事等に必要費用を支払っていただきます。

### 第42条 ひかりdeトーク(S)契約者からの端末回線の設置場所の提供等

ひかりdeトーク(S)契約者からの端末回線の設置場所の提供等については、別紙16に定めるところによります。

### 第43条 協定事業者等からの通知

当社は、ひかりdeトーク(S)契約者が第9条の3(ひかりdeトーク(S)契約者が行う契約の解除)に定める解除の通知を行わなかった場合は、別に定める協定事業者から、音声通信番号に係るひかりdeトーク(S)契約者の氏名及び住所等について、通知を受けることがあります。

### 第44条 協定事業者への通知

1.当社は、第39条(他の電気通信事業者との利用契約の締結)に規定する電気通信事業者から請求があったときは、その電気通信事業者と当該規定で定める利用契約を締結しているひかりdeトーク(S)契約者の氏名、住所、及び音声通信番号を通知することがあります。

2.当社は、料金表に定める通信料金の取扱いの適用に係る業務遂行に必要な範囲において、別に定める電気通信事業者へ、ひかりdeトーク(S)契約者の氏名及び住所等を通知することあらかじめ同意していただきます。

(注)本条に規定する別に定める電気通信事業者は、ソフトバンク株式会社とします。

#### 第44条の2 郵送等によるひかりdeトーク(S)契約者の通知

当社は、当社からひかりdeトーク(S)契約者へ個別に郵送等の通知を行う場合において、届出のあったひかりdeトーク(S)契約者の住所若しくは居所又は請求書送付先等への送付をもって、その通知を行ったものとします。  
2.当社は、前項の場合において、当社の故意又は重大過失がある場合を除き、通常到達すべき時刻通知がなされたものとします。

#### 第44条の3 電話帳

当社は、ひかりdeトーク(S)契約者から請求があったときは、別記4に定めるところにより、当社が付与した音声通信番号を電話帳(別に定める協定事業者が発行する電話帳をいいます。以下同じとします。))に掲載します。

#### 第44条の4 電話番号案内

当社は、ひかりdeトーク(S)契約者から請求があったときは、当社が付与した音声通信番号について、別に定める協定事業者の契約約款に定める電話番号案内において案内を行います。

#### 第44条の5 当社電話番号案内

当社は、ひかりdeトーク(S)について、当社が付与した音声通信番号、特定役務提供事業者又は別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの番号(以下番号案内に係る電話番号等)とします。の案内(以下当社電話番号案内)とします。を行います。  
2.、当社電話番号案内は、手動案内(電話サービス等取扱所において、交換取扱者が番号案内に係る電話番号等の問い合わせに対して案内を行うことをいいます。)とします。

#### 第44条の6 当社電話番号案内に係る番号案内の支払義務

ひかりdeトーク(S)契約者は、端末回線から当社電話番号案内を利用した場合(その端末回線のひかりdeトーク(S)契約者以外の者が利用した場合を含みます。)、別に定めるところにより番号案内の支払いを要します。

#### 第44条の7 番号情報の提供

当社は、当社の番号情報(電話帳掲載、電話番号案内又は当社電話番号案内に必要な情報(第44条の3(電話帳)、第44条の4(電話番号案内)及び第44条の5(当社電話番号案内)の規定により電話帳掲載、電話番号案内及び当社電話番号案内を行うこととなった音声通信番号に係る情報に限ります。))をいいます。以下この条において同じとします。))について、番号情報データベース(番号情報を収容するために当社が別に定める協定事業者が設置するデータベース設備をいいます。以下同じとします。))に登録します。

2.前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置する協定事業者が、電話帳発行、電話番号案内又は当社電話番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等(当社が別に定める者)に限ります。))に提供します。  
(注1)本条第2項に規定する当社が別に定める者は、西日本電信電話株式会社と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。

(注2)本条第2項に規定する電気通信事業者等については、当社は開明に供します。  
(注3)当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成10年郵政省告示第570号)」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。  
(注4)本条第2項において、電話番号案内のみを行うものとした場合は、その番号情報を電話番号案内の目的に限定して電気通信事業者等が利用する場合に限り提供するものとします。

#### 第45条 特約条項等

当社は、この約款に定めるところにかかわらず、ひかりdeトーク(S)契約者に対して別に定める提供条件(以下「特約条項等」といいます。))で、ひかりdeトーク(S)の提供をすることがあります。この場合、当社とひかりdeトーク(S)契約者との間で締結する特約条項等については、その部分についてこの約款に優先するものとします。

#### 第46条 法令に規定する事項

ひかりdeトーク(S)の提供又は利用にあり、法令に規定のある事項については、その定めるところによります。

(注)法令に定めのある事項については、別記6から15までに定めるところによります。

#### 第11章 附帯サービス

##### 第47条 附帯サービス

ひかりdeトーク(S)に関する附帯サービスの取扱いについては、別記7に定めるところによります。

附則 令和4年7月1日から適用します。

#### 別記

##### 1.ひかりdeトーク(S)の提供区間

当社が提供するひかりdeトーク(S)の提供区間は、次のとおりとします。

- ア 端末回線の終端相互間のもの
- イ 端末回線の終端から相互接続点間のもの
- ウ 端末回線の終端から取扱地域間のもの

##### 2.ひかりdeトーク(S)契約者の氏名の変更

(1)ひかりdeトーク(S)契約者は、その氏名の変更があった場合には、その変更の内容を事前又は変更後速やかに、当社のひかりdeトーク(S)に通知していただきます。  
(2)(1)の通知があったときは、当社は、その通知があった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。

##### 3.ひかりdeトーク(S)契約者の地位の承継

(1) 相続又は法人の合併若しくは分割によりひかりdeトーク(S)契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面(これを証明する書類を添えて)ひかりdeトーク(S)取扱所に届け出ていただきます。  
(2) 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定めこれを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。  
(3) 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

#### 4.電話帳

(1) 当社は、ひかりdeトーク(S)契約者から請求があったときは、ひかりdeトーク(S)契約者の氏名、住所を電話帳に掲載します。

#### 5 電話帳の普通掲載

(1) 当社は、ひかりdeトーク(S)契約者から請求があったときは、音声通信番号と次の事項を普通掲載として電話帳に掲載します。  
ア ひかりdeトーク(S)契約者又はそのひかりdeトーク(S)契約者が指定する者の氏名、名称又は称号のうち1  
イ ひかりdeトーク(S)契約者又はそのひかりdeトーク(S)契約者が指定する者の職業(協定事業者が定める職業区分によるもの)のうち1  
ウ ひかりdeトーク(S)契約者又はそのひかりdeトーク(S)契約者が指定する者の住所又は居所のうち1  
(2) 前項に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。  
(3) 第(1)項の規定により普通掲載として掲載できる数は、ひかりdeトーク(S)契約者に係る音声通信番号の数の範囲内とします。  
(4) 当社は、その普通掲載が協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、第(1)項の規定にかかわらず、電話帳の普通掲載の取扱いを行わないことがあります。

#### 6 電話帳の掲載省略

(1) 当社は、次のいずれの場合に該当するときは、別記5の規定にかかわらず、電話帳への掲載を省略することがあります。  
ア.その音声通信番号が、臨時の契約若しくは臨時の付加機能に係るものであるとき。  
イ.ひかりdeトーク(S)契約者が指定した特定の端末回線に通話等の機能を有しない自営電気通信設備が接続されている場合であって、別記5第(1)項に規定する事項に加えてその自営電気通信設備の種類につき協定事業者の定める

記号等を普通掲載として記載することについて、ひかりdeトーク(S)契約者の承諾が得られないとき。

(2) 当社は、前項に規定する場合のほか、ひかりdeトーク(S)契約者から請求があったときは、電話帳への掲載を省略します。

#### 7.電話帳の重複掲載

(1) 当社は、ひかりdeトーク(S)契約者から、別記5に規定する普通掲載のほか、掲載事項について次の請求があったときは、重複掲載として電話帳に掲載します。  
ア.氏名、名称若しくは称号(普通掲載として掲載したものを除きます。))又は商品名による掲載  
イ.普通掲載として掲載した職業区分以外の職業区分への掲載  
(2) 前項に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。  
(3) ひかりdeトーク(S)契約者は、第(1)項の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4(電話帳の重複掲載)に規定する料金の支払いを要します。  
(4) 当社は、その重複掲載が当社、特定役務提供事業者又は協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、第(1)項の規定にかかわらず、電話帳の重複掲載の取扱いを行わないことがあります。

#### 8.特定役務提供事業者の緊急通報用IP電話サービスの電気通信番号

特定役務提供事業者の緊急通報用IP電話サービスに係る電気通信番号は次のとおりとします。

(区 別) (電気通信番号)

警察機関に提供されるもの	110
海上保安機関に提供されるもの	118
消防機関に提供されるもの	119

#### 9.自営端末設備の接続

(1) ひかりdeトーク(S)契約者は、その端末回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その端末回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、事業法第50条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器又は技術基準に適合することについて指定認定機関(電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)以下「事業法施行規則」といいます。第32条第1項第5号に基づき総務大臣が指定した者)をいいます。認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、ひかりdeトーク(S)契約者は、その自営端末設備の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、前項の請求があったときは、次のいずれかの場合を除き、その請求を承諾します。  
ア.その接続が技術基準等に適合しないとき。  
イ.その接続が事業法施行規則第31条に定める場合に該当するとき。  
ウ.その接続により本邦を經由して外国相互間で行われる他人の通話等を本邦内の端末設備等において、業として内容を変更することなく媒介することとなるとき。  
(3) 当社は、前項の請求の承諾にあつては、次のいずれかの場合を除き、その接続が前項第7号の技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。  
ア.事業法第50条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。  
イ.事業法施行規則第32条第1項に定める場合に該当するとき。  
(4) 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。  
(5) ひかりdeトーク(S)契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、第(1)項乃至第(4)項の規定に準じて取り扱います。  
(6) ひかりdeトーク(S)契約者は、その端末回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

#### 10.自営端末設備に異常がある場合等の検査

(1) 当社は、端末回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、ひかりdeトーク(S)契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、ひかりdeトーク(S)契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項に定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。  
(2) 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。  
(3) 第(1)項の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、ひかりdeトーク(S)契約者は、その自営端末設備を端末回線から取りはずしていただきます。

#### 11.自営電気通信設備の接続

(1) ひかりdeトーク(S)契約者は、その端末回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その端末回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。  
(2) 当社は、前項の請求があったときは、次のいずれかの場合を除いて、その請求を承諾します。  
ア.その接続が技術基準等に適合しないとき。  
イ.その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第52条第1項第2号による総務大臣の認定を受けたとき。  
ウ.その接続ひかりdeトーク(S)により本邦を經由して外国相互間で行われる他人の通話等を本邦内の端末設備等において、業として内容を変更することなく媒介することとなるとき。  
(3) 当社は、前項の請求の承諾にあつては、事業法施行規則第32条第1項に定める場合に該当するときは、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。  
(4) 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。  
(5) ひかりdeトーク(S)契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、第(1)項乃至第(4)項の規定に準じて取り扱います。  
(6) ひかりdeトーク(S)契約者は、その端末回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

#### 12.自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

端末回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記10(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。

#### 13.当社の維持責任

当社は、当社が設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

#### 14.ひかりdeトーク(S)契約者に係る個人情報のお取り扱いについて

1.当社は、ひかりdeトーク(S)契約者の個人情報を除くオンライン上に表示する「プライバシーポリシー」(<https://www.thn.net/privacy/>)に基づき、適切に取り扱います。  
2.当社は、ひかりdeトーク(S)契約者の個人情報を、以下の利用目的の範囲内で取り扱います。  
(1) 当社およびTOKAIグループ各社(具体的にはTOKAIホールディングスホームページをご参照ください。https://www.tokaiholdings.co.jp/corporate/group.html)(以下、当社およびTOKAIグループ各社を合わせて「TOKAIグループ各社」といいます)の各種商品の販売およびサービスの提供  
(2) TOKAIグループ各社の各種商品およびサービス、キャンペーン、イベント等の案内  
(3) TOKAIグループ各社提携先\*1の各種商品およびサービス等の案内  
(4) TOKAIグループ各社の優待特典および会員サービス等の案内及び提供  
(5) TOKAIグループ各社の保守・アフターサービス等のお客様サポート  
(6) TOKAIグループ各社のひかりdeトーク(S)契約者からの相談・問い合わせへの対応  
(7) TOKAIグループ各社の新商品・新サービスの発掘・目的とした開発ならびにTOKAIグループ各社の各種商品およびサービスの品質改善等のための調査・分析  
なお、上記以外の目的のうち、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて個人情報を利用する場合には、都度、その利用目的を明確にし、ひかりdeトーク(S)契約者から事前の同意を得ます。  
\*1…TOKAIグループ各社取扱先\*1は、取扱先、紹介店、またはTOKAIグループ各社取扱先\*1は、取扱先、紹介店、紹介店となる相手方を行います。  
3.当社は、本条第2項に記載した利用目的を変更する場合は、法令により許される場合を除き、変更された利用目的について、電子メールによる送信、当社ホームページにおける公表その他社外に適当であると判断する方法によりひかりdeトーク(S)契約者に通知または公表します。  
4. TOKAIグループ各社は、2011年4月1日の株式会社TOKAIホールディングス設立及び組織再編に伴い、新たな共同利用関係を開始することとし、本条第2項に記載の利用目的の範囲内でひかりdeトーク(S)契約者から取



得する個人情報をTOKAIグループ各社との間で以下のとおり共同利用します。

なお、当社は、ひかりdeトーク(S)契約者からの求めに応じて、ひかりdeトーク(S)契約者の個人情報の共同利用を停止します。

(1) 当社と共同利用する者の範囲

TOKAIグループ各社とします。

(2) 利用目的本条第2項に記載した利用目的と同じです。

(3) 共同して利用する個人情報の項目

- ① 氏名・住所・電話番号・電子メールアドレス等の契約者の属性に関する情報
  - ② 購入・契約時又はサービス提供の際に取得する契約者や契約者の家族に関するすべての個人情報
  - ③ キャンペーン・懸賞等に応募いただいた契約者の個人情報、または、その他契約者から受領したすべての個人情報
- (4) 管理責任者 当社

5. 当社は、法令に定められている場合(警察等公的機関より法令に基づき開示要請を受けた場合など)、ひかりdeトーク(S)契約者が同意した場合以外は、ひかりdeトーク(S)契約者の個人情報を第三者へ開示・提供することはありません。なお、共同利用または業務委託または事業承継により提供する場合は、第三者への開示・提供には該当しません。

6. 当社は、当社が第三者提供を受けることにより個人情報を取得する場合には、提供元の氏名や住所、取得の経緯等を当該提供元に確認・記録して、一定負保存することにより個人情報の適正な取得を確保するものとします。

7. 匿名加工情報の取り扱い

当社において、匿名加工情報を作成する場合は、個人情報の保護に関する法令に従い適切に実施します。

8. 第三者への委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内で第三者に対して個人情報の取り扱い業務の全部または一部を委託することがあります。委託にあたっては、第三者との間で安全管理措置、秘密保持、再委託の条件、委託契約終了時の個人情報の返却その他の個人情報の取り扱いに関する事項について適正な契約を締結し、必要かつ適切な管理・監督を行います。

9. 当社は、ひかりdeトーク(S)契約者に対して、ひかりdeトーク(S)契約者が当社および当社の提供事業者が運営・管理するウェブサイトやモバイルアプリを開覧した際、クッキー情報を取得・利用して閲覧履歴や購買履歴を蓄積することにより、ひかりdeトーク(S)契約者の利用性向上やひかりdeトーク(S)に最適化された広告配信、有益な情報提供等を行います。

10. クレジットカード情報を含む個人情報

当社は、ひかりdeトーク(S)契約者のクレジットカード情報をPCI DSS(国際セキュリティ基準)に準拠して管理を行います。

11. 開示等の請求手続き

(1) ひかりdeトーク(S)契約者が、ひかりdeトーク(S)契約者の個人情報の開示を希望する場合

申出者がひかりdeトーク(S)契約者本人であることを当社にて確認したうえで、法令に基づき、合理的な期間内に開示に応じます。

(2) ひかりdeトーク(S)契約者が、ひかりdeトーク(S)契約者の個人情報の訂正・追加・削除・利用停止を希望する場合

申出者がひかりdeトーク(S)契約者本人であることを当社にて確認したうえで、ひかりdeトーク(S)契約者の個人情報について事実関係等を確認し、適切な対応を行います。

12. 契約終了後の個人情報の利用

当社は、ひかりdeトーク(S)契約者との契約が終了した後、本条第2項の利用目的の実施に必要な範囲内で個人情報を利用する場合があります。

15. 電気通信番号の利用

ひかりdeトーク(S)契約者は、第24条(発信電気通信番号通知規定等)により通知を受けた音声通信番号の利用にあたっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重していただきます。

16. ひかりdeトーク(S)契約者からの端末回線の設置場所の提供等

(1) 端末回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。以下この16において同じとします。又は建物内において、当社が端末回線を設置するため必要な場所は、そのひかりdeトーク(S)契約者から提供していただきます。

(2) 当社は、端末回線の終端のある構内又は建物内において、ひかりdeトーク(S)契約者から管路等の特別な設備を使用して端末回線を設置することを求められたときはひかりdeトーク(S)契約者の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

(3) 当社がひかりdeトーク(S)契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、ひかりdeトーク(S)契約者から提供していただくことがあります。

17. 天気予報サービス、時報サービス及び災害用伝言ダイヤルサービス

当社は、次より天気予報サービス、時報サービス、災害用伝言ダイヤルサービス及び電報受付機能を提供します。

(電気通信番号)

(区別)

・天気予報サービス

(内容)

気象庁が作成した気象、地象又は水象に関する情報を通知するサービス

(番号) 177

(区別)

・時報サービス

(内容)

日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス

(番号) 117

(区別)

・災害用伝言ダイヤルサービス

(内容)

災害が発生した場合等に、当社が別に定める通話等について、メッセージの蓄積、再生等を行うサービス

(番号) 171

・電報受付機能

(内容)

別に定める協定事業者の電報サービス契約約款に規定する電報サービスへ接続するサービス

(番号) 115

18. 新聞社等の基準

(区分) 1 新聞社

(基準)

次の基準すべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社

(1) 政治、経済、文化その他の公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あらかじめ発売されること。

(2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。

(区分)

2. 放送事業者

(基準)

放送法(昭和25年法律第132号)第2条第23号に規定する基幹放送事業者及び同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者

(区分)

3 通信社

(基準)

新聞社又は放送事業者にニュース1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送



# トコちゃんスマートTVサービス加入契約約款/(ケーブルプラスSTB-2)

株式会社トコちゃんねる静岡(以下「甲」といいます)と甲が提供するトコちゃんスマートTVサービスを受ける者(以下「乙」といいます)との間に締結される契約(以下「加入契約」といいます)には、この約款を適用するものとします。

## 第1条(提供サービス)

- この約款において、トコちゃんスマートTVサービスとは、甲が、ケーブルプラスSTB-2(以下「C+STB-2」といいます)及びその付属品(以下「C+STB-2等」といいます)を用いて提供する、放送サービス、インターネット接続サービス(付加機能のセキュリティサービスを含む。以下同じ。)、及び甲の提携事業者が提供するセキュリティサービスのセットサービスをいいます。
- 前項のトコちゃんスマートTVサービスは、加入契約に基づき、電話、アプリケーション及びデジタルコンテンツのサービスを追加することができます。
- トコちゃんスマートTVサービスに係る料金は、別紙Aに定める月額料金、工事代、手数料等(以下料金等)とします。

## 第2条(提供サービスに係る約款等の適用)

- この約款に別に規定する場合を除き、甲が提供する放送サービスについては「放送施設加入約款」が適用されるものとします。この場合において、C+STB-2等については、当該約款に定めるデジタルセットトップボックス等として、当該約款の規定が適用されるものとします。
- この約款に別に規定する場合を除き、甲が提供するインターネット接続サービスについてはインターネット接続サービス契約(カスペルスキーマルウェアフォームセキュリティ利用規約)が適用されるものとします。
- 甲の提携事業者が提供するセキュリティサービスについては、ドントマイクロ株式会社(以下「ドント」)と提携します。トコちゃんスマートTVサービスの提供を受けるためには、ドントマイクロ株式会社(以下「ドント」)と別紙Cに定める規約に同意し、利用条件等を遵守していただく必要があります。
- この約款に別に規定する場合を除き、前条第2項の電話サービスについてはケーブルプラス電話ご利用規約(及びひかりdeネット(S)契約約款)の適用されるものとします。その他の追加サービスのうち、甲の提携事業者が提供するサービスの提供を受けるためには、各提携事業者が定める規約に同意し、利用条件等を遵守していただく必要があります。
- 前2項の提携事業者が提供するサービスについては、提供事業者により、サービスの一部又は全部を変更もしくは終了される場合があります。甲は、このサービスを利用した場合に生じた情報等の破損や滅失等による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、甲の故意又は重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。

## 第3条(加入契約の成立)

加入契約は、加入申込者があらかじめこの約款を承認し、別に定める加入申込書に所定事項を記載の上甲へ提出し、甲がこれを承認したときに成立します。加入申込者から加入申込書の提出があった場合でも、甲は、次の場合には、加入申込者の申込を承認しないことがあります。

- 加入申込者が料金等その他この約款に定める債務の支払いを怠るおそれがあると認められる場合
- その他加入申込者がこの約款に違反するおそれがあると認められた場合
- 加入申込者が成年被後見人であり後見人が代理していない場合、又は加入申込者が未成年者であり法定代理人の同意を得ていない場合
- その他やむを得ない事由がある場合

## 第4条(料金等の支払)

乙は、別紙Aに定める料金等を、次の各号の定めに従い、甲に支払うものとします。

- 乙は、甲に対し、加入契約の工事費を支払うものとします。
- 乙は、甲に対し、トコちゃんスマートTVサービスの提供を受け始めた日から属する月の翌月から月額利用料を支払うものとします。
- 乙は、甲に対し、甲が指定する銀行口座への口座振替により、料金等を支払うものとします。この場合において、領収書は発行できません。なお、甲と乙の合意により、その他の方法で料金等を支払うこともできるものとします。

## 第5条(au IDの提供)

- 乙は、KDDI株式会社に別に定める「au ID利用規約」に同意するものとします。またC+STB-2 1台につき「au ID」1個が予め提供されますので、加入契約時に暗証番号を設定するものとします。
- 乙は、C+STB-2上で利用されたコンテンツに対する課金及び問い合わせ等の対応の為に、甲が、前項で払い出された「au ID」が設定されているC+STB-2の機器情報をKDDI株式会社およびJCOM株式会社へ提供することについて承諾するものとします。
- 第1項で提供された「au ID」は、乙がトコちゃんスマートTVサービスを解約した場合でも自動的に解約されません。なお、解約を希望する場合には、乙が、KDDI株式会社に対し解約手続きを行うものとします。

## 第6条(最低利用期間)

- トコちゃんスマートTVサービスの最低利用期間は、1年とします。
- 乙は、最低利用期間満了日前に加入契約を解約する場合は、料金表に定める解約手数料に加え、最低利用期間満了日までの利用料を違約金として甲に対して別途支払うものとします。

## 第7条(加入契約の有効期間)

加入契約の有効期間は、加入契約成立日から1年間とし、加入契約期間満了の10日前までに甲及び乙いずれからも、更新しない旨の意思表示のない場合、加入契約は、引き続き1年間の期間をもって自動的に更新するものとし、以後も同様とします。

## 第8条(責任事項)

- 甲が、甲の責に帰すべき事由により、トコちゃんスマートTVサービス全ての提供を、1か月のうち連続して引き続き10日以上行わなかった場合は、当該月分の料金は第1条第3項の規定にかかわらず無料とします。
- 天災・衛星の機能停止その他甲の管理が及ばない事由により、トコちゃんスマートTVサービスの提供ができなかった場合には、乙は甲に対して料金等の減免又は賠償の請求ができないものとします。
- 第2条第3項に規定するセキュリティサービスについて、そのセキュリティソフトウェアに不具合が発生した場合及びそのセキュリティソフトウェアの動作不良等により損害が発生した場合には、乙は甲に対して料金等の減免又は賠償の請求ができないものとします。

## 第9条(料金等の変更)

甲は、社会情勢の変化、トコちゃんスマートTVサービスの内容の変更等に伴い、第1条第3項の料金等を改定できるものとします。この場合において、甲は、改定の1か月前までに乙に通知します。

## 第10条(約款の変更)

甲は、必要に応じ、この約款を変更することができるものとします。この約款が変更された場合は、当該変更後の約款が乙に適用されるものとし、トコちゃんスマートTVサービスの提供条件等は、当該変更後の約款によるものとします。

## 第11条(準用)

放送施設加入約款第9条(一時停止)、第11条(名義変更)、第12条(加入契約の解除・解約)、第14条(乙の義務違反による停止・解除)、第19条(個人情報保護)の規定は、トコちゃんスマートTVサービスについて準用します。この場合において、それぞれの規定が「本件サービス」とあるのは「トコちゃんスマート TVサービス」と、「第3条」とあるのは「第1条第3項」と読み替えるものとします。

## 第12条(協議)

この約款に定めなき事項あるいは疑義が生じた時は、甲乙誠意をもって協議のうえ、解決にあたるものとします。

## 第13条(準拠法)

この約款は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

## 第14条(合意管轄裁判所)

この約款に関する一切の紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則 平成27年1月15日より適用します。  
令和6年1月1日改訂

## 別表A ケーブルプラスSTB-2(トコちゃんスマートTV)料金表

商品	初期費用	月額利用料	備考	最低利用年
ケーブルプラスSTB-2 (トコちゃんスマートTV)	¥5,500	¥1,628	放送サービスとひかりdeネットをご利用の方がお申し込みできます。	1年

※上記はケーブルプラスSTB-2の初期費用となります。放送サービス、インターネット接続サービスをご利用いただいていないお客様は別途お申し込みされるサービスの初期費用がかかります。

ケーブルプラスSTB-2 オプション	料金(一括払い)	備考
外付けHDD(1TB)	¥8,800	当社指定のケーブルプラスSTB-2専用外付けハードディスク(容量1TB)となります。本製品は売切り販売となります。
外付けHDD(2TB)	¥11,000	当社指定のケーブルプラスSTB-2専用外付けハードディスク(容量2TB)となります。本製品は売切り販売となります。

※ケーブルプラスSTB-2(トコちゃんスマートTV)へのご加入が必要です。

各種手数料	料金	備考
領収書請求書・料金明細等発行にかかる手数料	1通各¥110/月	発行月の翌月にご請求となります。
解約手数料	¥2,200	
ケーブルプラスSTB-2 リモコン費用 (交換・紛失・破損時)	¥3,000/台(不課税)	
ケーブルプラスSTB-2 損害金	¥55,000	ケーブルプラスSTB-2の未返却、利用者の責に帰すべき事由による紛失・故意による破損時
特殊工事	別途見積	

# トレンドマイクロ利用規約

本書は、お客様の端末情報の送信についてのプライバシーポリシー(個人向け製品用)に続いて、「ウイルスバスター for au」の使用許諾契約書および注意事項が記載されています。

お客様の端末情報の送信についてのプライバシーポリシー(個人向け製品用)

以下ご記載の内容は、お客様が利用するトレンドマイクロ株式会社(以下弊社)とします)のアプリケーションまたはソフトウェアプログラム(以下総称して「アプリケーション」といいます)が、当該アプリケーションをインストールされたお客様のパソコン、スマートフォンまたは各種情報端末等(以下総称して「お客様の端末」といいます)から情報を収集し、弊社へ送付する機能がある場合に適用される内容です。アプリケーションをご利用になる前によくお読みください。また、お客様が未成年の場合は、保護者の同意を得たうえでアプリケーションをご使用ください。

なお、お客様に自身で入力し、弊社のデータベースに登録される、お客様のユーザ登録情報(個人情報を含みます)については、入力時その目的などを明確しております。お客様のユーザ登録情報の利用目的などの詳細は、お客様から収集する個人情報の取り扱いについて<<http://www.trendmicro.co.jp/terms-of-use/privacy-policy/handling/index.html>>をご覧ください。

以下は、アプリケーション利用中にお客様の端末から自動的に送付される情報に関する説明です。

## 1. 取得される情報の項目、取得方法、利用目的、停止方法等について

### (1) 脅威情報関連

本カテゴリ(脅威情報関連)のうち、弊社が該当の脅威の直撃的なブロック以外の目的で送信される情報を利用するのは、以下の①脅威情報のみです。このカテゴリの脅威について弊社は、セキュリティ上の脅威についての傾向レポートとして発表することや、製品やサービスのマーケティングおよび宣伝活動のために、個人を特定しない形で情報加工して利用することがあります。

取得の停止について:製品画面上で「脅威情報」にかかるチェックボックスをOFFにした場合、以下の①脅威情報のみOFFになります。その他については各機能またはアプリケーションのご利用を中止いただく必要があります。

#### ①脅威情報

Trend Micro Smart Protection Network(「スマートフィードバック」、「ファイルレピュテーションサービス」、「脅威情報の送信」および「ウイルストラッキング」等を含みます)を備えるアプリケーションの場合、脅威に関する情報を収集および分析し、保護を強化するために、お客様の端末に攻撃を試みる脅威に関連するとと思われる情報を収集します。弊社では送信された情報をプログラムの安全性の判定や統計のために利用します。送信される情報にお客様の個人情報や機密情報等が意図せず含まれる可能性があります。弊社がファイルに含まれる個人情報や機密情報自体を意図的に収集または利用することはありません。詳細は Trend Micro Smart Protection Network プライバシーポリシー <<http://www.trendmicro.co.jp/terms-of-use/privacy-policy/spn/index.html>>をご覧ください。

#### ②お客様環境においてアクセス可能またはお客様がアクセスしたURL

Webセキュリティ機能があるアプリケーションの場合、お客様がアクセス可能なURL(メール、メッセージアプリ、SNS、ブラウザなど)のお客様環境URLの記述があるものを指します)またはお客様がアクセスしたURLを送信し、Webページの安全性の判定や統計のために利用します。Webページのセキュリティ上の判定は弊社の独自の基準により行われております。当該機能において判定されたWebページのアクセス可否の最終判断につきましては、お客様にてお願いします。なお、当該機能を有効にしたうえで、Webページにアクセスした場合、以下の事象がおこることがありますのでご注意ください。

- お客様がアクセスしたWebページのWebサーバ側の仕様が、お客様が入力した情報等をURLのオプション情報として付加しWebサーバへ送信する仕様の場合、URLのオプション情報にお客様の入力した情報(ID、パスワード等)などを含んだURLが弊社のサーバに送信され、当該Webページのセキュリティチェックが実施されます。
- お客様がアクセスするWebページのセキュリティチェックを実施する仕様になっていることから、お客様がアクセスするWebサーバ側の仕様によっては、URLのオプション情報に含まれる内容により、お客様の最初のリクエストと同様の処理が行われます。

#### ③メールアドレスの一部

迷惑メール対策機能があるアプリケーションの場合、お客様の端末からメールの一部データを送信し、迷惑メールかどうかを判定します。

#### ④モバイルアプリ情報

ウイルスバスター モバイルをご利用の場合、お客様が利用するまたは利用する可能性のあるアプリケーションの名称、アプリケーションを一意に識別する記号、アプリケーションプロセス名等を送信し、アプリケーションを評価します。

#### ⑤データの一部

不正プログラム対策機能がある場合、不正プログラムかどうか疑わしいファイルについてお客様の端末からファイルのハッシュ値を送信し、不正プログラムかどうか等を判定します。

### (2) 端末情報関連

本カテゴリ(端末情報関連)の情報は、弊社はお客様のユーザ登録情報と紐づき、個人を識別して下記記載の目的のために利用する場合があります。

取得の停止について:以下の各弊社製品利用情報(ユーザビヘイビアモニタリング等)および端末環境情報においては、お客様側で停止をすることはできません。その他については各機能またはアプリケーションのご利用を中止いただく必要があります。

#### ①端末固有ID

ライセンスの適切な管理のため、端末固有IDをもとに生成したデータおよびOS情報を、端末識別およびサポートサービスに利用します。

#### ②位置情報

ウイルスバスター モバイルをご利用の場合、お客様の任意によりお客様の端末の位置情報を利用し、端末の位置確認を実施します。

#### ③アプリケーションストアにおける購入情報

お客様が弊社以外のアプリケーションストアで弊社製品を購入された場合、当該アプリケーションストアにおける購入情報(アカウントID等)を含みます。ライセンス管理およびマーケティング目的のために利用します。

#### ④弊社製品利用情報(ユーザビヘイビアモニタリング等)

お客様の弊社製品の操作履歴、弊社製品購入に関連する検索情報などの操作履歴および利用端末情報を、弊社製品の改良、マーケティング(メール等)による情報提供を含みます。およびサポートサービス実施目的に利用します。

#### ⑤端末環境情報

お客様が弊社製品を利用するハードウェア情報、OS情報、アプリケーション情報、サービス(OS起動時に動くバックグラウンドサービスをさします)構成情報、Webブラウザアドオンソフトウェア情報、セキュリティパッチ情報、Webブラウザ情報、利用環境情報等を、端末環境の最適化を推奨する対象項目の提案、製品による脅威検出情報および最適化について等のレポート(ユーザ情報登録時のメールアドレスと連携したメールによる送付を含みます)をお客様に提供、効率的なサポートサービスの実施、統計的処理、弊社製品の改良/性能向上、端末識別およびマーケティング目的のために利用します。

## 2. 外部送信・第三者提供の有無

弊社または記載した目的を達成する範囲において、弊社の海外子会社、弊社の委託先(国内外を問いません)もしくは製品/サービスの開発または提供元の会社へ上述の情報を提供することがあります。また、法令、条例、その他関係当局の要請に基づき情報を開示する場合があります。

## 3. 問い合わせ窓口

本内容に関するお問い合わせは、ご利用のアプリケーションの弊社サポートセンターまでお願いします。連絡先は、製品添付のマニュアル等に記載があります。または、トレンドマイクロサポートウェブ<<http://esupport.trendmicro.com/ja-jp/consumer/support/wb/contact.aspx>>よりお問い合わせください。

## 4. 本内容に関して変更を行う場合の手続

本内容を変更する場合は、プライバシーポリシーページ<<http://www.trendmicro.co.jp/terms-of-use/privacy-policy/smartphone/index.html>>および使用許諾契約書に記載されます。アプリケーションのライセンス更新期間を更新されたお客様には本内容の最新版が適用されます。

以上  
トレンドマイクロ株式会社



# 「ウイルスバスター for au」のご使用前に必ずお読みください

下記の使用許諾契約書(以下本契約といいます)は、お客様とトレンドマイクロ株式会社(以下トレンドマイクロ)といますとの間の契約です。「ウイルスバスター for au」(第4条所定のサポートサービスの一端として提供される一切のパターンファイル、検索エンジンおよびプログラムモジュール等、ソフトウェア製品に付属するツール等のうち専用の使用許諾契約書がないもの)を含みます。以下、総称して「本ソフトウェア」といいます。)をインストール、複製、または使用することによって、お客様は本契約のすべての条件に同意したことになります。また、本契約はお客様とトレンドマイクロとの間で締結されますが、20歳以上の方のみ本契約を締結することができます。もし、お客様が20歳未満である場合には、お客様の親または保護者が本契約に同意する必要があります。お客様自身が本契約に同意した場合には、お客様が20歳以上であるというところ、ならびに、本契約が有効であり、お客様が、本契約におけるすべての法的な責任を負うことを保証します。本ソフトウェアの通信にかかるパケット通信料はお客様の自己負担となります。携帯電話会社から提供する「パケット定額サービス」の加入をお勧めします。通信契約を申し込んだ国以外で利用する場合、パケット定額サービスが適用されないことがありますのでご注意ください。 ※パケット定額サービスに加入されずに多額のパケット通信料が発生した場合でも、トレンドマイクロは一切の責任を負いません。

## 使用許諾契約書

### 第1条 使用権の許諾

トレンドマイクロは、本契約記載の条件に従い、本条で定めるお客様が自己所有(お客様が自己使用するリース物件またはレンタル物件を含みます)のモバイルハードウェアにおけるセキュリティ対策を目的とした以下の別独立の、再帰不能かつ複製不可能な権利をKDDI株式会社(KDDI株式会社所定のCATV会社を含みます)に譲渡いたします(以下「KDDI」といいます)または沖縄セルラー電話株式会社(以下「沖縄セルラー」といいます)の提供する所定のサービス(以下「本サービス」といいます)に加入されたお客様に対して許諾します。(a) 本サービス加入期間中、本サービスの適用対象となるハードウェア上で本ソフトウェアをKDDIまたは沖縄セルラーが許諾する数を限度に使用する権利。

### 第2条 著作権等

本ソフトウェアおよびマニュアル等本ソフトウェアに関連する一切のドキュメント(以下、総称して「ドキュメント」といいます)に関する著作権、特許権、商標権、ノウハウおよびその他のすべての知的財産権はトレンドマイクロまたはトレンドマイクロにこれを許諾した第三者へ法的に帰属します。2. お客様は、トレンドマイクロの事前の書面による承諾を得ることなく、本ソフトウェアおよびドキュメントを第三者へ貸貸、貸与または販売できないものとし、かつ、本ソフトウェアおよびドキュメントに担保権を設定することはできません。また、お客様は、トレンドマイクロの書面による事前の承諾を得ることなく、お客様の顧客サービス(有償・無償を問わず営利目的または付加価値サービスとして第三者へ提供されるサービス)の一端として本ソフトウェアを使用することはできないものとし、また、本ソフトウェアにつき、改変、リバースエンジニアリング、逆エンジニアリング、またはリバースエンジニアリング、総称して「改変等」といいますことはできないものとし、お客様の改変等を通じて本ソフトウェアに何らかの障害が生じた場合、トレンドマイクロは当該責任に関して一切の責任を負わないものとし、また、3. お客様は、本ソフトウェアに関する客観性を欠いた実験方法によるパフォーマンステストまたはベンチマークテストの結果を、トレンドマイクロの事前の書面による承諾を得ることなく、公表してはならないものとし、また、

### 第3条 保証および責任の限定

1. トレンドマイクロは、本ソフトウェア、ドキュメントまたは第4条に記載されるサポートサービスに関して一切の保証を行いません。また、トレンドマイクロは、本ソフトウェアもしくはドキュメントの機能またはサポートサービスの特定の機能に適合することを保証するものではなく、本ソフトウェアもしくはドキュメントの物理的な紛失、盗難、事故およびその他の損害に関するお客様の損害につき一切の補償を負いません。2. KDDIまたは沖縄セルラーが定める手続によるユーザー登録もしくはユーザー登録変更の届出がなされない場合またはその内容に不備がある場合、トレンドマイクロからお客様への通知、郵送およびその他のコンタクトの不達により生じる不利益および損害については、お客様の責任とさせていただきます。3. 本ソフトウェアの譲渡に関連して生じたいかなるトラブルについても、トレンドマイクロは一切の責任を負いません。また、トレンドマイクロは、合理的な理由に基づき不正な手段もしくは目的による譲渡または入手につき、使用停止の措置を講ずる場合があります。この場合、トレンドマイクロは、本ソフトウェアの利用者に責任がない場合であっても一切の補償を負いません。4. お客様が期待する成果を得るためのソフトウェアプログラム(本ソフトウェアを含みますがこれに限られません)の選択、導入、使用および使用結果につきましては、お客様の責任とさせていただきます。本ソフトウェアもしくはドキュメントの使用、サポートサービスならびにサポートサービスの提供を受けられないことに基づきお客様またはその他の第三者に生じたトレンドマイクロの責めに帰すべきいかなる事由から生じた損害、付随的損害、逸失利益、逸失利益、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害およびデータプログラムなど無体物の損害、ならびに第三者からの損害賠償請求に基づくお客様の損害に関してトレンドマイクロは一切の責任を負いません。5. 本契約のもとで、理由の如何を問わずトレンドマイクロがお客様またはその他の第三者に対して負担する責任の総額は、本契約のものとお客様が実際に支払った対価の100%を上限とします。ただしトレンドマイクロに故意または重大過失がある場合はその限りではありません。

### 第4条 サポートサービス等

1. トレンドマイクロは、KDDIまたは沖縄セルラーが定める手続に従い、本サービスに加入されたお客様に対し、本サービスへの加入期間中、以下に記載されるサポートサービス(以下サポートサービスといいます)を提供いたします。ただし、インターネット接続環境またはメールアドレスをお持ちでないお客様においては、一部に利用いただけないサポートサービスがあります。(a) 各種パターンファイル、検索エンジンおよび各種プログラムモジュールのアップデートサービス (b) メールまたはチャット等による問い合わせ対応 2. サポートサービスの提供に関するトレンドマイクロの義務は、本条1項記載の内容に関する合理的な努力を行うことに限られるものとし、また、トレンドマイクロは、以下のいずれかに該当するお客様に対してサポートサービスを提供する義務を負わないものとし、また、(a) KDDIまたは沖縄セルラーが定める手続に従って本サービスへの加入手続きを行っていないお客様 (b) 前項の変更の届出を行っていないお客様または当該変更の届出に不備があるお客様 (c) KDDIまたは沖縄セルラー所定のサービスへの契約を終了または契約を解除されたお客様 (d) 本ソフトウェアを、トレンドマイクロが対応外とするオペレーティングシステム(日本語版以外のオペレーティングシステムを含みます)上で使用しているお客様 (e) 日本語以外の言語にて問い合わせされたお客様 (f) KDDIまたは沖縄セルラーにおいて所定のサービスへの登録情報が確認できないお客様 3. トレンドマイクロは、以下の場合、お客様へ事前の通知を行うことなくサポートサービスの提供を停止できるものとします。(a) システムの緊急保守を行うとき (b) 火災、停電等の不可抗力および第三者による妨害等により、システムの運用が困難になったとき (c) 天災またはこれに類する事由により、システムの運用ができなくなったとき (d) 上記以外の緊急事態により、トレンドマイクロがシステムを停止する必要があると判断するとき 4. 前項にかかわらず、トレンドマイクロは、本ソフトウェアおよび一部の対応オペレーティングシステム上で使用される本ソフトウェアについて同社の裁量でサポートを終了することができるものと、同社がサポートを終了した本ソフトウェアについては、お客様に対するサポートサービスを提供する義務を負わないものとし、また、サポート終了製品は、別途サポートサービスの一端として配信するWebページ、電話またはファックスを介する問い合わせによってご案内いたします。 5. トレンドマイクロは、サポートサービスの提供でお客様からいただいた意見、感想等(文章および音声を含みます)がそれに関与しません。ただし第7条で定義する個人情報を除きます。以下ご意見等といえます。トレンドマイクロの製品やサービスの改善およびマーケティング活動等を目的として利用いたします。お客様は、トレンドマイクロに対して、当該ご意見等を全世界において無償で採否のみに使用する加工、複製、複製、公開、翻訳等を含みます権利を許諾するものとし、かつトレンドマイクロに対して当該ご意見等にかかる著作権、著作人格権等の知的財産権を行使しないものとし、また、

### 第5条 契約の解除

1. お客様が本契約に違反した場合、トレンドマイクロは本契約を解除することができます。この場合、お客様は、本ソフトウェアおよびドキュメントを一切使用することができません。 2. 前項に定める他、お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等組織に加入した者、特殊詐欺暴力団員等その他これらに準じる者(以下「暴力団等」といいます)に該当する、またはその各号のいずれかに該当することが判明した場合、トレンドマイクロは本契約を解除することができます。(a) 暴力団等が経営を支配しているまたは経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること (b) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること (c) 暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること (d) 役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること 3. 前項に定める他、お客様が自らもしくは第三者を利用して、次の各号に掲げるいずれかの行為を行う、またはそのおそれがあるとしてトレンドマイクロが判断した場合、トレンドマイクロは本契約を解除することができます。(a) 誹謗、暴力団行為、または脅迫的言説を用いる行為 (b) 違法行為または不当要求行為 (c) 業務を妨害する行為 (d) 名誉や信用等を毀損する行為 (e) その他前各号に準ずる行為 4. お客様は、本ソフトウェア、ドキュメントおよびそのすべての複製物を破棄することにより本契約を終了させることができます。この場合、本契約のもとでお客様が支払った一切の対価も返戻しません。 5. 本契約が終了するかまたは解除された場合、お客様は、本ソフトウェア、ドキュメントおよびそのすべての複製物をトレンドマイクロへ返却するかまたは破棄するものとします。

### 第6条 守秘義務

1. お客様は、(a) 本契約記載の内容、および、(b) 本契約に関連して知り得た情報(サポートサービスに関連する電話番号、メールアドレス、URL、ID、パスワード、更新キー、IPアドレスならびにサポートサービスの一端としてコンピュータネットワークを介して提供される情報内容を含みます)につき、トレンドマイクロの書面による承諾を得ることなく第三者(KDDI、沖縄セルラーを除きます)に開示、漏洩しないものとし、かつ、本契約における義務の履行または権利の行使に必要な場合を除き方法を問わず利用しないものとし、また、国家機関の命令による開示等正当なる事由に基づき開示する場合はこの限りではありませんが、その場合にはトレンドマイクロに対して速やかに事前の通知を行うものとし、また、 2. 前項にかかわらず、以下各号に定める事項については前項の適用を受けないものとし、また、(a) 開示を受けた時に既に公知である情報 (b) 開示を受けた後、自己の責によらず公知となった情報 (c) 開示を受ける前から、自己が適法に保有している情報 (d) 第三者から、守秘義務を負わず適法に入手した情報 (e) トレンドマイクロの機密情報を使用または参照することなく独自に開発した情報。

### 第7条 個人情報の取り扱いについて

1. お客様は、トレンドマイクロがお客様に関する以下の個人情報(変更後の情報を含みます。以下「個人情報」といいます。)につき必要な保護措置を講じたうえで収集、利用し、同社が定める相当な期間保有することに同意します。なお、トレンドマイクロは、お客様が製品利用の過程でトレンドマイクロのサーバに任意に保存した個人情報(個人番号、いわゆるマイナンバー等)を含みます)を利用することはありません。(a) 氏名、会社名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス等、KDDIおよび沖縄セルラーまたはお客様が第4条1項および3項に基づき届けた事項 (b) 購入製品、ユーザー登録日、契約の更新状況、対面の振込に関連して開示された情報等、お客様とKDDIおよび沖縄セルラーとの契約にかかわる事項 (c) お客様から提出された問い合わせ内容およびアンケートへの回答内容等 2. お客様は、トレンドマイクロがコンピュータまたはインターネットに接続するセキュリティ対策製品およびサービスの提供に関する事項において、以下の目的のために個人情報を利用することに同意します。(a) サポートサービスの提供 (b) 契約の更新案内 (c) トレンドマイクロの製品およびサービスに関する案内 (d) トレンドマイクロの製品およびサービスに関連のある他社製品の案内 (e) セキュリティに関する情報の提供 (f) アンケート調査ならびにキャンペーン、セミナーおよびイベントに関する案内等のマーケティング活動 (g) トレンドマイクロの製品またはサービスの開発を目的とした分析および調査ならびにベータテストの依頼に関する通知 3. お客様は、トレンドマイクロが前項の各行為を実施するにあたり、秘密保持契約書を締結したうえで同社の海外子会社および海外関連会社、販売代理店ならびに国内外の代行業者に対して本条第1項所定の個人情報を提供、もしくは、個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合があることに同意します。なお、当該個人情報を同社の子会社および関連会社、販売代理店ならびに代行業者に対して提供、もしくは、個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合には、適切な安全管理措置を講じた上で、電子メール、記憶媒体などの送付により行います。 4. お客様は、トレンドマイクロに対し、自己に関する客観的な事実に基づく個人情報に限り、開示するよう請求することができます。なお、開示請求にあたっては、別途トレンドマイクロが定める手続および手数料が必要となります。開示請求により万一個人情報の内容が正確または誤りであることが判明した場合、トレンドマイクロは速やかに当該個人情報の訂正もしくは削除に応じるものとします。 5. 前項にかかわらず、以下のいずれかに該当する情報については、トレンドマイクロは開示の義務を負わないものとし、また、(a) トレンドマイクロまたは第三者の営業秘密またはノウハウに属する情報 (b) 保有期間を経過し、現にトレンドマイクロが利用していない情報 (c) 個人に対する評価、分類、区分に関する情報 (d) トレンドマイクロ内部の業務に基づき記録される情報であって、これが開示されると業務の適正な実施に著しい支障をきたす恐れがあると同社が判断した情報 6. お客様は、トレンドマイクロが本条2項に記載される目的のために個人情報を利用することにつき停止および第三者への提供の停止の申し出を行うことができるものとし(但し、法令等に定めがある場合を除く)、同社は当該申し出を受けた場合利用停止の措置を講じるものとします。ただし、サポートサービスの提供または更新案内等、業務上必要な通知に同封または併記される製品案内、通知等についてはこの限りではありません。当該申し出に関するお問い合わせ、および個人情報の取り扱いに関するお問い合わせは、トレンドマイクロ 個人情報保護担当(兼個人情報保護管理責任者)privacy@trendmicro.co.jp となります。 7. お客様は、本契約が終了するかまたは解除された場合であっても、その理由の如何を問わず本条1項に基づきユーザー登録を行った事実に関する個人情報がトレンドマイクロにより一定期間利用されることに同意します。 8. お客様は本条1項に同意いただけない場合、本ソフトウェアに関する一部もしくは全部のサービス提供等を受けられない場合があります。

### 第8条 契約期間

1. 本契約の有効期間は、お客様が本契約に同意した日から、第5条に基づき本契約が終了するかまたは解除される時、もしくは本サービスへの加入期間が終了する時まで有効です。 2. KDDIまたは沖縄セルラー所定の手続を行うことにより本サービスへの加入期間を更新されたお客様には、本契約の最新の内容が適用されます。

### 第9条 一般事項

1. 理由の如何を問わず、トレンドマイクロからお客様へ通知、郵送およびその他のコンタクトを行う場合(サポートサービス提供の場合を含みますがこれに限られません)、当該通知、郵送およびコンタクト等の宛先は日本国内に限定されるものとし、また、 2. お客様は、本ソフトウェアおよびそれらにおいて使用されている技術(以下本ソフトウェア等という)が、外国為替および外国貿易法、輸出貿易管理令、外国為替令および省令、ならびに、米輸出貿易管理規則に基づく輸出規制の対象となる可能性があること、ならびにその他の国における輸出規制対象品に該当している可能性があります。

- があることを認識の上、本ソフトウェア等を適正な政府の許可なくして、禁輸国もしくは貿易制裁国の企業、居住者、国民、または、取引禁止者、取引禁止企業に対して、輸出もしくは再輸出しないものとします。
3. お客様は、本契約締結の時点で、米国の定められる禁輸国がキューバ、イラン、北朝鮮、スーダン、シリアであること、禁輸国に関する情報が以下のウェブサイトにおいて検索可能であること、ならびに本ソフトウェア等に関する米国の輸出管理法令の遵守が求められて責任があることを認識の上、適法な手段が与えられないよう、適切な手段を講じるものとします。  
<http://www.treas.gov/offices/enforcement/ofac/>  
<http://www.bis.doc.gov/complianceandenforcement/liststocheck.htm>
  4. 本契約の締結により、お客様が米国により現時点で禁止されている国の居住者もしくは国民でないこと、および本ソフトウェア等を受領することや禁止されていないことを認識し、お客様は、本ソフトウェア等を、大量破壊を目的とした、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイルの開発、設計、製造、生産を行うために使用しないことに同意するものとします。
  5. 本契約は、本ソフトウェアの使用に関する、本契約締結以前にお客様とトレンドマイクロとの間になされたすべての取決めについて優先して適用されます。なお、トレンドマイクロは、お客様へ事前の通知を行うことなく本契約の内容、サポートサービスの内容およびその他の告知内容を変更できるものと、従前の本契約の内容、サポートサービスの内容および告知内容は無効となり、最新の本契約の内容、サポートサービスの内容および告知内容が適用されるものとします。
  6. お客様は、トレンドマイクロからお客様への通知が電子媒体かつ電子的手段（POPUP等を含みます）によってなされる場合があること、および、当該通知を受領することに同意するものとします。
  7. 本ソフトウェアにおいて有害サイトのアクセス規制機能、フィッシング対策機能等を有する場合、お客様が当該機能を有効にし、Webページにアクセスした場合以下の事項がおこることがあります。  
(a) お客様がアクセスしたWebページのWebサーバー側の仕様が、お客様が入力した情報等をURLのオプション情報として付加しWebサーバーへ送信する仕様の場合、URLのオプション情報にお客様の入力した情報（ID、パスワード等）などを含んだURLがトレンドマイクロ（本号においてその子会社を含みます）のサーバーに送信されます。
- この場合、トレンドマイクロでは、お客様がアクセスするWebページの安全性の確認のため、これらのお客様より受領した情報にもとづき、お客様がアクセスするWebページのセキュリティチェックを実施します。
8. トレンドマイクロは、緊急またはやむを得ないと判断する場合に限り、お客様に事前の通知することなく、お客様がご利用する本ソフトウェアのアップデートをKDDIまたは沖縄セルラーへ依頼し、KDDIまたは沖縄セルラーより強制的に最新バージョンへアップデートが行われる場合があります。
  9. 第2条、第3条、第6条および本条の各定めは、本契約が解除、期間の満了またはその他事由によって終了したときであってもなおその効力を有するものとします。
  10. 本契約は、日本国法に準拠するものとします。本契約に起因する紛争の解決については、東京地方裁判所が第一審としての専属的管轄権を有するものとします。

トレンドマイクロ株式会社

#### 著作権について

本書に関する著作権は、トレンドマイクロ株式会社へ独占的に帰属します。トレンドマイクロ株式会社が事前に承諾している場合を除き、形態および手段を問わず、本書またはその一部を複製することは禁じられています。本ドキュメントの作成にあたっては細心の注意を払っていますが、本書の記述に誤りや欠落があってもトレンドマイクロ株式会社はいかなる責任も負わないものとします。本書およびその記述内容は予告なしに変更される場合があります。

#### 商標について

TREND MICROおよびウイルスバスターは、トレンドマイクロ株式会社の登録商標です。  
本書に記載されている各社の社名、製品名およびサービス名は、各社の商標または登録商標です。  
Copyright © 2017 Trend Micro Incorporated. All rights reserved.

# TOKAI グループ TLC 会員サービス約款

## 第1条(目的)

本約款は、株式会社TOKAIホールディングス(以下「当社」といいます)が運営する「TOKAIグループ TLC会員サービス」(以下「TLC会員サービス制度」といいます)の内容及び入会条件等について規定するものです。

## 第2条(運営)

- TLC会員サービス制度とは、当社が、自ら又は他社(以下「提携会社」といいます)と提携して第3条(会員資格)第1項で定める会員に対し、特典・サービス(以下「会員サービス」といいます)を提供する制度です。
- TLC会員サービス制度の運営業務は、当社のTLC会員サービス事務局(以下「事務局」といいます)が行います。
- 当社はTLC会員サービス制度の運営業務の一部を第三者に委託することがあります。

## 第3条(会員資格)

- TLC会員サービスの会員資格は、TOKAIグループ各社(以下「グループ各社」といいます)または当社が指定する提携会社のサービス等をご自身の名義で利用されている個人の方、その他当社が入会を認めた方とします。会員申込みは、本約款に同意のうえ、当社所定の申込書等(以下「入会申込フォーム」といいます)にて行うものとし、
  - 入会申込みをされた方が、次の各号の何れかに該当する場合は入会をお断りすることがあります。又、入会後、次の各号のいずれかに該当していたことが判明したとき又は該当するに至ったときは、当社は、会員資格を喪失させることができるものとします。
    - 16歳未満の場合。
    - ご自身の名義でグループ各社提供のサービス等を利用されている個人の方であっても、グループ各社が提供するサービス等を事業用途に利用されている場合。
    - 前項に規定されている会員資格を満たさない場合。
    - 入会申込フォームに記載した内容等に虚偽又は不備があった場合。
    - グループ各社が提供する一切のサービス又は販売する商品等に関して、現一つでも料金、又は送料を怠っている場合、又は怠るおそれがある場合。
    - 本約款又はその他当社若しくは提携会社が定める規約、法令等に違反した場合。
    - その他会員として当社が不適格と判断した場合。
- 会員は、会員たる地位及びそれに基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡することはできません。

## 第4条(会員サービス)

- 会員サービスの内容は、会員サービス用のウェブサイト(「<https://tlic.tokai.jp/>」)及び「<https://mypage.tokai-grp.jp/>」を以下「会員サイト」といいます)において定め、尚、当社は、必要に応じて会員サービスの内容等を予告なく変更することがあります。
- 当社は、TLC会員サービス制度に関する会員への通知を、会員サイトでの公表により代えることができるものとします。
- 会員サービスに関して、当社が会員サイトにて公表した事項並びに当社及び提携会社が別に定める規約等(以下「その他の規約」といいます)は、本約款の一部を構成するものとし、会員による会員サービスの利用等に適用されます。

## 第5条(会員カード)

- 当社は、希望される会員に対して、会員であることを証明し、会員サービスを受けられるカード(以下「会員カード」といいます)を1会員につき1枚発行します。
- 会員は、善良なる管理者の注意をもって会員カードを管理するものとします。
- 会員カードは、会員本人のみ利用できるとし、他人に譲渡、貸与したり、利用させたりすることはできません。

## 第6条(会員ページ)

- ポイント交換申請やポイント付と交換完了明確確認は、会員サイト内の会員専用のページ(以下「会員ページ」といいます)よりご利用頂けます。会員ページの利用には、会員サイトにて、会員ページログイン用のID(メールアドレス)及びパスワード、又は着信確認用のID(任意の文字列)と電話番号(以下、総称して「ログインID」といいます)の登録が必要です。
- 当社は、会員ページへのアカウント登録を行った会員に対し、ログインIDを付与します。
- 会員は、自身のログインIDを定期的に変更するなど他人に知られることのないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- 当社は、会員に付与したログインIDによって会員ページにログインされた場合には、会員本人による利用があったものとみなし、それらが盗用、不正使用その他の権利より会員本人以外のものが利用した場合であっても、それにより生じた損害について一切責任を負いません。

## 第6条の2(会員アプリ)

- 前条の規定にかかわらず、当社所定のアプリケーション(以下「会員アプリ」といいます。)をお客様が利用するスマートフォン端末又はタブレット端末にインストールした会員は、ポイント交換申請やポイント付と交換完了明確確認並びにポイント利用のためのQRリーダー等を、会員アプリ内にてご利用頂けます。会員アプリの利用には、前条第2項の規定に基づき当社から付与されたログインIDが必要です。
- 当社は、会員に付与したログインIDによって会員アプリにログインされた場合には、会員本人による利用があったものとみなし、それらが盗用、不正使用その他の権利より会員本人以外のものが利用した場合であっても、それにより生じた損害について一切責任を負いません。
- 会員アプリの機能等は予告なく変更することがあります。

## 第7条(家族ID)

- 当社は、会員から申請のあった場合、会員の家族用のログインID(以下「家族ID」といいます)を付与します。家族IDは、1会員につき4個を上限とします。
- 会員は、家族IDについても善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- 家族IDによって会員ページ及び会員アプリにログインされた場合には、全て会員本人による利用があったものとみなされます。
- 前項に規定する場合には、第6条第4項及び前条第2項の規定を準用します。

## 第8条(禁止行為)

会員は、次の行為を行わないものとします。

- 第三者になりすましてTLC会員サービス制度、会員サービス、会員サイト、会員アプリ又は会員カードを利用する行為。
- TLC会員サービス制度、会員サービス、会員サイト、会員アプリ又は会員カードにより利用する情報を改ざん又は消去する行為。
- 会員カードを偽造又は変造する行為。
- 違法、不正又は公序良俗に反する目的でTLC会員サービス制度、会員サービス、会員サイト、会員アプリ又は会員カードを利用する行為。
- 営利の目的でTLC会員サービス制度、会員サービス、会員サイト、会員アプリ又は会員カードを利用する行為。
- その他、当社が不適切と判断する行為。

## 第9条(入会金・年会費)

TLC会員サービス制度の入会金・年会費は無料です。

## 第10条(個人情報の取り扱い)

当社は、会員から取得した個人情報について、別に定める「プライバシーポリシー」に基づき適切に取り扱います。

## 第11条(著作権等)

- 当社がTLC会員サービス制度、会員サービスまたは会員サイト若しくは会員アプリにおいて提供する情報の著作権は、当社又は当社に利用許諾した第三者に帰属するものとします。会員は、私的使用目的の複製など著作権法上認められている範囲を除き、著作権者の許諾なしに、これらの著作物を複製、頒布、譲渡、貸与、翻訳、使用許諾、転載、商品化、再利用等することはできません。

- TLC会員サービス制度、会員サービス、会員サイト若しくは会員アプリ又は会員カードに関する特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権は全て当社又は当社が利用許諾した第三者に帰属しており、会員は、これらを侵害する行為をしてはなりません。

## 第12条(届出事項の変更)

- 会員は、当社へ届出された氏名・住所・電話番号等について変更があった場合、当社所定の方法により速やかに当社に届け出るとします。
- 前項の変更手続きが行われなかったことにより会員に生じた不利益又は損害については、当社は一切その責任を負いません。

## 第13条(会員カードの再発行)

- 会員カードの紛失又は盗難にあった場合、速やかに事務局までご連絡ください。会員の本人確認後、当該会員カードを失効させ、新しい会員カードを発行します。但し、この場合、再発行手数料を請求させていただく場合がございます。会員カードの紛失及び盗難が発生した時点から失効手続完了までの期間中における第三者による会員カードの不正利用その他の行為により会員が損害を被ったとしても、当社に故意又は重大過失がある場合を除き、当社は一切その責任を負いません。
- 会員カードの破損又は汚損があった場合、当社までご提示ください。破損等の状況を確認したうえで、新しい会員カードを発行します。但し、この場合も、再発行手数料を請求させて頂く場合がございます。会員カードの破損又は汚損による損害に際し、当社に故意又は重大過失がある場合を除き、当社は一切その責任を負いません。

## 第14条(退会)

- 会員は、当社所定の手続きによりTLC会員サービス制度を退会できるものとします。
- 会員が会員資格を喪失した場合は、その時点をもって自動的にTLC会員サービス制度から退会となります。
- 退会時にも、当社所定の方法により会員カードを回収する場合があります。

## 第15条(停止)

当社は、会員が次の各号の何れかに該当する場合は、会員に対して事前に通知することなく、会員サービスの利用を停止することがあります。

- 支払期日を経過しても、会員カード発行手数料その他の料金を支払わない場合。
- 第8条禁止行為の何れかに該当する行為を行った場合。
- 郵便、電話又は電子メールによっても、当社から会員へ連絡がつかない場合。
- 前各号のほか、本約款及びその他の規約、法令等に違反した場合。

## 第16条(有効期限)

会員カードの有効期限は、当社が会員に会員カードを発行したときから、会員が会員たる資格を喪失するまでとします。

## 第17条(損害賠償・免責)

- 会員は、本約款及びその他の規約、法令等に違反したとき、又は会員の責に帰すべき事由により、第三者に迷惑又は損害を与えた場合は、会員の責任と負担において解決するものとします。
- 会員カードの破損又は汚損、システム障害やシステムの保守管理等の事情により、会員が会員サービスを利用できない場合であっても、当社に故意又は重大過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。

## 第18条(本約款の変更)

- 本約款の内容は予告なく変更することがあります。その場合は会員サイトで公表します。
- 前項の公表後に会員が会員カード又は会員サービスを利用した場合、若しくは当社の定める期間中に退会手続きを行わない場合は、変更後の約款の内容を承諾したものとみなします。

## 第19条(会員サービスの中断・終了)

- 当社は、会員に対して、次の何れかの場合、予告なく会員サービスの一部又は全部を中断又は終了することがあります。その場合は会員サイトで公表します。
  - 災害等の非常事態の発生。
  - 法令の改廃や社会情勢の変化。
  - その他当社の都合による場合。

## 第20条(合意管轄裁判所)

会員と当社との間のTLC会員サービス制度に関連する一切の紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第21条(準拠法)

本約款の成立、効力、解釈並びにTLC会員サービス制度の運営及び会員サービスの提供に関しては、日本国法に準拠するものとします。

## 第22条(案内)

TLC会員サービス制度に関する問合せ並びに会員サービスに関する申請、変更等の手続は、事務局にご連絡いただくか、又は会員ページ若しくは会員アプリから行ってください。

## 【付則】

本約款は平成24年12月1日より適用します。

平成26年8月28日改正

平成27年11月26日改正

平成28年5月31日改正

平成31年4月1日改正

令和1年9月18日改正

令和1年11月1日改正

令和2年11月4日改正



# TLC ポイントサービス規約

## 第1条(目的)

本規約は、株式会社TOKAIホールディングス(以下「当社」といいます)が別に定める「TOKAIグループTLC会員サービス約款(以下「TLC会員サービス約款」といいます)」の第4条(会員サービス)に基づき、当社が会員に提供するTLCポイントプログラムサービス(以下「ポイントサービス」といいます)の内容及び提供条件等を定めるものです。本規約に定めのない事項については、TLC会員サービス約款及び当社が提携する会社(以下「提携会社」といいます)が定める規約、約款等(以下「提携先規約等」といいます)が適用されます。

## 第2条(定義)

本規約における用語の定義は次の各号のとおりとします。

- (1)「TLCポイント」とは、第3条TLCポイントの付与に定める提供条件に従って、当社から会員に対して付与された電子情報であって、本規約に基づき、当社の指定する商品若しくはチケット等(以下「指定商品等」といいます)との交換、提携ポイントへの交換、当社指定のTOKAIグループ各社の商品若しくはサービスの代金の全部若しくは一部の支払い又は加盟店における商品若しくはサービスの代金の全部若しくは一部の支払いに利用することができる電子情報をいいます。
- (2)「提携先ポイント」とは、提携先規約に基づき提携先が発行する電子情報を含みます。
- (3)「TLCポイント対象取引」とは、本規約に従って、会員がTLCポイントが付与される取引として当社が指定した取引をいいます。
- (4)「会員サイト」とは、TLC会員サービス約款に規定する、会員サービス用のWEBサイト(「https://tlc.tokai.jp/」及び「https://mypage.tokai-grp.jp/」)をいいます。
- (5)「会員アプリ」とは、会員がTLC会員サービスの機能を利用するために、会員が使用するスマートフォン端末又はタブレット端末にインストールする当社所定のアプリをいいます。
- (6)「加盟店」とは、当社との間で当社所定の加盟店契約を締結した店舗等であって、当社が当該店舗等において提供する商品又はサービスの代金の全部又は一部の支払いにTLCポイントを利用することを認めた店舗等をいいます。

## 第3条(TLCポイントの付与)

1. 会員がTLCポイント対象取引を行った場合、当社は会員に所定のTLCポイントを付与します。TLCポイント対象取引に指定されていない取引についてはTLCポイントを付与しません。
2. TLCポイント対象取引、及び付与されるTLCポイント、家族間でのポイントの集約その他のTLCポイント付与にかかる諸条件は、会員サイトにおいて公表します。
3. 当社は、前項の公表した内容を予告なく変更することがあります。変更した内容については、都度会員サイトにて公表します。

## 第4条(TLCポイントの利用)

1. 会員は、当社が定める範囲及び条件で、TLCポイントを次の各号の用途に利用(以下「ポイント利用」といいます)することができます。ポイント利用における諸条件及び必要手順は、会員サイトにて公表し、内容を変更する場合についても、同様とします。
  - (1) TLCポイントを指定商品等又は提携先ポイントへ交換すること
  - (2) 当社指定のTOKAIグループ各社の商品又はサービスの代金の全部又は一部の支払いに利用すること
  - (3) 加盟店の商品又はサービスの代金の全部又は一部の支払いに利用すること
2. 会員は、ポイント利用のうち、前項第3号に規定するサービスを利用するためには、会員アプリをお使いのスマートフォン端末又はタブレット端末にインストールするほか、当社指定の手続きを経る必要があります。
3. TLCポイントを交換することのできる指定商品等若しくは提携先ポイント又はTLCポイントを支払いに利用できるTOKAIグループ各社が提供する商品若しくはサービス又は加盟店が提供する商品若しくはサービスは、予告なく、変更される場合があります。
4. 会員はポイント利用に際し、当社が必要と定める情報を当社に提供するものとします。
5. 会員は、指定商品等及び提携先ポイントの利用条件については、それぞれ本規約、TLC会員サービス約款、TLCチケット規約並びに提携先規約等に従わなければなりません。
6. 当社は、提携先ポイントへの交換及びその後の提携先ポイントの利用に関しては、いかなる責任も負いません。

## 第5条(付与・利用の不可)

1. 次のいずれかの事由が生じた場合、第3条に基づくTLCポイントの付与ができない場合があります。
  - (1) TLCポイント対象取引における会員の登録情報と、TLC会員サービスにおける登録情報が一致しない場合
  - (2) TLCポイント対象取引において、料金の支払いが確認できない場合
  - (3) TLCポイント対象取引に関して、取引の一時停止その他の理由により料金が発生しない場合
  - (4) その他前各号に準じる事由が生じた場合
2. 次のいずれかの事由が生じた場合、当該事由が解消されるまで、第4条に基づくポイント利用はできません。
  - (1) 停電、システム障害等その他やむを得ない事由がある場合。
  - (2) 会員サービスの利用が停止された場合
  - (3) その他会員が本規約、TLC会員サービス約款又は提携先規約等に違反し、又は違反する恐れがある場合であって、当社がポイント利用を停止した場合。
3. 前二項に基づき、TLCポイントの付与又はポイント利用ができないことにより会員に損害等が生じた場合であっても、当社に故意又は重大過失がある場合を除き、当社は一切その責任を負いません。

## 第6条(残高・履歴の確認)

1. TLCポイントの付与履歴及び利用履歴、提携先ポイントへの交換履歴、TLCポイントの残高等については、会員サイト又は会員アプリにおいて確認することができます。
2. 前項記載の履歴の範囲等については、当社が定めるところによります。

## 第7条(換金の禁止)

TLCポイントは、いかなる場合においても直接現金と交換することはできません。

## 第8条(譲渡等禁止)

会員は、付与されたTLCポイントを第三者に貸与、譲渡、又は質入れ等の担保に供することはできません。

## 第9条(返金時の処理)

1. TLCポイントを付与したTLCポイント対象取引について、当社から会員に返金処理をした場合、第3条(TLCポイントの付与)に従って付与されたTLCポイントは、返金額に従い減算されます。
2. 前項によりTLCポイント残高がマイナスとなった場合、当社は、マイナス分を現金にて支払うよう、会員に請求することができるものとします。

## 第10条(付与ポイントの取消し)

次のいずれかの事由が生じた場合、当社は、会員に付与したTLCポイントの全部又は一部を取り消すことがあります。

- (1) 会員が不正行為を働いた場合。
- (2) 会員が本規約、TLC会員サービス約款又は提携先規約等に違反する行為を行った場合。
- (3) その他前各号に準じる場合。

## 第11条(個人情報の提供)

会員は、TLCポイントの付与及びポイント利用並びにこれらに付随するサービスのために、TLC会員サービス約款の第10条(個人情報の取り扱い)に定める個人情報を、当社からTOKAIグループ各社、提携会社及び加盟店に開示することがあることについて予め同意するものとします。

## 第12条(有効期限)

1. TLCポイントの有効期限は、付与日から3年間とします。この期間の経過により、TLCポイントは自動的に失効します。
2. 当社は、前取の期間とは異なる有効期限のポイント(以下「期間限定ポイント」といいます)を付与する場合があります。期間限定ポイントにかかる諸条件は、会員サイト等において別途定めます。

3. 前二項に関わらず、会員がTLC会員サービスを退会した場合又は会員資格を喪失した場合、その時点をもって、会員が保有するすべてのTLCポイントは自動的に失効します。

## 第13条(本規約の変更)

1. 当社は、会員の承諾なくして本規約の内容を変更することがあります。内容を変更した場合は、会員サイトにて公表します。
2. 公表後、会員がポイントサービスを利用した場合、もしくは当社に定める期間内に会員サービス制度の退会手続きを行わない場合は、変更後の規約の内容に会員が承諾したものとみなします。

## 第14条(ポイントサービスの中断・終了)

- 当社は、会員に対して、次の何れの場合、予告なくポイントサービスの全部又は一部を中断又は終了することがあります。その場合は、会員サイトにて公表します。
- (1) 災害等の非常事態の発生。
  - (2) 法令の改廃や社会情勢の変化。
  - (3) その他当社の都合による場合。

## 第15条(案内)

1. ポイントサービスに関する事項は、会員サイト及び当社のTLC会員サービス事務局で案内していますので、本規約及びTLC会員サービス約款と併せてご参照下さい。尚、会員サイト等において公表又は通知した事項についても、本規約の一部を構成するものとし、当社は、本規約上の内容を会員サイト等ご定める内容より変更することができるものとします。尚、本規約上の内容と会員サイト等ご定める内容が抵触する場合には、会員サイト等ご定める内容が優先するものとします。
2. 提携会社のサービスに関する事項は、提携会社のホームページ及び相談窓口で案内していますので、本規約及び提携先規約等と併せてご参照下さい。

## 【付則】

- 本規約は平成24年12月1日より適用します。
- 平成25年12月1日改正  
平成26年8月28日改正  
平成27年11月26日改正  
平成28年5月31日改正  
平成29年8月1日改正  
平成31年4月1日改正  
令和2年11月4日改正

# 株式会社 トコちゃんねる静岡

登録番号（電気通信事業者）：海第 22 号 代理店届出番号：第 F2011838 号



○お問い合わせ



**0120-275-340**

(音声ガイダンスをご確認ください)